

業務委託一者特命随意契約結果一覧（令和4年4月～6月契約分）

◆年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。（No.416, 417, 418を除く。）

※令和5年11月30日、457番～468番を追加しました。

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|-------------------------|--------------------|-----------|------------|---|-----------------------|------------------------------|
| 1 | 浜松市地域防災無線保守点検業務 | NEC静岡ビジネス株式会社 浜松支店 | R4. 4. 1 | 12,496,000 | 当該無線装置は製造元であるNECの独自仕様システムの統制台、制御装置、通信回線等により整備されている。そのため、NECの関連会社でないと業務を適切に実施することができない。市登録業者では指名業者のみに限定される。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 危機管理監 危機管理課（電話：053-457-2537） |
| 2 | 令和4年度防災情報放送及び制作業務 | 浜松エフエム放送株式会社 | R4. 4. 1 | 2,574,000 | 放送にあたって本庁で保有していない放送機器が必要であることから、市内の地域コミュニティFM放送会社が保有する放送機器を活用するとともに放送時間を利用するものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 危機管理監 危機管理課（電話：053-457-2537） |
| 3 | 令和4年度浜松市防災情報システム改修業務 | 株式会社SBS情報システム | R4. 4. 15 | 7,249,000 | 浜松市防災情報システムは株式会社SBS情報システムが開発した当市用の独自システムであり、株式会社SBS情報システムが管理するシステムである。以上のことから他社では取り扱いができないため、1者特命とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 危機管理監 危機管理課（電話：053-457-2537） |
| 4 | 令和4年度浜松市防災情報システムGIS改修業務 | ESRIジャパン株式会社 | R4. 4. 28 | 3,960,000 | 浜松市防災情報システムGISは、ESRIジャパン株式会社が開発した当市用の独自システムであり、ESRIジャパン株式会社が管理するシステムである。以上のことから、改修業務が可能な唯一の業者であるため、一者特命とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 危機管理監 危機管理課（電話：053-457-2537） |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|--|-------------------|-----------|-----------|---|-----------------------|-------------------------------|
| 5 | 新規採用職員接遇研修業務委託 | 株式会社S S ブレイン | R4. 4. 1 | 2,640,000 | 業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適當ではないため。また、令和2年度に指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定した。令和3年度に研修を実施し、受講者から高い評価を受けているため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 総務部人事課 (電話 : 053-457-2088) |
| 6 | 令和4年度 人事考課研修業務（①人事考課基礎、②育成面談能力向上） | 学校法人産業能率大学 | R4. 4. 6 | 1,670,570 | 浜松市人材育成基本方針及び人事考課制度の立案に携わっており、本市の実際の制度運用に則した研修を実施する上で、他の事業者に代替することは困難であるため。また、過去の人事考課研修において、受講者から高い評価を受けているため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 総務部人事課 (電話 : 053-457-2088) |
| 7 | マネジメント能力向上研修業務 | 株式会社行政マネジメント研究所 | R4. 4. 5 | 1,094,640 | 業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適當ではないため。また、令和2年度に指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定した。令和3年度に研修を実施し、受講者から高い評価を受けているため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 総務部人事課 (電話 : 053-457-2088) |
| 8 | 職場の接遇センスアップ研修業務（①接遇向上リーダー育成、②接遇意識・スキル向上） | 株式会社日本マネジメント協会 | R4. 5. 25 | 1,041,100 | 業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適當ではないため。また、令和2年度に指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定した。令和3年度に研修を実施し、受講者から高い評価を受けているため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 総務部人事課 (電話 : 053-457-2088) |
| 9 | キャリアデザイン研修業務 | 株式会社ビーコンラーニングサービス | R4. 4. 5 | 1,498,840 | 業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適當ではないため。また、令和元年度に指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定した。令和2及び3年度に研修を実施し、受講者から高い評価を受けているため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 総務部人事課 (電話 : 053-457-2088) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|------------------------------|----------------|-----------|------------|---|-----------------------|-----------------------------------|
| 10 | 包括外部監査 | 岡野 英生 | R4. 4. 1 | 14,616,000 | 包括外部監査契約は、特定の資格を有する者と契約する必要があり、効果的な監査を行うため、地方自治体監査を行うにふさわしい特定の者をその者の能力、識見等を熟知している関係団体から推薦を受ける方法により選任し、当該契約を締結することが適切であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 総務部政策法務課 (電話 : 053-457-2798) |
| 11 | 例規システム・サーバ賃貸借及び例規データ更新業務等委託等 | 株式会社ぎょうせい | R4. 4. 1 | 5,297,490 | ・例規システムの現行のフォーマットは10年以上運用された物であり、移行作業に労力を要するほか、新しいフォーマットを現行のフォーマットと同程度使いこなすことは困難であり、業務に大きな支障を生じさせるため。 ・新しい例規システムを選定するとなると、その稼働に適したサーバやソフトウェアを新たに調達しなければならなくなり、別途調達費用が発生する可能性が高いため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 総務部政策法務課 (電話 : 053-457-2250) |
| 12 | 浜松市職員のストレスチェック制度及び研修等業務 | 株式会社 フジEAPセンター | R4. 6. 15 | 10,748,375 | 本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公務型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 総務部職員厚生課 (電話 : 053-457-2386) |
| 13 | 浜松市SDGsホームページリニューアル業務 | 株式会社ミライエ | R4. 6. 1 | 1,595,000 | 浜松市ホームページ内において、浜松市SDGs推進プラットフォームの会員の一覧ページ及び個別情報ページの自動生成や、検索・絞込機能の付加などのリニューアルは、「オープンデータプラットフォーム」を活用することとなっている。 株式会社ミライエは、オープンデータプラットフォームのシステム開発及び運営事業者であり、本業務が実施可能な唯一の事業者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 企画調整部企画課 (電話 : 053-457-2241) |
| 14 | 令和4年度浜松市若年層向け情報発信業務 | 株式会社日本旅行 浜松支店 | R4. 6. 1 | 4,400,000 | 本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 企画調整部広聴広報課 (電話 : 053-457-2021) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|-------------------------------------|---------------------|----------|--------------|---|-----------------------|------------------------------------|
| 15 | 令和4年度浜松市広報動画制作業務 | 株式会社ジェイアール東海エージェンシー | R4. 6. 1 | 7, 260, 000 | 本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 企画調整部広聴広報課 (電話 : 053-457-2021) |
| 16 | 令和4年度えんてつビジョン広報動画放送業務 | 遠州鉄道株式会社 | R4. 4. 1 | 1, 045, 440 | えんてつビジョンの管理・運営を行っている唯一の業者が遠州鉄道株式会社であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 企画調整部広聴広報課 (電話 : 053-457-2021) |
| 17 | 令和4年度浜松エフエム放送におけるラジオ番組・CMの制作及び放送業務 | 浜松エフエム放送株式会社 | R4. 4. 1 | 4, 573, 800 | 浜松エフエム放送株式会社は、浜松市民に向け行政情報を発信する唯一のコミュニティ放送局であり、代理店を通さず直接放送局と契約することにより、多くの放送回数を確保することができ、より安価でかつ効果的な市政情報の発信ができるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 企画調整部広聴広報課 (電話 : 053-457-2021) |
| 18 | 令和4年度浜松駅構内サイネージ「浜松駅ツインビジョン」広報動画放送業務 | 株式会社ジェイアール東海エージェンシー | R4. 4. 1 | 1, 320, 000 | J R 浜松駅構内に設置されているサイネージの管理・運営を行っている唯一の業者が株式会社ジェイアール東海エージェンシーであるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 企画調整部広聴広報課 (電話 : 053-457-2021) |
| 19 | 令和4年度浜松市における地域日本語教育の総合的な体制づくり推進業務 | 公益財団法人浜松国際交流協会 | R4. 4. 1 | 40, 205, 000 | 当業務は、地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進するものであり、実施にあたっては、文化庁地域日本語教育コーディネーター研修を修了した総括コーディネーターを常勤で配置することが必要である。日本語教育に精通した総括コーディネーターを有し年間を通じて常勤配備することができるには公益財団法人浜松国際交流協会のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 企画調整部国際課 (電話 : 053-457-2359) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|-------------------------------------|----------------|----------|------------|---|-----------------------|---------------------------------|
| 20 | 多言語による緊急情報提供体制づくり推進業務 | 公益財団法人浜松国際交流協会 | R4. 4. 1 | 2,992,000 | 当業務は、多言語による緊急情報提供体制づくりを推進するものであり、実施にあたっては、総務省が養成する災害時外国人支援情報コーディネーター及び一般財団法人自治体国際化協会が認定する多文化共生マネージャーを配置し、本地域としての体制構築につなげる必要である。 両専門人材を有し、年間を通じて常勤配備することができるるのは公益財団法人浜松国際交流協会のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 企画調整部国際課 (電話 : 053-457-2359) |
| 21 | 外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業（浜松市外国人の子供の就学促進業務） | 公益財団法人浜松国際交流協会 | R4. 4. 1 | 41,030,000 | 当業務には、支援の対象となる就学相当年齢の外国人の子供の多くがブラジル国籍であることから、日本語とポルトガル語のバイリンガルを常時配置する必要がある。加えて、精神面に課題を抱える子供のカウンセリングの実施可能な資格を有する人材が必要である。浜松国際交流協会は、バイリンガルの就学支援に関する実務経験者とブラジル人心理士を有し、不就学等就学に課題を抱える家庭への訪問調査、就学支援教室の開催、カウンセラー派遣等の本業務に必要な内容を全て包括して実施可能な市内唯一の団体である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 企画調整部国際課 (電話 : 053-457-2359) |
| 22 | 浜松市外国人学習支援センター業務 | 公益財団法人浜松国際交流協会 | R4. 4. 1 | 37,400,000 | 当センター業務は、生活者としての定住外国人等を対象に、総合的な学習支援施策を講ずるとともに、地域における学習支援体制の充実を図るものであり、外国人の日本語教育・指導のための専門知識や経験及び多文化理解に関する幅広い知見と人的ネットワークが必要であるとともに、日本語教師等の有資格者、文化庁地域日本語教育コーディネーター等の専門知識を有する日本語学習支援者による遂行が不可欠である。当該要件を満たし、日本語学習等支援者養成講座等、複数の講座を総合的に実施できるのは公益財団法人浜松国際交流協会のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 企画調整部国際課 (電話 : 053-457-2359) |
| 23 | 浜松市多文化共生総合相談ワンストップセンター業務 | 公益財団法人浜松国際交流協会 | R4. 4. 1 | 28,578,000 | 当業務は、外国人市民に多言語生活相談や情報提供を行う施設として、年間を通じて6言語のバイリンガル相談者を各言語1人以上、日本語とポルトガル語のバイリンガル人材を1人以上配置するとともに、相談員への指導を行うソーシャルワークに精通した人材、出入国管理や法務等の専門機関との連携を図るコーディネーターの配備が必要となる。 多言語に対応する相談員等を配備し、外国人市民からの相談に年間を通じて対応できる人材とノウハウを有するのは公益財団法人浜松国際交流協会のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 企画調整部国際課 (電話 : 053-457-2359) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|-------------------------------|----------------|-----------|------------|--|-----------------------|---|
| 24 | 浜松市多文化共生センター業務 | 公益財団法人浜松国際交流協会 | R4. 4. 1 | 27,610,000 | 当業務は、多文化共生を推進する拠点として、自治体国際化協会が認定した多文化共生マネージャーや、外国人コミュニティに精通し対応が可能な専門知識と実務経験を持つスタッフを常勤で配置することが必要となる。 多文化共生マネージャーかつバイリンガルである職員などの専門人材を有し年間を通じて常勤配備することができるは公益財団法人浜松国際交流協会のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 企画調整部国際課 (電話 : 053-457-2359) |
| 25 | 浜松市業務システムFit&Gap分析等調査委託（健康管理） | 日本コンピューター株式会社 | R4. 5. 30 | 17,110,500 | 現行システムはパッケージシステムのため、著作権を有する日本コンピューター株式会社しか分析作業ができるない。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話 : 053-457-2724) |
| 26 | 文字情報基盤文字同定作業 | 株式会社日立製作所 中部支社 | R4. 6. 30 | 9,240,000 | 浜松市で使用する外字は共通基盤システムで作成・管理しているため、外字ファイルの抽出、IPAmj明朝への文字同定および変換テーブル作成・適用・検証、システム間連携テスト等の一連の作業は共通基盤システムを運用保守している日立製作所しかできない。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話 : 053-457-2724) |
| 27 | 令和4年度行政情報系ネットワーク運用業務 | 日本電気株式会社 浜松支店 | R4. 4. 1 | 17,516,400 | 現在のネットワーク構築は日本電気が行ったもので、日本電気が独自にカスタマイズした著作物（プログラム等）であり、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話 : 053-457-2723) |
| 28 | 令和4年度LGWANネットワーク運用業務 | 日本電気株式会社 浜松支店 | R4. 4. 1 | 1,138,500 | 現在の浜松市のLGWANネットワーク構築は日本電気が行ったもので、日本電気が独自にカスタマイズした著作物（プログラム等）であり、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話 : 053-457-2723) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|-----------------------------|-------------------------|----------|------------|--|-----------------------|---|
| 29 | 令和4年度ネットワーク連携システム運用業務 | 富士通 J a p a n 株式会社 浜松支店 | R4. 4. 1 | 3,247,200 | 本システムの構築は富士通株式会社が行ったものであり、独自にカスタマイズした著作物（プログラム等）であり、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話：053-457-2723) |
| 30 | 令和4年度地域情報系ネットワーク運用保守業務 | 西日本電信電話株式会社 浜松支店 | R4. 4. 1 | 13,750,000 | 現在の地域情報系ネットワーク構築はNTT西日本が行つたものであり、その納品物にはNTT西日本が独自にカスタマイズした著作物（プログラム等）を含んでいる。これにより、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話：053-457-2723) |
| 31 | 令和4年度地図情報システム(GIS)運用保守業務 | 株式会社インフォマティクス | R4. 4. 1 | 7,678,000 | 本システムはインフォマティクスの著作物（プログラム）を導入しており、運用保守及び機器更新のためのシステム設定等は他の事業者では不可能なため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話：053-457-2723) |
| 32 | 令和4年度二要素認証システム運用保守業務 | 日本電気株式会社 浜松支店 | R4. 4. 1 | 8,794,007 | 二要素認証システムは、浜松市のネットワークおよび端末環境に合わせた調整等が必須となるセキュリティシステムであり、著作権の関係によりソフトウェアの調整は日本電気株式会社でなければ実施することができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話：053-457-2723) |
| 33 | 令和4年度パソコン監視・遠隔制御システム等運用保守業務 | 遠鉄システムサービス株式会社 | R4. 4. 1 | 5,995,000 | パソコン監視・遠隔制御システム等の構築は遠鉄システムサービスが独自にカスタマイズした著作物（プログラム等）であり、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話：053-457-2723) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|---------------------------------|-------------------------------|-----------|-------------|---|-----------------------|---|
| 34 | 浜松市本庁舎非常用発電機保守点検業務委託 | ヤンマーエネルギーシステム株式会社名古屋支店 | R4. 4. 1 | 4,290,000 | 本設備は、ヤンマーエネルギーシステム株式会社が設計製作したもので、点検にあたっては、メーカー独自のノウハウが必要であり故障原因の解析については、製作会社しかできない。 また、製造物責任の所在を明確にさせるとともに、点検後の一貫した保証を持たせる必要がある。さらに万一の事故時には、原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには当該発電機の構造を熟知している技術者を常時確保していなければならないため、ヤンマーエネルギーシステム株式会社との随意契約とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 財務部アセットマネジメント推進課 (電話 : 053-457-2278) |
| 35 | 令和4年度市単独事業阿藏山自然環境配慮業務 | 株式会社フジヤマ | R4. 4. 15 | 4,730,000 | ・本業務は、浜松市沿岸域の防潮堤整備に使用する土砂の搬出地であった阿藏山において、平成25年度から平成28年度に移植した貴重な動植物について、生育・育成状況を確保し、保全することを目的としている。 ・本業務の目的を達成するには、移植した貴重な動植物の生態系に精通している業者が、移植した当初から現在までのモニタリング調査状況・保全内容を踏まえて調査・保全事業を行っていく必要がある。こうした要件を満たしている事業者は、当初から現在まで本業務を行ってきた経験やノウハウのある株式会社フジヤマをおいてほかに無いため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 財務部アセットマネジメント推進課 (電話 : 053-457-2276) |
| 36 | 公共事業に伴う測量及び表示に関する登記事務 (単価契約) | 公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会西部事務所 | R4. 4. 1 | 224,461,000 | ・調査士協会は、その設立目的が「専門的能力を結合して、官公署等による調査・測量、その登記の適正かつ迅速な実施に寄与すること」にあるため、公益性が高く組織的な業務執行が可能であるとともに、執行者の責任が明確であることが保証されている。 ・測量及び登記事務は、物件が市内に点在し業務が不定期に発生すると共に、物件によって事前の調査方法や法務局との協議内容が異なり、予定価格の算定が困難で時間を使う場合もあるため、調査士協会との年間契約（単価契約）による業務遂行が妥当である。 以上のことから、本市における本業務の確実な遂行と正確性を確保し、将来に亘り成果物に対する信頼性が担保されている者は、調査士協会の他には無いため随意契約とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 財務部アセットマネジメント推進課 (電話 : 053-457-2276) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|---|------------------|----------|------------|---|-----------------------|---------------------------------|
| 37 | 令和4年度 建設総合情報システム保管管理システム等保守業務 | 株式会社浜名国際湖頭脳センター | R4. 4. 1 | 6,996,000 | 当システムは、当該会社が開発したもので、システム構成等の多くが特殊仕様であり、本業務を履行できる唯一の者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 財務部技術監理課 (電話 : 053-457-2426) |
| 38 | 令和4年度 土木設計積算システムデータ等更新業務 | 株式会社浜名国際湖頭脳センター | R4. 4. 1 | 6,798,000 | 当システムは、当該会社が開発したもので、システム構成等の多くが特殊仕様であり、本業務を履行できる唯一の者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 財務部技術監理課 (電話 : 053-457-2426) |
| 39 | 令和4年度浜松納税意識啓発業務 | 浜松納税意識啓発市民会議 | R4. 4. 1 | 2,500,000 | 本事業は、税の専門性を踏まえつつ、オール浜松で市民自身による納税意識の機運醸成を図ることを目指すものであり、これに合致するのは市内の税関係団体・商工関係団体・報道機関等からなる「浜松納税意識啓発市民会議」のみのため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 財務部税務総務課 (電話 : 053-457-2141) |
| 40 | 令和4年度 浜松市税及び国民健康保険料のコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリによる収納業務 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ | R4. 4. 1 | 54,313,571 | 令和5年度からQRコードを活用した共通納税システム収納が全国一斉に開始することが予定されており、開始前となる令和4年度については、事業者変更に伴う初期導入経費・構築期間の発生を抑え、市民の混乱を避けつつ同等のサービスを維持するために、現行事業者と契約する必要がある。モバイルレジの権利を有し、その運用が可能な者は株式会社エヌ・ティ・ティ・データのみであり、他業者では契約できないため随意契約（一者特命）とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 財務部税務総務課 (電話 : 053-457-2261) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|------------------------------------|---------------|----------|-----------|---|-----------------------|------------------------------|
| 41 | 個人住民税システム改修業務 (関係各課の賦課情報参照への対応) | 日本電気株式会社 浜松支店 | R4. 4. 1 | 3,355,000 | 住民情報システム（個人住民税システム）は、日本電気株式会社が著作権等を保有するパッケージシステムを利用していることから、同システムを改修する本業務は、同社のみで可能であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 財務部市民税課 (電話：053-457-2166) |
| 42 | 固定資産税評価地理情報システム保守運用業務 | 株式会社フジヤマ | R4. 4. 1 | 5,170,000 | 浜松市固定資産税評価地理情報システムは開発業者である株式会社フジヤマに著作権があり、同社でなければシステムの保守運用作業を行うことができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 財務部資産税課 (電話：053-457-2629) |
| 43 | 固定資産税システム改修業務 (関係各課の登記情報参照への対応) | 日本電気株式会社 浜松支店 | R4. 4. 1 | 4,675,000 | 固定資産税システムは開発業者である日本電気株式会社が保守運用を行って稼働しているシステムであり、同社でなければシステム改修を行うことができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 財務部資産税課 (電話：053-457-2629) |
| 44 | 償却資産業務支援システム保守運用支援業務 | 日本電気株式会社 浜松支店 | R4. 4. 1 | 2,420,000 | 償却支援システムは、当課職員がアクセスできるファイル共有サーバー内のMsAccessのデータベースを、職員の端末から更新するシステムであり、システムの構築のみならず、その後の保守運用支援が重要となる。その際、実際のデータを使って検証する必要があるため、保守運用支援を行うためには次の要件を満たす必要がある。 ①業者はファイル共有サーバーへのアクセスができないため、浜松市(地域情報センター)に類似環境を構築するサーバー、端末を用意することができる。 ②データを外部に持ち出さずに、用意した類似環境を用いて作業する場所を確保できること。 これらの条件を満たし、この委託業務を行える業者は、当該業者以外にはないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 財務部資産税課 (電話：053-457-2156) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|----------------------------------|--|---------|------------|--|-----------------------|--------------------------------|
| 45 | 浜松市固定資産税評価地理情報システム改修業務(連携機能改修業務) | 株式会社フジヤマ | R4.5.13 | 2,783,000 | 浜松市固定資産税評価地理情報システムは開発業者である株式会社フジヤマが保守運用を行って稼働しているシステムであり、同社でなければシステムの改修を行うことができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 財務部資産税課 (電話: 053-457-2629) |
| 46 | 浜松市住民情報システム等改修業務(連携機能改修業務) | 日本電気株式会社 浜松支店 | R4.5.16 | 23,089,000 | 浜松市住民情報システムは開発業者である日本電気株式会社が保守運用を行って稼働しているシステムであり、同社でなければシステムの改修を行うことができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 財務部資産税課 (電話: 053-457-2629) |
| 47 | 時点修正実施のための意見書作成業務 | 静岡県不動産鑑定協同組合、一般財団法人不動産研究所浜松支所、中部ガス不動産株式会社特定業務委託共同体 | R4.6.17 | 9,982,500 | ①浜松市の土地価格事情を熟知し、標準宅地の鑑定評価に関わった不動産鑑定士が所属していること。②市内全域に所在する時点修正対象地点(825地点)の下落状況の調査を遅滞なく行えること。③公的価格との均衡及び市内全域での均衡の取れた下落修正を行うために、調査を行う鑑定士間で情報交換及び調整を図ることができる。 以上の条件を満たすのは今回結成された共同企業体をおいてほかにはないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 財務部資産税課 (電話: 053-457-2629) |
| 48 | 浜松市滞納整理業務BIツール環境運用支援及び保守業務 | 日本電気株式会社 浜松支店 | R4.4.1 | 2,645,500 | BIツールは滞納整理方針決定の支援、滞納処分の平準化を図るための補助的ツールであるが、現在使用しているテンプレートは平成30年から職員の滞納整理のノウハウを日本電気株式会社によって可視化したものであり、日本電気株式会社に帰属している。また、テンプレートが正常に表示されないなど障害発生時の原因分析、復旧作業を迅速に対応するためには、BIツールに関する構成を正確に把握していかなければならないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 財務部収納対策課 (電話: 053-457-2268) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|----------------------------|------------------|----------|-------------|---|-----------------------|--|
| 49 | 滞納管理システム民法改正対応改修業務 | 日本電気株式会社 浜松支店 | R4. 5. 2 | 8,415,000 | 民法改正に伴い滞納管理システムにおける時効の管理に関する部分の改修が必要となる。現在の滞納管理システムは日本電気株式会社のものを使用しており、他の事業者による改修が不可能なため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 財務部収納対策課 (電話 : 053-457-2268) |
| 50 | 浜松市電話及び訪問催告業務 | 日本電気株式会社 浜松支店 | R4. 6. 1 | 138,600,000 | 令和4年度から7年度の催告業務にあたっては、現在の催告システム・機器等を使用することとなっているため、業務内容を新たに見直した。AIの予測精度を高めることにより、本人折衝機会の拡大を図ることとし、AIの予測精度を高める仕様については、これまで3年間催告対象者の分析により蓄積された浜松市に帰属できない日本電気株式会社所有の知的財産を使用する必要があることから、新たな仕様に対応できるのは日本電気株式会社のみのため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 財務部収納対策課 (電話 : 053-457-2268) |
| 51 | 令和4年度東区役所ほか4施設窓口受付システム保守業務 | グローリー株式会社 静岡営業所 | R4. 4. 1 | 2,253,570 | 契約の対象となる窓口受付システムは、グローリー株式会社静岡営業所が設置・構築したものであり、保守業務委託は同社しかできないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部市民生活課 (電話 : 053-457-2834) |
| 52 | 令和4年度行政連絡調整業務 | 浜松市自治会連合会 | R4. 4. 1 | 2,461,000 | 浜松市自治会連合会は、市内の全単位自治会を統括しており、市が依頼する行政連絡文書配布等の業務を円滑に実施させることができる唯一の団体であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部 市民協働・地域政策課 (電話 : 053-457-2094) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|-----------------------------|--------------|----------|-----------|--|-----------------------|---|
| 53 | 令和4年度浜松学生ボランティアネットワーク事業運営業務 | 学生F R E S H | R4. 4. 1 | 1,250,000 | 当該団体は、本市を拠点に活動する学生の任意団体である。社会貢献活動を実践してきた経験を生かし、市民、市民活動団体、事業者及び市と学生のマッチング相談、学生への助言や既存の学生団体との連携等を行うことができる学生団体は他には見られないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部 市民協働・地域政策課 (電話 : 053-457-2094) |
| 54 | 令和4年度浜松山里いきいき応援隊マネジメント業務 | 天竜デザイン事務所 | R4. 4. 1 | 1,899,700 | 業務実施にあたっては、以下の要件を備えていることが必要である。 ・浜松山里いきいき応援隊の活動内容に精通していること。 ・市内に定住し、中山間地域の実情や地域団体等に精通していること。 ・事業プランニング支援等の実績があること。 これらの要件を全て満たし、本事業を実施できる事業者は他に見当たらないことから、天竜デザイン事務所を受託者とし、1者特命で委託契約を締結する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部 市民協働・地域政策課 (電話 : 053-457-2243) |
| 55 | 令和4年度 浜松市中山間地域ラジオ発信事業業務 | 浜松エフエム放送株式会社 | R4. 4. 1 | 1,716,000 | 本事業は本市中山間地域に密着した情報を市内都市部にタイムリーに発信する必要がある。市内に放送局を構え、市内都市部を中心に放送しているコミュニティエフエム放送局であることが必要であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部 市民協働・地域政策課 (電話 : 053-457-2243) |
| 56 | 令和4年度浜松市子ども中山間地域交流事業業務 | 山ノ舎 | R4. 4. 1 | 5,299,360 | 本事業は参加する学校等、受入地域及び体験施設の各状況やニーズを把握した上で、最適なコーディネートをする必要があるため、以下の要件を備えている必要があるため。 ・旅行業の登録がされている団体であること。 ・中山間地域の実情や宿泊体験施設、地域団体に精通していること。 ・アウトドア活動の実績がある旅行業務取扱管理者が在籍していること。 ・都市部と中山間地域とのコーディネート実績があり、事業実施を確実に見込まれる能力を有している旅行業務取扱管理者が在籍していること。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部 市民協働・地域政策課 (電話 : 053-457-2243) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|----------------------------------|-----------------------|----------|------------|--|-----------------------|--------------------------------|
| 57 | 令和4年度浜松市リプロダクティブ・ヘルス／ライツ啓発事業実施業務 | 特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会 | R4. 4. 1 | 2,000,000 | コロナ禍において注目された「生理の貧困」の問題に対し、当該事業者は令和3年度にUD・男女共同参画提案事業にて「はままつの『生理』を学ぶプロジェクト」を企画提案して採択され、アンケート調査による現況把握や啓発イベントの実施及び生理用品配布による支援等の実績とノウハウがある。また、浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター（あいホール）の指定管理及び推進事業を受託しており、人材育成講座や相談事業を実施し、関係する支援機関等とのネットワークも有している。さらに、当該施設において生理用品等の配布場所の確保や相談支援へ繋げることも可能である。このため、本事業を実施することができる事業者は、当該事業者を除いて他にない。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部UD・男女共同参画課（電話：053-457-2561） |
| 58 | 令和4年度ジュニアオーケストラ浜松育成事業 | 公益財団法人浜松市文化振興財団 | R4. 4. 1 | 17,740,999 | ジュニアオーケストラ浜松の団員は、小学3年生から高校3年生まで、最長9年間の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って事業を遂行していくことが最も重要であり、求められる。 公益財団法人浜松市文化振興財団は、青少年の音楽団体育成を当財団が取り組むべき柱の事業として位置付けており、これまでの音楽文化事業の実績に加え、学校教育との連携事業を通して各学校関係者や保護者との間に深い信頼関係を築いている。このことから、本事業を遂行できる団体は当財団をおいてほかにはない。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部創造都市・文化振興課（電話：053-457-2417） |
| 59 | 令和4年度ジュニアクワイア浜松育成事業 | 公益財団法人浜松市文化振興財団 | R4. 4. 1 | 10,730,999 | ジュニアクワイア浜松の団員は、小学2年生から高校3年生まで、最長10年間の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って事業を遂行していくことが最も重要であり、求められる。 公益財団法人浜松市文化振興財団は、青少年の音楽団体育成を当財団が取り組むべき柱の事業として位置付けており、これまでの音楽文化事業の実績に加え、学校教育との連携事業を通して各学校関係者や保護者との間に深い信頼関係を築いている。このことから、本事業を遂行できる団体は当財団をおいてほかにはない。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部創造都市・文化振興課（電話：053-457-2417） |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|------------------------|-----------------|-----------|------------|---|-----------------------|--|
| 60 | 令和4年度まちなかコンサート開催事業 | 公益財団法人浜松市文化振興財団 | R4. 4. 1 | 15,996,999 | 公益財団法人浜松市文化振興財団は、浜松市吹奏楽連盟、浜松市合唱連盟、浜松ジャズ協会等と連携して様々な音楽文化事業に取り組み、中でも、浜松吹奏楽大会や市民文化フェスティバル、アクトシティ音楽院事業等により、各連盟及び学校関係者等との厚い信頼関係を築いてきている。 本事業を実施する上で、各連盟と連携して合計100団体以上の音楽団体と出演調整を円滑に行うことが必須となっており、多くの音楽団体とネットワークを築いている当財団しかできないため委託業者として選定した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部 創造都市・文化振興課 (電話 : 053-457-2417) |
| 61 | 令和4年度浜松市アクトシティ音楽院事業 | 公益財団法人浜松市文化振興財団 | R4. 4. 1 | 31,012,999 | 浜松市は平成10年に浜松市アクトシティ音楽院を開設し、市民の音楽文化に関する学習の機会の場の提供と音楽界に活躍する人材の育成を図るため、様々な音楽文化事業を展開しており、公益財団法人浜松市文化振興財団は、その事務局として、これらの事業を市に代わって担ってきている。この豊富な実績に加え、本事業を運営していくには、地域や学校、音楽関係者等との信頼関係に基づく綿密なネットワークが不可欠である。このことから、本事業を遂行できる団体は、これらのノウハウを有する当財団をおいてほかにはない。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部 創造都市・文化振興課 (電話 : 053-457-2417) |
| 62 | 令和4年度浜松版アーツカウンシル運営業務委託 | 公益財団法人浜松市文化振興財団 | R4. 4. 1 | 29,897,998 | 本業務は創造都市を推進する本市的重要施策である、浜松版アーツカウンシルを設置し、運営する業務であり、実施にあたっては本市の文化事業に関し豊富な経験、専門知識やノウハウが必要なほか、安定して公益的事業を継続実施できる組織であることが求められる。こうした要件を満たすことができる事業者は、公益財団法人浜松市文化振興財団をおいてほかに無いことから、同財団を特命の事業者として選定する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部 創造都市・文化振興課 (電話 : 053-457-2301) |
| 63 | 令和4年度浜松市ジュニア選手育成強化事業 | 浜松市中学校体育連盟 | R4. 4. 28 | 1,251,000 | この事業は、中学生の選手強化が目的であり、競技力向上のための強化練習会、強豪チームや選手を招いての練習試合、講師による特別指導を展開するものである。強化選手を発掘するにあたり、実績となる部活動を取りまとめ、その意義や指導方法等を熟知している必要がある。このような事業を実施できるのは、浜松市内全中学校部活動を取りまとめる浜松市中学校体育連盟のみであるため一者特命とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部スポーツ振興課 (電話 : 053-457-2421) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|---|------------------|---------|------------|---|-----------------------|---|
| 64 | 令和4年度浜松市地域スポーツスタートアップ事業 | 公益財団法人 浜松市スポーツ協会 | R4.5.26 | 10,250,900 | 本事業は、スポーツ普及のイベント、トップアスリートを招いたイベントの開催及び各スポーツの大会を開催するため、各関係団体との連携が必要である。 公益財団法人浜松市スポーツ協会は、本事業に関連する団体（小学校体育連合、中学校体育連盟、各競技団体、各レクリエーション協会）を加盟団体として統括しており、各スポーツの特性及び本市のスポーツ活動を熟知していることから、本事業の目的を適切に達成できる唯一の団体ある。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421) |
| 65 | 令和4年度浜松市地域スポーツ振興事業 | 公益財団法人 浜松市スポーツ協会 | R4.5.26 | 15,193,200 | 本事業は、各地域の体育振興会と連携して体育大会や各種スポーツイベントを実施するため、各地域のネットワークを有するとともに、地域ごとのニーズに合わせたイベント開催のノウハウが求められる。 公益財団法人浜松市スポーツ協会は、各体育振興会を統括していることから、地域ごとに効率的なコーディネートを図り、事業を効果的に展開・実施できる唯一の団体である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421) |
| 66 | 第2期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場（ToBio）運営維持管理における事業者選定アドバイザリー業務 | 株式会社日本経済研究所 | R4.5.26 | 34,741,000 | 本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案を審査し、当該事業者が本業務に最適なものであると判断したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421) |
| 67 | 令和4年度 地域遺産センター公開展示エリアに係るデジタル機器保守管理業務 | 株式会社 アコード | R4.4.1 | 1,537,800 | 公開展示エリアに導入した機器や内蔵アプリケーションは、地域遺産センター用に株式会社アコードが開発・設定・調整されたものである。機器間で密接な連携が図られており、部品交換のみであっても、設置業務を行った同社以外では円滑な保守管理を行うことができないため | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部文化財課（地域遺産センター） (電話：053-542-3660) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|---------------------------------------|----------------------|---------|------------|---|-----------------------|--------------------------------|
| 68 | 令和4年度 市民団体と学校の連携による次世代への無形民俗文化財継承支援業務 | 浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会 | R4.5.10 | 1,999,800 | 本業務は、無形民俗文化財の保護団体と学校、地域団体等が連携して取り組む事業である。浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会は、教育委員会及びNPO法人等と連携した講座、体験授業の実績があり、事業目的の達成に大きな効果が期待できる。また当該団体は、市内の学校・団体等との継続的な継承活動の実績を持つ保存会が加盟しており、無形民俗文化財の実情を十分に把握していることから、目的とする児童・生徒・学生等への学習・体験の場を確実に設定できる。市内で同様の事業を実施できる団体が他に存在しないため、随意契約（1者特命）とした。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部文化財課 (電話：053-457-2466) |
| 69 | 第7次図書管理電算システム保守管理業務 | 株式会社静岡情報処理センター 浜松営業所 | R4.4.1 | 13,860,000 | 本システムは構築業務委託業者の株式会社静岡情報処理センターが構築した。パッケージシステムや設定等に関する技術情報を他者が有することは不可能である。システム保守業務を行うためには、内部構造を熟知し、運用全体を把握する必要があり、構築業務委託業者以外に本業務を実施できる業者はない。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部 中央図書館 (電話：053-456-0234) |
| 70 | 浜松市立図書館インターネットコーナー端末等保守業務 | 電通システム株式会社 | R4.4.1 | 1,650,000 | 保守点検の対象に電通システム株式会社製のシステムが含まれ、設計業者である電通システム株式会社が業務を行わなければ、その使用に著しい支障が生じる。他の業者では万全な保守点検業務を行うことが出来ないため、電通システム株式会社に1者特命とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部 中央図書館 (電話：053-456-0234) |
| 71 | 浜松市立図書館インターネットコーナー管理システム改修業務 | 電通システム株式会社 | R4.4.1 | 1,826,000 | 改修の対象となるシステムには、電通システム株式会社製のシステムが含まれ、設計業者である電通システム株式会社が業務を行わなければ適切な改修業務を行うことが出来ないため、電通システム株式会社に1者特命とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部 中央図書館 (電話：053-456-0234) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|------------------------------|---------------------|-----------|------------|---|-----------------------|----------------------------------|
| 72 | 浜松市立図書館 ICタグ装備業務委託 | 株式会社図書館流通センター 浜松営業所 | R4. 4. 1 | 5,247,000 | 浜松市立図書館の既存資料約2,607千点には、全て株式会社図書館流通センター製のICタグの貼付及び書誌情報等のエンコード作業によるICタグ装備が行われ、これをもとに図書管理電算システムにより収集・整理・保存・提供といった図書館の根幹業務を行っている。当該ICタグは、他社製品との互換性はなく、万一、他社製品を使用した場合、既存資料、システム及び周辺機器との整合性に支障をきたし、市民への図書館サービスが提供できなくなる。また、当該ICタグは他社では取り扱いがなく、同社への業務委託以外に方法がないため、株式会社図書館流通センターに1者特命とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部 中央図書館 (電話 : 053-456-0234) |
| 73 | 第3期浜松市文化遺産デジタルアーカイブ整備事業 | 株式会社図書館流通センター 浜松営業所 | R4. 4. 15 | 22,988,020 | 本事業は、地域に伝わる史資料を撮影して高精細デジタル化等を行い、平成26年度から公開中の歴史資料検索閲覧システム「ADEAC」を利用した「浜松市文化遺産デジタルアーカイブ」への搭載・公開を行うものである。同システムは株式会社図書館流通センターが東京大学史料編纂研究所と共同開発したもので、同社のみが技術的スキルを保有する。同システムに対応した高度な検索・閲覧機能を有するメタデータおよび閲覧ビューワーを含めて作業・構築する能力を有するのは、システムを開発し運営している指定業者のみである。なお、ADEACのシステムは、現在127機関が利用しており、国立国会図書館運営の『JapanSearch』とも連携するデジタルアーカイブシステムとして地位を確立している。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部 中央図書館 (電話 : 053-456-0234) |
| 74 | 中央図書館大規模改修に伴う図書館資料移設業務（戻し作業） | 株式会社カルチャー・ジャパン | R4. 6. 3 | 17,820,000 | 本業務の実施にあたっては、図書館資料の性質や配架規則の理解など専門性が伴う。昨年度の業務の受託者である株式会社カルチャー・ジャパン以外では、工事終了後からリニューアルオープン（令和4年8月6日予定）までの限られた時間で業務を正確に実施することができないため、1者特命とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部 中央図書館 (電話 : 053-456-0234) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|------------------------------------|----------------------|-----------|------------|--|-----------------------|-----------------------------------|
| 75 | 中央図書館大規模改修に伴う中央図書館への図書管理電算システム移設業務 | 株式会社静岡情報処理センター 浜松営業所 | R4. 6. 13 | 3,788,400 | 現行の図書管理電算システムは構築業務委託業者の株式会社静岡情報処理センターが構築した。パッケージシステムや設定等に関する技術情報を他者が有することは不可能である。システム移設業務を適切かつ速やかに行うためには、内部構造を熟知し、運用全体を把握する必要があり、他に適する業者はない。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部 中央図書館 (電話 : 053-456-0234) |
| 76 | 令和4年度避難行動要支援者管理システム保守業務 | 株式会社ナカノアイシステム 名古屋営業所 | R4. 4. 1 | 1,149,000 | 本システムは指名業者が著作権を有しており、通常保守及び保守点検の範囲内で行われる軽微なシステム改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部福祉総務課 (電話 : 053-457-2326) |
| 77 | 令和4年度成年後見制度利用促進事業業務 | 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 | R4. 4. 1 | 15,596,000 | 浜松市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で地域福祉の推進を図る団体として規定されており、成年後見制度と関連の深い日常生活自立支援事業の実施主体である。 本事業は、認知症高齢者や障害者等に対する権利擁護を目的とするものであり、社会福祉に関する知識と経験が必要である。浜松市社会福祉協議会は、福祉専門職が数多く配置され、地域の福祉ニーズを掘り起こす役割を担うとともに、市内で権利擁護支援センターや地区センターを運営し、成年後見制度利用促進のため、市民の相談に広く応じる体制を整えている唯一の団体であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部福祉総務課 (電話 : 053-457-2326) |
| 78 | 浜松市福祉人材バンク運営業務 | 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 | R4. 4. 1 | 17,561,000 | 生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成27年7月27日社援発第0727第2号）に基づく福祉人材バンクの運営は、事業を適切に実施することができると市が認めた社会福祉法人へ委託することができるものとされている。また、本事業は、全国共通の業務ソフトを活用して、中央福祉人材センター及び全国都道府県福祉人材センター・福祉人材バンクと密接な連携を図ることができるとともに、業務内容の実施に必要な職業安定法に基づく福祉人材無料紹介事業の許可を受けていることが必要である。指名業者はこれを満たす唯一の団体であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部福祉総務課 (電話 : 053-457-2326) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|--------------------------------|-------------------------|----------|------------|---|-----------------------|-------------------------------------|
| 79 | 令和4年度オルガン演奏会開催事業等業務委託 | 公益財団法人 浜松市文化振興財団 | R4. 4. 1 | 2,750,000 | 本事業は、定期演奏会、オルガン講座等のソフト事業のみならず、保守点検や調律等ハード面を含む多岐に及ぶ、専門的な知識と技術を有する業務である。事業の目的を達成するためには、ソフト面、ハード面ともに専門的な知識と技術を有する指名業者をおいて他にないため、当該事業者と契約するもの。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部 福祉総務課 (電話 : 053-457-2326) |
| 80 | 令和4年度生活保護システム保守業務 | 富士通 J a p a n 株式会社 浜松支店 | R4. 4. 1 | 7,746,728 | 本システムは指名業者が著作権を有しており、システムを構成するプログラムの改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部 福祉総務課 (電話 : 053-457-2032) |
| 81 | 令和4年度 生活保護法等社会保険診療報酬支払基金審査支払事務 | 社会保険診療報酬支払基金静岡支部 | R4. 4. 1 | 9,666,000 | 生活保護法第 53 条第 4 項により、生活保護法における医療費の審査及び支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令に定める者に委託することができると規定されており、その委託先は社会保険診療報酬支払基金に限られているため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部福祉総務課 (電話 : 053-457-2032) |
| 82 | 令和4年度浜松市障害者福祉システム運用管理支援業務委託 | 富士通 J a p a n 株式会社 浜松支店 | R4. 4. 1 | 20,788,218 | 既に運用しているシステムの保守業務であり、保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者である富士通Japan(株)が行うのでなければ、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあり、また、ソフトの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する富士通Japan(株)でなければ契約の目的が達成できなかったため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課 (電話 : 053-457-2034) |
| 83 | 浜松市障害者相談支援システム運用管理支援業務（再リース） | 日本事務器株式会社 静岡支店 | R4. 4. 1 | 2,521,728 | 保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者である日本事務器株式会社が行うのでなければ、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。また、ソフトの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する日本事務器株式会社でなければ契約の目的が達成できなかったため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課 (電話 : 053-457-2034) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|------------------------------|-------------------------|----------|------------|--|-----------------------|-------------------------------|
| 84 | 令和4年度浜松市重度障害者医療費助成システム改修業務委託 | 富士通 J a p a n 株式会社 浜松支店 | R4. 4. 1 | 8,184,000 | 現行システムは富士通Japan株式会社の独自システムであり、他業者での改修が不可能であるため。また、令和4年10月に制度改正を行うにあたり、限られた期間内でのシステム対応を要するため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034） |
| 85 | 浜松市企業伴走型障害者雇用推進事業業務委託 | N P O 法人くらしえん・しごとえん | R4. 4. 1 | 3,347,586 | 静岡県内で唯一の厚生労働大臣指定職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修機関であり、雇用課題に対する労務管理や障害特性に応じた職務設計など、多様な支援技術と高度な専門的知識をもって企業サポートができる期間が他にないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034） |
| 86 | 令和4年度浜松市地域活動支援センターI型事業の業務委託 | 医療法人社団至空会 | R4. 4. 1 | 11,124,000 | 浜松市地域活動支援センターI型事業について、相談支援事業所を運営する有資格事業者で、浜松市地域活動支援センターI型事業実施要綱に定める浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センターI型事業）実施施設・事業者台帳（以下「台帳」という。）に登載された事業所に委託できるものとしている。指名業者は台帳登載者であり、当業務は台帳登載者（3事業所）すべてに委託する予定で、他の事業所では当業務は行えないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034） |
| 87 | 令和4年度浜松市地域活動支援センターI型事業の業務委託 | 社会福祉法人みどりの樹 | R4. 4. 1 | 11,124,000 | 浜松市地域活動支援センターI型事業について、相談支援事業所を運営する有資格事業者で、浜松市地域活動支援センターI型事業実施要綱に定める浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センターI型事業）実施施設・事業者台帳（以下「台帳」という。）に登載された事業所に委託できるものとしている。指名業者は台帳登載者であり、当業務は台帳登載者（3事業所）すべてに委託する予定で、他の事業所では当業務は行えないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034） |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|---|---|--------|------------|--|-----------------------|-------------------------------|
| 88 | 令和4年度浜松市地域活動支援センターI型事業の業務委託 | 社会福祉法人聖隸福祉事業団 | R4.4.1 | 11,124,000 | 浜松市地域活動支援センターI型事業について、相談支援事業所を運営する有資格事業者で、浜松市地域活動支援センターI型事業実施要綱に定める浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センターI型事業）実施施設・事業者台帳（以下「台帳」という。）に登載された事業所に委託できるものとしている。指名業者は台帳登載者であり、当業務は台帳登載者（3事業所）すべてに委託する予定で、他の事業所では当業務は行えないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034） |
| 89 | 令和4年度浜松市障害者福祉システム令和4年データ標準レイアウト改版対応改修業務委託 | 富士通Japan株式会社 浜松支店 | R4.4.1 | 10,956,000 | 既に運用しているシステムの改修業務であり、保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者である富士通Japan㈱が行うのでなければ、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあり、また、ソフトの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する富士通Japan㈱でなければ契約の目的が達成できないため、富士通Japan㈱への特命とした。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034） |
| 90 | 令和4年度浜松市障害支援区分認定調査業務委託 | 社会福祉法人聖隸福祉事業団 社会福祉法人天竜厚生会 社会福祉法人ひかりの園 社会福祉法人小羊学園 | R4.4.1 | 2,772,000 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項の規定により、障害支援区分の認定を行うための調査を指定一般相談支援事業者等に委託することができるとしており、要件を満たし、受託する意向が確認できている法人であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034） |
| 91 | 令和4年度浜松市障害支援区分審査業務委託 | 一般社団法人浜松市医師会 | R4.4.1 | 5,519,894 | 医師意見書の作成を依頼する医療機関の多くは旧浜松市内に所在し、多くの医師が一般社団法人浜松市医師会に所属している。障害支援区分審査事務は、医師との連携のもと実施する必要があり、多数の医師が所属する浜松市医師会を通して業務を行うことで、当該事務を効率的かつ円滑に実施することができる。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034） |
| 92 | 浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業 | 医療社団法人社団心外6者 | R4.4.1 | 35,835,000 | 浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施要綱第5条に基づき、浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034） |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|------------------------------|------------------------|-----------|------------|---|-----------------------|-------------------------------|
| 93 | 浜松市在宅重度身体障害者社会福祉施設利用入浴サービス事業 | 社会福祉法人聖隸福祉事業団外3者 | R4. 4. 1 | 5,613,000 | 浜松市在宅重度身体障害者社会福祉施設利用入浴サービス事業実施要綱第3条に基づき、指定単価で受託可能な施設を運営する社会福祉法人に委託することから、競争入札に適さないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034） |
| 94 | 浜松市ひとり暮らし重度身体障害者等配食サービス事業 | 社会福祉法人聖隸福祉事業団外7者 | R4. 4. 1 | 1,124,000 | 浜松市ひとり暮らし重度身体障害者等配食サービス事業実施要綱第6条に基づき、指定単価で受託可能な事業者全てと契約することから、競争入札に適さないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034） |
| 95 | 浜松市移動支援事業 | 要綱規定により台帳に登載されている52事業所 | R4. 4. 1 | 70,654,000 | 浜松市移動支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（移動支援事業）実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034） |
| 96 | 浜松市移動支援事業 | 株式会社ハッピースマイル | R4. 4. 26 | 70,654,000 | 浜松市移動支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（移動支援事業）実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034） |
| 97 | 浜松市移動支援事業 | 株式会社アイ・ネクサス | R4. 5. 21 | 70,654,000 | 浜松市移動支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（移動支援事業）実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034） |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--------------------------------------|---------------------------|-----------|------------|--|-----------------------|-------------------------------|
| 98 | 浜松市移動支援事業 | 合同会社Legolith | R4. 5. 27 | 70,654,000 | 浜松市移動支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（移動支援事業）実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034） |
| 99 | 浜松市日中一時支援事業 | 要綱規定により台帳に登載されている57事業所 | R4. 4. 1 | 64,361,000 | 浜松市の日中一時支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（日中一時支援事業）実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034） |
| 100 | 令和4年度第22回全国障害者スポーツ大会浜松市選手団派遣及び選手選考業務 | 公益財団法人 静岡県障害者スポーツ協会 | R4. 4. 1 | 14,654,200 | 本事業は、障害特性を熟知したノウハウのある業者に委託することが必要であるとともに、県下の選手をまとめての選手合宿・結団式・大会への派遣を行うため、静岡県、静岡市と同一の団体に委託する必要がある。このことを踏まえ、委託可能な団体は「公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会」のみのため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034） |
| 101 | 静岡県精神科救急医療対策事業 | 公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部 | R4. 4. 1 | 20,926,000 | この事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。この事業の目的を達成するには、県内の精神科病院間で十分な連携のもとに実施する必要がある。各精神科病院と連絡調整を十分にとることのできる団体は、公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部のみであり、代替性がない。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034） |
| 102 | 静岡県精神科救急身体合併症対応事業 | 社会福祉法人聖隸福祉事業団 総合病院聖隸三方原病院 | R4. 4. 1 | 1,844,000 | この事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。この事業の目的を達成するには、精神保健福祉法の指定病院としての機能を有し、かつ身体合併症の救急医療にも対応できる総合病院であることが必要とされる。県内の該当医療機関は、聖隸三方原病院のみであり、代替性がない。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034） |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---|--------------------------------|----------|------------|--|-----------------------|-------------------------------|
| 103 | 精神科救急情報センター事務 | 地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こころの医療センター | R4. 4. 1 | 2,300,000 | この事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。この事業の目的を達成するには、24時間365日の体制で、県内の精神科病院や精神科診療所等と連絡調整をとることができ、かつ、公平な判断のもとで事務を処理することのできる機関である必要がある。県内の該当機関は、県立こころの医療センターのみであり、代替性がないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034） |
| 104 | 休日・夜間精神医療相談窓口設置事務 | 公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部 | R4. 4. 1 | 1,193,000 | この事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。この事業の目的を達成するには、各地域に精通した精神科病院が相談十口となるよう、各精神科病院と連絡調整を充分にとり県内の相談体制の構築ができる団体である必要がある。県内で該当の団体は、公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部のみであり、代替性がない。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034） |
| 105 | 令和4年度生活支援コーディネート（市域レベル）業務業務委託 | 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 | R4. 4. 1 | 6,380,000 | 本事業の目的である地域の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を行うために、国のガイドラインが示した公益的な視点、公平中立性、多様な地域のサービス提供主体との連絡調整能力、地域のボランティア団体等への中間支援実績などの条件を満たしながら、全市域において業務を行うことが可能な団体は、地区センターを設置し、市民ボランティアの育成や福祉関係NPO団体との連携、地区社会福祉協議会の設立・運営の支援により地域福祉活動を行っている唯一の団体であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部 高齢者福祉課（電話：053-457-2789） |
| 106 | 令和4年度生活支援コーディネート（地域包括支援センター担当圏域レベル）業務業務委託 | 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 | R4. 4. 1 | 20,020,000 | 本業務は、地域包括支援センターの担当圏域単位で高齢者の求める生活支援ニーズを把握するとともに、当該地域の地縁組織や福祉関係者とのこれまでの関わりを活かしながら、協議体での議論を踏まえ生活支援サービス拡充に向け働きかけを行うことが必須である。市内に地区センターを設置して、各地域の地区社会福祉協議会の活動立ち上げ・運営支援を行っており、本事業の実施にあたり代替性がないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部 高齢者福祉課（電話：053-457-2789） |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--|----------------------|----------|--------------|--|-----------------------|-------------------------------|
| 107 | 令和4年度ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業業務委託（ホームネット株式会社設置分） | ホームネット株式会社 | R4. 4. 1 | 5, 278, 439 | 緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部 高齢者福祉課（電話：053-457-2789） |
| 108 | 令和4年度ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業業務委託（ALSOKあんしんケアサポート株式会社設置分） | ALSOKあんしんケアサポート株式会社 | R4. 4. 1 | 3, 807, 650 | 緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部 高齢者福祉課（電話：053-457-2789） |
| 109 | 令和4年度ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業業務委託（富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社設置分） | 富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社 | R4. 4. 1 | 19, 305, 572 | 緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部 高齢者福祉課（電話：053-457-2789） |
| 110 | 令和4年度ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業業務委託（株式壳社ザ・トーカイ浜松支店設置分） | 株式壳社ザ・トーカイ浜松支店 | R4. 4. 1 | 2, 022, 451 | 緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部 高齢者福祉課（電話：053-457-2789） |
| 111 | 令和4年度ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業業務委託 | 社会福祉法人 公友会ほか20者 | R4. 4. 1 | 29, 909, 583 | 市全域に配食サービスを実施するためには複数の業者と契約する必要がある。在宅配食サービス指針（平成8年5月13日付け厚労省老人保健福祉局長通知）の遵守などの条件を示して11/24～12/24公募したところ、受託希望があり、サービス提供能力を有する業者は、指名業者のみであるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部高齢者福祉課（電話：053-457-2789） |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|-------------------------------|------------------|----------|------------|---|-----------------------|-----------------------------------|
| 112 | 令和4年度ささえあいポイント事業管理機関業務業務委託 | 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 | R4. 4. 1 | 13,471,000 | <p>当事業は、市内全域を対象とし、施設などの参加を得て実施する事業であるとともに、地域を単位とした、話し相手などの支援を求める住民ボランティアとのコーディネートやボランティア活動を希望する住民への相談支援などが必要な事業である。</p> <p>浜松市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定により、社会福祉を目的とする事業を経営するもの及び社会福祉に関する活動を行うものが参加し、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である。また、法人の定款において、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助を事業として行うこととしており、ボランティア活動の育成を通してボランティア研修等の知識を有するとともに、地区センター・事業所を通じ、地区社会福祉協議会、民生委員、地域包括支援センターなどとの連携を行っている。この点において、当事業の目的を達成するための実施体制を備えた団体は浜松市社会福祉協議会が唯一の団体であり、他に代替性がないため。</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2789) |
| 113 | 令和4年度浜松市在宅医療・介護連携相談センター運営業務委託 | 公益財団法人浜松市医療公社 | R4. 4. 1 | 29,538,000 | 当事業は、医療・介護連携促進を図ることを目的に、公正中立な立場で全市域からの相談対応を行うものである。指名業者は、浜松市長が開設者の市内唯一の公立病院を運営している公益法人である。また、法人の評議員に三師会代表が就任しており、地域の医療関係者と連携を密にした事業実施が可能である代替性のない特定の者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105) |
| 114 | 令和4年度浜松地域在宅医療・介護連携推進業務委託 | 一般社団法人浜松市医師会 | R4. 4. 1 | 8,000,000 | 地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。 指名業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する浜松地域（中区、東区、南区、西・北区の一部）内の唯一の団体であり、他に代替性のない特定の者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--------------------------|----------------|----------|-----------|--|-----------------------|-----------------------------------|
| 115 | 令和4年度天竜地域在宅医療・介護連携推進業務委託 | 一般社団法人磐周医師会 | R4. 4. 1 | 4,500,000 | 地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。 指名業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する天竜地域内の唯一の団体であり、他に代替性のない特定の者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105) |
| 116 | 令和4年度浜北地域在宅医療・介護連携推進業務委託 | 一般社団法人浜松市浜北医師会 | R4. 4. 1 | 2,600,000 | 地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。 指名業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する浜北地域内の唯一の団体であり、他に代替性のない特定の者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105) |
| 117 | 令和4年度中区認知症初期集中支援事業業務委託 | 医療法人社団澤記念会 | R4. 4. 1 | 1,266,000 | 指名業者は、中区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しあつ相談室を有しております、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105) |
| 118 | 令和4年度南・西区認知症初期集中支援事業業務委託 | 医療法人好生会 | R4. 4. 1 | 1,128,000 | 指名業者は、南・西区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しあつ相談室を有しております、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105) |
| 119 | 令和4年度東・北区認知症初期集中支援事業業務委託 | 医療法人社団種光会 | R4. 4. 1 | 1,266,000 | 指名業者は、東・北区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しあつ相談室を有しております、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---------------------------------|--------------------|----------|-------------|--|-----------------------|----------------------------------|
| 120 | 令和4年度浜松市地域包括支援システム保守管理業務（再リース分） | 日本事務器株式会社 静岡支店 | R4. 4. 1 | 5,703,984 | 当該システムは、指名業者が開発し、独自のカスタマイズを加えたものであることから、当該開発業者が保守を行わない場合、不具合等が発生した際、仕様を熟知していないために対応に遅れが出るなど、その使用に著しい支障を生ずるおそれがあるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部高齢者福祉課 (電話：053-457-2361) |
| 121 | 令和4年度浜松市介護予防ケアマネジメント業務 | 医療法人社団あずま会 他21者 | R4. 4. 1 | 220,367,000 | 介護保険法第115条の47第4項に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合し、かつ、第一号介護予防支援事業を実施することができる事業所は指名業者以外にないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部高齢者福祉課 (電話：053-457-2361) |
| 122 | 令和4年度浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務委託 | 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 | R4. 4. 1 | 85,837,500 | 元気はつらつ教室は介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業の中の緩和した基準による通所型サービス事業であり、単価契約で実施している。教室の会場であるふれあい交流センターの指定管理者に委託することで、確実に従事者を確保することができ、利用者に対し安定した通所型介護サービスを提供することができるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部高齢者福祉課 (電話：053-457-2361) |
| 123 | 令和4年度浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務委託 | 株式会社ヤタロー | R4. 4. 1 | 13,975,500 | 元気はつらつ教室は介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業の中の緩和した基準による通所型サービス事業であり、単価契約で実施している。教室の会場であるふれあい交流センターの指定管理者に委託することで、確実に従事者を確保することができ、利用者に対し安定した通所型介護サービスを提供することができるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部高齢者福祉課 (電話：053-457-2361) |
| 124 | 浜松市要介護認定審査業務委託 | 一般社団法人浜松市医師会 | R4. 4. 1 | 158,976,000 | 意見書作成を依頼する医療機関の大部分は旧浜松市内の医療機関であり、申請件数の約8割を浜松市医師会に所属する医師に依頼している。介護認定審査事務は、医師との連携のもと実施する必要があり、浜松市医師会を通して、一括して業務を行うことで効率的かつ円滑に行うことができるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部介護保険課 (電話：053-457-2861) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|-----------------------------|--|-----------|---------------|---|-----------------------|-----------------------------------|
| 125 | 令和4年度 国民健康保険料所得申告書等作成業務委託 | 小林クリエイト株式会社浜松営業所 | R4. 4. 21 | 1, 597, 200 | 本市外字データの変換が可能であり、個人情報を取り扱うため信用と実績を兼ね備え、当該業務のノウハウを持つ4業者を選定し指名競争入札を実施したが、本市が希望する納期に実施ができない等の理由で、全社が辞退となり入札が不調となった。 前年度実施業者でもあり、契約期間に実施できる唯一の業者のため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号 | 健康福祉部国保年金課 (電話 : 053-457-2888) |
| 126 | 令和4年度 国民健康保険医療費通知作成業務委託 | トップパン・フォームズ株式会社浜松営業所 | R4. 5. 6 | 5, 016, 000 | 6者による指名競争入札を進めたが、前日までに一者を除いて辞退し入札中止となった。改めて一般競争入札を進めたが、期限までに入札参加資格確認申請がなかつたことから不調となった。 初回送付（5月下旬）まで時間が限られているため、令和元年度から3年連続して当該業務を委託しているトップパンフォームズ株式会社浜松営業所を選定した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号 | 健康福祉部国保年金課 (電話 : 053-457-2887) |
| 127 | 浜松市Web口座振替受付サービス業務 | ヤマトシステム開発株式会社 ソリューション事業本部 ビジネスソリューション部 | R4. 4. 1 | 5, 045, 300 | 本口座振替受付サイトは指名業者が著作権を有しております、サイトの改修及びデータの還元等は当該権利を有する業者に限定されるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部国保年金課 (電話:053-457-2873) |
| 128 | 令和4年度 特定健康診査・特定保健指導等業務 | 一般社団法人浜松市医師会 特定非営利活動法人浜松政令市医師会 | R4. 4. 1 | 926, 635, 000 | 特定健康診査、後期高齢者健康診査及び特定保健指導の業務を実施できるのは、医師等の有資格者と限定されており、市内全域を対象として行う事業であり、検査手法や判断基準など業務を統一的に実施できるのは市内の医療機関のとりまとめをしている一般社団法人浜松市医師会と特定非営利活動法人浜松政令市医師会のみであるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部国保年金課 (電話 : 053-457-2638) |
| 129 | 令和4年度浜松市後期高齢者医療システム運用保守業務委託 | 日本電気株式会社 浜松支店 | R4. 4. 1 | 28, 270, 000 | 浜松市後期高齢者医療システムは、日本電気株式会社のパッケージソフトを利用しており、ソフト著作権の点から開発事業者以外がシステムの運用保守を行うことができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部国保年金課 (電話 : 053-457-2889) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|------------------------|----------------|-----------|-------------|---|-----------------------|-----------------------------------|
| 130 | 浜松市救急診療業務 | 一般社団法人浜松市医師会 | R4. 4. 1 | 301,747,936 | 診療業務を実施するためには、医師免許を有していることが必要である。また救急診療業務は不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであり、公益性が高い事業であることから、医師の所属団体である浜松市医師会以外には当該業務を行う適切な団体がなく、業務の性質と目的が競争入札に適さないものであるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康医療課 (電話 : 053-453-6178) |
| 131 | 浜松市夜間救急室調剤業務 | 一般社団法人浜松市薬剤師会 | R4. 4. 1 | 9,932,164 | 調剤業務を実施するためには、薬剤師の資格を有していることが必要である。また、夜間救急室における調剤業務は、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであり、公益性が高い事業であることから、薬剤師の所属団体である浜松市薬剤師会以外には当該業務を行う適切な団体がなく、業務の性質と目的が競争入札に適さないものであるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康医療課 (電話 : 053-453-6178) |
| 132 | 浜松市夜間救急室清掃業務 | アロマジックサービス株式会社 | R4. 4. 1 | 1,422,630 | 夜間救急室は浜松市医師会館内に設置しており、夜間救急室専用部分のほか、浜松市医師会との共有部分の清掃もあり、効率性、経済性等を考慮して、浜松市医師会が契約を締結する業者と随意契約を締結するため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康医療課 (電話 : 053-453-6178) |
| 133 | 在宅医療ICT推進業務委託 | 一般社団法人磐周医師会 | R4. 4. 1 | 5,500,000 | 業務の性質上、地域の医療機関や医療従事者との調整・協働が可能であり、また医療情報の取扱いなど高い専門性を有していることが求められる。これに該当する者は、当該地域で活動する一般社団法人磐周医師会のみであるため、一者特命とした。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康医療課 (電話 : 053-453-6178) |
| 134 | 在宅医療ICT推進業務委託 (引佐分) | 一般社団法人引佐郡医師会 | R4. 4. 21 | 1,500,000 | 業務の性質上、地域の医療機関や医療従事者との調整・協働が可能であり、また医療情報の取扱いなど高い専門性を有していることが求められる。これに該当する者は、当該地域で活動する一般社団法人引佐郡医師会のみであるため、一者特命とした。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康医療課 (電話 : 053-453-6178) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--------------------------|-----------------------------|----------|--------------|--|-----------------------|-----------------------------------|
| 135 | 3歳児健康診査業務 | 一般社団法人浜松市医師会 | R4. 4. 1 | 33, 115, 280 | 専門技術が必用であり、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6117) |
| 136 | 先天性代謝異常等検査業務 | 公益財団法人静岡県予防医学協会浜松健診センター | R4. 4. 1 | 20, 429, 638 | 専門技術が必用であると同時に、医療機関との連携を図ることができる県内で唯一の業者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6117) |
| 137 | 妊婦歯科健康診査業務 | 一般社団法人浜松市歯科医師会 | R4. 4. 1 | 10, 425, 897 | 専門技術が必用であり、各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6117) |
| 138 | 母子訪問指導業務 | 浜松市助産師会 | R4. 4. 1 | 18, 790, 007 | 専門技術が必用であり、各地域の助産師を統括する機関であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6117) |
| 139 | 乳児精密健康診査及び1歳6か月児精密健康診査業務 | 社会福祉法人聖隸福祉事業団総合病院聖隸浜松病院ほか8者 | R4. 4. 1 | 1, 632, 000 | 専門的医療体制が整った医療機関での実施が必要なため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6117) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|-----------------------------------|------------------|-----------|------------------|--|-----------------------|-----------------------------------|
| 140 | 浜松市産後ケア事業業務委託 | 一般社団法人浜松市医師会 他3者 | R4. 4. 1 | 25, 122, 041 | 当該の事業運営を円滑かつ十分に遂行でき、かつ事業を安定的に供給できる体制を整えている事業所は、現時点では本選定事業所のみであるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6117) |
| 141 | 浜松市予防接種等業務 | 一般社団法人浜松市医師会 | R4. 4. 1 | 1, 937, 975, 000 | 専門的技術が公用であり、各地域の予防接種が実施可能な医療機関を総括することができ、安定的に接種環境を提供できる機関であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119) |
| 142 | 保健総合管理システム運用保守業務 | 日本コンピューター株式会社 | R4. 4. 1 | 10, 296, 000 | 開発業者以外では現行システムの解析に時間と費用がかかり迅速な対応が困難であること、運用・保守の安全性・信頼性を維持するためには開発業者以外ではできないため。また、ソフトの著作権の点からも開発業者以外では対応が難しい。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119) |
| 143 | 保健総合管理システム機能改修（妊婦健診レイアウト変更）業務 | 日本コンピューター株式会社 | R4. 4. 11 | 1, 980, 000 | 開発業者以外では現行システムの解析に時間と費用がかかり迅速な対応が困難であるため。また、保守・改修後における運用の安全性・信頼性の維持や、ソフトの著作権の点からも開発業者以外では対応が困難であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6117) |
| 144 | 浜松市保健総合管理システム機能改修（成人保健情報副本登録対応）業務 | 日本コンピューター株式会社 | R4. 4. 11 | 2, 112, 000 | 日本コンピューター株式会社は現行システムのプログラム改修業務であり、専門性が非常に高いため。開発業者以外では、現行システムの解析に時間と金額がかかることと、保守・改修後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発業者以外ではできないため。またソフトウェアの著作権の点から開発業者以外では対応できないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---------|-------------------------|----------|---------------|---|-----------------------|-----------------------------------|
| 145 | がん検診等業務 | 一般社団法人浜松市医師会 | R4. 4. 1 | 935, 167, 605 | がん等の早期発見・早期治療を目的としたがん検診等を実施するうえで、医師の専門性、診査能力及び医療設備が必要とされる。浜松医師会は浜松市内、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119) |
| 146 | がん検診等業務 | 一般社団法人浜松市浜北医師会 | R4. 4. 1 | 180, 448, 053 | がん等の早期発見・早期治療を目的としたがん検診等を実施するうえで、医師の専門性、診査能力及び医療設備が必要とされる。浜松市浜北医師会は浜松市内、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119) |
| 147 | がん検診等業務 | 特定非営利活動法人浜松政令市医師会 | R4. 4. 1 | 52, 132, 846 | がん等の早期発見・早期治療を目的としたがん検診等を実施するうえで、医師の専門性、診査能力及び医療設備が必要とされる。浜松政令市医師会は浜松市内、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119) |
| 148 | 集団がん検診 | 社会福祉法人聖隸福祉事業団聖隸予防検診センター | R4. 4. 1 | 9, 561, 725 | 集団がん検診事業を実施してきた実績により、過去の検診結果も踏まえたより精度の高い診断が可能であるため。また平成26年契約時に市内各健診センターへ当事業の実施可否について確認したところ聖隸を除き全て対応困難である旨が確認されており、聖隸が当業務の実施が可能な唯一の市内医療機関であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119) |
| 149 | 歯周病健診業務 | 浜松市歯科医師会 | R4. 4. 1 | 26, 720, 224 | 歯周病の予防及び早期発見に努め、適切な保健指導を行うことを目的とした歯周病検診を実施するうえで、歯科医師の専門性、診査能力及び医療設備が必要とされる。浜松市歯科医師会は専門技術が必須であり、浜松市内、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|-----------------------------------|-------------------|----------|--------------|---|-----------------------|-----------------------------------|
| 150 | 浜松市ヘルスケアアプリ導入・推進業務 | 近畿日本ツーリスト株式会社浜松支店 | R4. 6. 7 | 26, 834, 500 | 本業務は専門的技術・知識等が必要であり、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を評価・審査した結果、当該業者を本業務に最適な事業者であると決定したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6140) |
| 151 | 歯科訪問診査業務 | 一般社団法人浜松市歯科医師会 | R4. 4. 1 | 3, 099, 140 | 専門性が必要であり、各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6129) |
| 152 | 3歳児歯科健診業務 | 一般社団法人浜松市歯科医師会 | R4. 4. 1 | 19, 846, 805 | 専門性が必要であり、各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6129) |
| 153 | 休日救急歯科診療業務 | 一般社団法人浜松市歯科医師会 | R4. 4. 1 | 15, 217, 000 | 専門性が必要であり、市内各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6129) |
| 154 | 浜松市新型コロナウイルスワクチン集団接種業務（調剤） その1 | 一般社団法人浜松市薬剤師会 | R4. 4. 1 | 13, 386, 400 | ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取り扱いができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--------------------------|----------------|----------|-------------|--|-----------------------|-----------------------------------|
| 155 | 浜松市新型コロナワイルスワクチン接種等業務その1 | 国立大学法人浜松医科大学 | R4. 4. 1 | 59,730,000 | 指定する会場および日程にて多数の新型コロナワイルスワクチンの接種が可能な専門スタッフを有する機関であり、他の者では取り扱いができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119) |
| 156 | 浜松市新型コロナワイルスワクチン接種等業務その1 | 一般社団法人浜松市医師会 | R4. 4. 1 | 748,961,200 | 事業の目的を達成するためには医療機関との連携のもとに実施する必要があるが、医療機関との連絡調整は医師会のみであり、ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取扱いができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119) |
| 157 | 浜松市新型コロナワイルスワクチン接種等業務その1 | 一般社団法人浜松市浜北医師会 | R4. 4. 1 | 158,390,490 | 事業の目的を達成するためには医療機関との連携のもとに実施する必要があるが、医療機関との連絡調整は医師会のみであり、ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取扱いができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119) |
| 158 | 浜松市新型コロナワイルスワクチン接種等業務その1 | 一般社団法人浜名医師会 | R4. 4. 1 | 84,087,960 | 事業の目的を達成するためには医療機関との連携のもとに実施する必要があるが、医療機関との連絡調整は医師会のみであり、ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取扱いができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119) |
| 159 | 浜松市新型コロナワイルスワクチン接種等業務その1 | 一般社団法人引佐郡医師会 | R4. 4. 1 | 42,043,980 | 事業の目的を達成するためには医療機関との連携のもとに実施する必要があるが、医療機関との連絡調整は医師会のみであり、ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取扱いができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--------------------------|--------------------|----------|------------|--|-----------------------|-----------------------------------|
| 160 | 浜松市新型コロナウイルスワクチン接種等業務その1 | 一般社団法人磐周医師会 | R4. 4. 1 | 42,043,980 | 事業の目的を達成するためには医療機関との連携のもとに実施する必要があるが、医療機関との連絡調整は医師会のみであり、ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取扱いができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119) |
| 161 | 浜松市新型コロナウイルスワクチン接種等業務その1 | 医療法人社団鶴友会かきのきクリニック | R4. 4. 1 | 1,487,222 | 当該医療機関をかかりつけ医としている市民の利便性を図るため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119) |
| 162 | 浜松市新型コロナウイルスワクチン接種等業務その1 | さくらクリニック | R4. 4. 1 | 1,724,888 | 当該医療機関をかかりつけ医としている市民の利便性を図るため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119) |
| 163 | 浜松市新型コロナウイルスワクチン接種等業務その1 | 医療法人社団井上医院 | R4. 4. 1 | 1,907,774 | 当該医療機関をかかりつけ医としている市民の利便性を図るため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119) |
| 164 | 浜松市新型コロナウイルスワクチン接種等業務その1 | 四ツ池メディカル・ヴィレッジ | R4. 4. 1 | 1,314,390 | 当該医療機関をかかりつけ医としている市民の利便性を図るため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--------------------------------|-----------------------------|----------|------------|---|-----------------------|---|
| 165 | 浜松市新型コロナウイルスワクチン接種等業務その1 | 医療法人弘遠会すずかけセントラル病院 | R4. 4. 1 | 8,250,000 | 指定する会場および日程にて多数の新型コロナウイルスワクチンの接種が可能な専門スタッフを有する機関であり、他の者では取り扱いができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119) |
| 166 | 浜松市ひきこもり相談支援事業業務委託 | 特定非営利活動法人 遠州精神保健福祉をすすめる市民の会 | R4. 4. 1 | 26,780,420 | 訪問支援（アウトリーチ）を含めたひきこもり相談支援を実施することが可能であり、精神保健福祉士等の専門職が複数名所属する市内唯一の事業者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部精神保健福祉センター (電話 : 053-457-2709) |
| 167 | 中山間地域等自殺対策訪問相談事業業務委託 | 社会福祉法人 天童厚生会 | R4. 4. 1 | 14,093,240 | 中山間地域をエリアとする精神科医療機関と、精神障害に特化した相談支援事業所を兼ね備える唯一の法人であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部精神保健福祉センター (電話 : 053-457-2709) |
| 168 | 浜松市外国人子どもと家庭のこころの健康相談等支援事業業務委託 | 公益財団法人 浜松国際交流協会 | R4. 4. 1 | 11,035,816 | 在住外国人に対して、母国語（ポルトガル語）でメンタルヘルス相談を行うことができる専門性の高い心理士、及び医療機関での通訳経験のある心理士が所属する市内唯一の事業所であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部精神保健福祉センター (電話 : 053-457-2709) |
| 169 | 浜松市児童青年期メンタルヘルス支援人材育成事業業務委託 | 国立大学法人 浜松医科大学 | R4. 4. 1 | 6,000,000 | 児童青年期精神医学講座を開設する精神科神経科を有し、臨床機能と研究機能を兼ね備えているため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部精神保健福祉センター (電話 : 053-457-2709) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|-------------------------|------------------------|----------|-------------|--|-----------------------|-------------------------------------|
| 170 | 臨地実習業務委託 | 公益財団法人浜松市医療公社 | R4. 4. 1 | 1, 542, 860 | ①実習に必要な設備や指導者が適切に配置されており、充実した実習環境が整っているため。 ②本校から近距離にあることにより、教員によるきめ細かい指導や対応が可能となるため。 ③他の病院施設はそれぞれ付属や関連する養成所が既に入っており、新たな受け入れは困難であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部 看護専門学校 (電話 : 053-455-0891) |
| 171 | 大気汚染常時監視システム保守業務 | グリーンブルー株式会社 | R4. 4. 1 | 6, 182, 000 | システムを熟知した開発者でなければ適切な保守管理は不可能であるため、システム開発者であるグリーンブルー株式会社を一者特命とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部保健環境研究所 (電話 : 053-411-1311) |
| 172 | 実験室系特殊空調装置及び排気装置等維持管理業務 | 日管株式会社 | R4. 4. 1 | 9, 680, 000 | 当研究所の検査室は、有機溶剤や酸・アルカリ液等を扱うことから、一般施設とは異なる特殊な空調を用いている。局所排気装置を酸・アルカリ系、有機系、外気系の3系統に分け、それぞれが中央監視盤による自動制御により、有害物を周辺環境に放出しないようにしている。この自動制御装置全体には、精密機器が装備されており、これを扱えるのは設置業者の日管株式会社以外に無い。（特殊技術） | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部保健環境研究所 (電話 : 053-411-1311) |
| 173 | 安全実験室等維持管理業務 | 日立グローバルライフソリューションズ株式会社 | R4. 4. 1 | 3, 762, 000 | 安全実験室及びクリーンルームは、陰圧又は陽圧の構造を有しており、このコントロールシステムは日立グローバルライフソリューションズ株式会社独自の特殊技術で専門的知識が必要であり、施工業者の日立グローバルライフソリューションズ株式会社以外の業者では取扱いができない。（特殊技術） | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部保健環境研究所 (電話 : 053-411-1311) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---------------------|-----------------------|----------|--------------|--|-----------------------|-------------------------------------|
| 174 | 遺伝子抽出装置保守点検業務 | 株式会社カーサ浜松営業所 | R4. 4. 1 | 1, 210, 000 | 当該機器は精密機器であることから、業務には高度な特殊技術を必要するため、製造メーカーで実施するが、業務委託可能な代理店は株式会社カーサ浜松営業所のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部保健環境研究所 (電話 : 053-411-1311) |
| 175 | 遺伝子増幅定量装置保守点検業務 | 株式会社カーサ浜松営業所 | R4. 4. 1 | 2, 271, 500 | 当該機器は精密機器であることから、業務には高度な特殊技術を必要するため、製造メーカーで実施するが、業務委託可能な代理店は株式会社カーサ浜松営業所のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部保健環境研究所 (電話 : 053-411-1311) |
| 176 | 新型コロナウイルス感染症相談窓口等業務 | 株式会社メディカル・コンシェルジュ浜松支社 | R4. 4. 1 | 84, 724, 399 | 本業務を実施するためには、発熱や呼吸器症状等に加え様々な基礎疾患を持つ市民からの相談を聴き取り、的確に診療や検査につなぐため、一般的な医療・看護知識に加え新型コロナウイルス感染症に関する知識を持つ看護師等のスタッフを多数擁し、人員の増減に素早く対応しつつ、高い業務品質を確保しなければならない。さらに、電話による相談対応のためセンターを運営する実績、ノウハウ、設備等を要する。当該業者は、本業務の仕様に従って業務を遂行し、上記の条件を満たすことができる唯一の業者であると判断したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部保健総務課 (電話 : 053-453-6111) |
| 177 | 浜松市くすりの相談室事業業務 | 一般社団法人 浜松市薬剤師会 | R4. 4. 1 | 1, 400, 000 | くすりの相談業務を実施するためには、薬剤師の資格を有していることが必要であり、不特定多数の者からの相談に応じるという公益性の高い業務であることから、薬剤師の所属団体である浜松市薬剤師会以外には当該業務を行う団体がないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部保健総務課 (電話 : 053-453-6135) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|-----------------|------------------------------|----------|------------|---|-----------------------|---|
| 178 | 狂犬病予防注射事業実施業務 | 一般社団法人 浜松市獣医師会 | R4. 4. 1 | 15,690,000 | 厚生事務次官通知において、「予防注射は原則として開業獣医に行わせること」とされており、指名業者は、業務を遂行するための専門的技術を有する獣医師の団体である。また、狂犬病予防注射の周知、狂犬病予防定期集合注射の実施、徴収事務取りまとめ、狂犬病予防法の啓発等すべての業務を実施可能な市内唯一の団体であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部保健総務課 (動物愛護教育センター) (電話 : 053-487-1616) |
| 179 | 犬鑑札等交付及び手数料徴収事務 | 一般社団法人 浜松市獣医師会及びその他開業動物病院19者 | R4. 4. 1 | 3,461,000 | 狂犬病予防注射は、獣医師により行われるものであり、また、厚生事務次官通知において、「予防注射を受けさせた犬の所有者が個々に保健所への注射済票の交付を受けに行く煩雑を避けるため、あらかじめ開業獣医師に注射済票を渡しておき、その交付について保健所長に報告せしめるような便法を講じても差し支えないこと」とされている。これにより、市内の開業獣医師で組織する一般社団法人浜松市獣医師会及び他の開業獣医師（合計19者）と特命で契約を結ぶこととした。なお、多くの動物病院において、狂犬病予防注射と犬の登録関係事務及び徴収事務が同時に行われることにより、市民サービスが向上し予防注射実施率の維持向上が図られる。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部保健総務課 (動物愛護教育センター) (電話 : 053-487-1616) |
| 180 | 浜松市食品衛生確保業務委託 | 一般社団法人浜松市食品衛生協会 | R4. 4. 1 | 5,719,780 | 一般社団法人浜松市食品衛生協会は、食品衛生の向上を目的として設立した公益社団法人日本食品衛生協会の下部組織であり、本業務遂行に必須な下記事項を満たす管内唯一の団体である。 ①食品衛生の専門知識を有する人材である食品衛生推進員及び食品衛生指導員を多数有し、活発に活動している。 ②管内の食品営業者を統括する組織体制が構築されている。 ③食品衛生の向上に意欲的であり、自主衛生管理の推進に係る実績を有している。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部 生活衛生課 (電話 : 053-453-6114) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|-----------------------------|-----------------------|----------|------------|---|-----------------------|------------------------------|
| 181 | 浜松市生活衛生総合管理システム構築及び運用保守業務委託 | 株式会社 静岡情報処理センター 浜松営業所 | R4. 4. 1 | 18,933,750 | Internet Explorerのサポート終了により業務用端末のブラウザがMicrosoft Edgeに変更となる。また、住民基本台帳システムと連携のある畜犬システムを番号系ネットワーク（内部ネットワークで外部とは一切接続していない）に、食品衛生、環境衛生及び特定給食のシステムをコア系ネットワーク（内部ネットワークでLGWANに接続可能）に分離する。 本システムは、株式会社静岡情報処理センターが開発したパッケージソフトを一部カスタマイズして使用している。このため、他の業者では対応が難しいため、一者特命とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部 生活衛生課（電話：053-453-6114） |
| 182 | 浜松市PCR検体検査業務委託 | 株式会社中部衛生検査センター | R4. 4. 1 | 2,970,000 | 令和3年度における新型コロナウイルス感染症に対する積極的疫学調査は、令和4年度もその規模を拡大しながら継続して実施する必要が見込まれる。この状況下において、調査における重要な要素であるPCR検査の発注手順が変わることは調査担当職員の負担を急増させ調査の継続実施に支障をきたすこととなること及び三次包装作業を受任でき、かつ検体提供後、即日で検査結果を提出（対応可能数100件/日）できる事業者が他にいないことから、株式会社中部衛生検査センターを一者特命する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部 生活衛生課（電話：053-453-6118） |
| 183 | 令和4年度新型コロナウイルス感染症患者移送車運転業務 | 株式会社エヴァーブルー | R4. 4. 1 | 3,560,425 | 本業務は新型コロナウイルス感染症患者移送車両の運行を目的としているところ、これには感染防止対策を施した専用車両を用いており、逐次増車してきた。これらの専用車両にはそれぞれの車両ごとに感染防止対策を施した結果、車両後方がルームミラーで確認できない等の特徴があり、いずれの車両を使用するかはその時々で決定する。受託者は隨時変更されるこれらの車両を事故なく、かつ従事者を新型コロナウイルスに感染させることなく運行させる必要がある。これを遂行できる者は、全ての専用車両の特徴を熟知している株式会社エヴァーブルーのみであることから特命する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部 生活衛生課（電話：053-453-6118） |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---------------------------------------|-------------------|-----------|-----------|--|-----------------------|------------------------------------|
| 184 | 令和4年度新型コロナウイルス感染症患者移送業務に係る労働者派遣 | 株式会社メディカル・コンシェルジュ | R4. 4. 1 | 3,542,880 | 株式会社メディカル・コンシェルジュは本市の新型コロナウイルス感染症にかかる相談業務や健康フォローアップ業務などを行う看護師派遣契約の締結先であるため、刻々と変化する新型コロナウイルス感染症に関してでも知識経験豊富な看護師を多数擁しております、本業務を継続して履行するために必要な人材を安定的に派遣できる唯一の者であるため特命する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部 生活衛生課 (電話 : 053-453-6118) |
| 185 | 令和4年度浜松市新型コロナウイルス感染症患者オンデマンド搬送業務(その2) | 富士タクシー株式会社 | R4. 5. 13 | 2,150,000 | 静岡県内では、3月下旬から第7波へ移行しているとされ、5月の大型連休により患者が増加しており、今後も夏休みシーズンでの人流増加による大幅な患者発生が見込まれる。現在は患者搬送時に保健所職員及び応援職員が運転、同乗する必要があり、これまで通り職員のみで対応を続けた場合には、保健所業務が逼迫し、新型コロナウイルス感染症患者等への適切な対応ができない等、市民生活等に重大な影響が生じる恐れがあるため、緊急で発注することとする。 富士タクシーは、平日の夜間及び休日において同内容の契約を健康医療課と締結しており、感染対策を含め、本契約に対応可能なタクシー車両を既に有しているため早急に業務の開始が可能なことを満たす者として、富士タクシー株式会社を特命する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | 健康福祉部 生活衛生課 (電話 : 053-453-6118) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--|----------------|-----------|------------|--|-----------------------|-------------------------------------|
| 186 | 令和4年度新型コロナウイルス感染症患者情報入力作業等補助者に関する労働者派遣 | 株式会社東海道シグマ浜松支店 | R4. 4. 20 | 66,935,000 | <p>静岡県内では、3月下旬から第7波へ移行しているとされ、新たに5月の大型連休及び夏休みシーズンでの人流増加による大幅な患者発生が見込まれる。これまで通り職員のみで対応を続けた場合には、保健所業務が逼迫し、新型コロナウイルス感染症患者等への適切な対応ができない等、市民生活等に重大な影響が生じる恐れがあるため、緊急で発注することとする。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関する知識を有し、即戦力となり得る従事者を早急に必要とするため、「ワクチン接種会場へ従事者及びリーダー格の従事者を併せて派遣した実績がある者」であること、また、業務量が感染拡大の状況に応じて大幅に変化することから柔軟な従事者派遣の調整をするため、「市内業者または準市内業者でありかつ優良派遣事業者の認定を受けている者」であること、さらに、「他所属からの応援職員が切り替わる5月当初から従事者を順次派遣できる者」であることを満たす者として株式会社東海道シグマを特命する。</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | 健康福祉部 生活衛生課 (電話 : 053-453-6118) |
| 187 | 児童福祉システム改修及び運用保守業務(令和4年度浜松市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)対応) | 日本電気株式会社 浜松支店 | R4. 6. 10 | 13,002,000 | 本市の児童福祉システムについては、日本電気株式会社が構築したパッケージシステムを使用している。本給付金の対象者抽出にあたってはこのシステムの管理台帳を活用する必要があり、短期間で本給付金業務に対応していくよう現行システムを改修できるのは、当該システムの構築業者である日本電気株式会社以外にはないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792) |
| 188 | 児童福祉システム改修業務(令和4年度分児童手当法改正対応) | 日本電気株式会社 浜松支店 | R4. 6. 10 | 1,815,000 | 本市の児童福祉システムは日本電気株式会社が構築したパッケージシステムを使用しており、当該システムを熟知していることから、安全かつ適切に本業務を遂行することができる。 また、法改正に対応した業務執行のため、迅速にシステム改修を行う必要があり、パッケージシステムを構築した日本電気株式会社でなければ、業務を遂行できないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|-----------------------|-------------------|----------|------------|--|-----------------------|-------------------------------------|
| 189 | 浜松市退所児童等アフターケア事業 | 社会福祉法人葵会 | R4. 4. 1 | 4,070,000 | 市内児童養護施設等からの退所を控えた児童、又は、既に退所した児童等のために、入所中から退所後を通じて情報提供、研修、個別の相談等を行い、児童等が就労、学業を継続し、安定して生活できるように継続的支援を行うための専属的に人員配置を整えることが現在可能なのは本法人のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2793) |
| 190 | 児童養護施設の実家の機能による自立支援事業 | 社会福祉法人葵会（清明寮）ほか2者 | R4. 4. 1 | 1,238,780 | 児童養護施設を退所した後、自立生活の維持が困難になった者について、保護者等親族に代わり、施設内に生活拠点を提供し、再自立に向けた相談支援を行う事業であるため、これまで在籍していた児童養護施設の職員が支援にあたる必要がある。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2793) |
| 191 | 児童養護施設等の職員人材確保事業 | 社会福祉法人葵会（清明寮）ほか4者 | R4. 4. 1 | 1,990,000 | 社会的養護に携わる人材を確保する国の補助事業を活用して、児童養護施設等を運営する法人が、実習生を受け入れた際の指導の充実や実習生の就職促進を行うものであるため、市内で対象施設を運営している4法人（5施設）と随意契約を締結する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2793) |
| 192 | 浜松市児童家庭支援センター設置運営事業 | NPO法人しづおか・子ども家庭 | R4. 4. 1 | 10,416,000 | NPO法人しづおか・子どもプラットフォームは、児童相談所を補完し、相談支援をはじめとする子育て支援を幅広く行う、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条の2第1項に基づく児童家庭支援センターを運営することを目的として設立されており、本業務委託仕様書第1章の4（1）～（5）に規定する業務に対し専門的な知識及び技術をもって遂行できる人材を備えている。 業務を遂行するために必要となる専属的な人員を備えている法人がNPO法人しづおか・子どもプラットフォームの他にないため、一者特命とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2793) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--|-------------------------------|-----------|------------|---|-----------------------|-------------------------------------|
| 193 | 浜松市こどもシステム保守運用支援業務 | 富士通ジャパン株式会社 | R4. 4. 1 | 9,860,400 | 浜松市こどもシステムは、富士通株式会社が構築したパッケージシステムを使用しており、一部浜松市仕様に変更している。システムを円滑に運営していくためのトラブル対応や保守運用業務は、システム構築業者以外に対処ができない。このため富士通株式会社へ委託する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2793) |
| 194 | 浜松市こどもシステム機器等賃貸借 | 富士通リース株式会社浜松営業所 | R4. 6. 24 | 4,441,800 | 現行の「浜松市こどもシステム」構築にあたっては、富士通Japan株式会社が構築したパッケージシステムを使用しており、システム内のデータを円滑に抽出する作業については、システム構築業者である富士通Japan株式会社の他に対処できないため、1者特命とするもの。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2793) |
| 195 | 児童福祉システム改修及び運用保守業務（令和4年度浜松市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援徳暁給付金（ひとり親世帯分）対応） | 日本電気株式会社 浜松支店 | R4. 6. 10 | 5,962,000 | 児童福祉システムについては、日本電気株式会社が構築したパッケージシステムを使用している。本給付金の対象者抽出にあたってはこのシステムの管理台帳を活用する必要があり、短期間で本給付金業務に対応していくよう現行システムを改修できるのは、当該システムの構築業者である日本電気株式会社以外にはないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792) |
| 196 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | 特定非営利活動法人 はままつ子育てネットワークびっぴ | R4. 4. 1 | 1,639,000 | 特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークびっぴは、本事業の子育て支援と類似のファミリーサポートセンター事業を実施していることから、受付窓口の統一化が図ることができる。また、対象家庭からの支援依頼を受けて支援員を調整する、マッチングのノウハウもあり事業を円滑に実施することができる団体である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792) |
| 197 | 浜松市発達障害者支援センター運営事業 | 浜松市発達障害者支援センター運営事業特定業務委託共同企業体 | R4. 4. 1 | 91,108,600 | 本市における発達障害者への包括的な支援推進のため当センターを設置しているが、小児期の早期発見早期支援に加えて成人期の生活・就労支援についてもニーズが高まっていることから、障害療育について専門的な支援体制を持つ事業団と、各種関係機関とのつながりを活かした支援展開や人材確保にも幅広い対応が可能なNPOがそれぞれの強みを活かしたJV方式で取り組む企業体を特命で選定する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2793) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--------------------------------|--|----------|------------|---|-------------------------------|-----------------------------------|
| 198 | 浜松市発達支援広場事業（センター型）中央保健福祉センター会場 | 社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団 社会福祉法人 ひかりの園 NPO法人 遠州精神保健福祉を すすめる市民の会 社会福祉法人 小羊学園 社会福祉法人 聖隸福祉事業団 | R4. 4. 1 | 27,829,177 | 本事業の実施にあたっては、母子保健分野の保健師や児童発達相談支援センターと十分に連携ができ、発達障害児の療育経験のある職員を有していることが必要である。また発達障害の疑いがある参加者への支援として継続性をもって安定的に関わることが必要であり、事業者が入れ替わることは望ましくないため、各会場について昨年度と同じ事業者を選定する。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793) |
| 199 | 浜松市発達支援広場事業（施設型） | 社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団 社会福祉法人 ひかりの園 | R4. 4. 1 | 5,320,576 | 本事業の実施には、就園準備としての療育的プログラムを実施する施設を有し、発達障害児の診療や児童発達支援事業、療育機関での職務経験のある職員体制を安定的に整えていることが必要である。また、発達障害の疑いのある参加者の支援として、継続性をもって安定的に関わることが必要であることから、会場設備と支援の体制をあわせて整えているのはこの2者以外他にない。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793) |
| 200 | 浜松市子どもの貧困対策コーディネーター事業 | 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 | R4. 4. 1 | 4,529,000 | 地域福祉推進の中核的な役割として設置されている本法人が有する地域福祉のネットワークを活用することでこれまで築いてきたネットワークのさらなる強化が可能である。また、浜松市学習支援事業の実務も行っていることから、子どもへの支援の現状を全域的に把握しながらより効果的に本事業を進めることができる。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792) |
| 201 | 浜松市学習支援事業 | 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 | R4. 4. 1 | 7,510,000 | 学習支援にとどまらず、居場所づくり等、生活困窮を抱える家庭の子供に対する幅広い支援や地域の支援団体等との調整が必要であることから、ノウハウや実績を踏まえた企画提案を広く募集し、最も有効な企画提案を採用することが最適であるため、公募型提案方式とする。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|-----------|-------------------|----------|-----------|--|-----------------------|-------------------------------------|
| 202 | 浜松市学習支援事業 | 一般社団法人みらいT A L K | R4. 4. 1 | 4,506,000 | 学習支援にとどまらず、居場所づくり等、生活困窮を抱える家庭の子供に対する幅広い支援や地域の支援団体等との調整が必要であることから、ノウハウや実績を踏まえた企画提案を広く募集し、最も有効な企画提案を採用することが最適であるため、公募型提案方式とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792) |
| 203 | 浜松市学習支援事業 | N P O 法人サステナブルネット | R4. 4. 1 | 7,510,000 | 学習支援にとどまらず、居場所づくり等、生活困窮を抱える家庭の子供に対する幅広い支援や地域の支援団体等との調整が必要であることから、ノウハウや実績を踏まえた企画提案を広く募集し、最も有効な企画提案を採用することが最適であるため、公募型提案方式とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792) |
| 204 | 浜松市学習支援事業 | 株式会社トライグループ | R4. 4. 1 | 6,007,840 | 学習支援にとどまらず、居場所づくり等、生活困窮を抱える家庭の子供に対する幅広い支援や地域の支援団体等との調整が必要であることから、ノウハウや実績を踏まえた企画提案を広く募集し、最も有効な企画提案を採用することが最適であるため、公募型提案方式とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792) |
| 205 | 浜松市学習支援事業 | 社会福祉法人聖隸福祉事業団 | R4. 4. 1 | 4,506,000 | 学習支援にとどまらず、居場所づくり等、生活困窮を抱える家庭の子供に対する幅広い支援や地域の支援団体等との調整が必要であることから、ノウハウや実績を踏まえた企画提案を広く募集し、最も有効な企画提案を採用することが最適であるため、公募型提案方式とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792) |
| 206 | 浜松市学習支援事業 | 社会福祉法人天竜厚生会 | R4. 4. 1 | 1,502,000 | 学習支援にとどまらず、居場所づくり等、生活困窮を抱える家庭の子供に対する幅広い支援や地域の支援団体等との調整が必要であることから、ノウハウや実績を踏まえた企画提案を広く募集し、最も有効な企画提案を採用することが最適であるため、公募型提案方式とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|-----------|---------------------|----------|-------------|--|-----------------------|-------------------------------------|
| 207 | 浜松市学習支援事業 | 学習支援曳馬ボランティア委員会 | R4. 4. 1 | 1, 502, 000 | 学習支援にとどまらず、居場所づくり等、生活困窮を抱える家庭の子供に対する幅広い支援や地域の支援団体等との調整が必要であることから、ノウハウや実績を踏まえた企画提案を広く募集し、最も有効な企画提案を採用することが最適であるため、公募型提案方式とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792) |
| 208 | 浜松市学習支援事業 | 社会福祉法人ほなみ会 | R4. 4. 1 | 1, 502, 000 | 学習支援にとどまらず、居場所づくり等、生活困窮を抱える家庭の子供に対する幅広い支援や地域の支援団体等との調整が必要であることから、ノウハウや実績を踏まえた企画提案を広く募集し、最も有効な企画提案を採用することが最適であるため、公募型提案方式とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792) |
| 209 | 浜松市学習支援事業 | 公益社団法人 静岡県母子寡婦福祉連合会 | R4. 4. 1 | 2, 988, 725 | 学習支援にとどまらず、居場所づくり等、生活困窮を抱える家庭の子供に対する幅広い支援や地域の支援団体等との調整が必要であることから、ノウハウや実績を踏まえた企画提案を広く募集し、最も有効な企画提案を採用することが最適であるため、公募型提案方式とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792) |
| 210 | 浜松市学習支援事業 | 特定非営利活動法人えんあつて | R4. 4. 1 | 1, 412, 480 | 学習支援にとどまらず、居場所づくり等、生活困窮を抱える家庭の子供に対する幅広い支援や地域の支援団体等との調整が必要であることから、ノウハウや実績を踏まえた企画提案を広く募集し、最も有効な企画提案を採用することが最適であるため、公募型提案方式とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|-----------------------------|--------------------------|-----------|-----------|---|-----------------------|-------------------------------------|
| 211 | 浜松市子育て見守りサポート実施業務 | NPO法人しづおか・子ども家庭プラットフォーム | R4. 4. 1 | 9,722,240 | <p>本事業の実施に際しては「浜松市要保護児童対策地域協議会」を中心とした、地域の子育て支援団体を巻き込んだ見守りネットワークの構築並びに体制の強化が求められている。</p> <p>上記協議会に「児童家庭支援センター」として参画する指名業者は、事業の一環として地域の子育て支援団体への支援・指導研修を実施しており、指名業者の持つネットワークを活用しながら、協議会と地域の子育て支援団体との関係性を構築し、体制強化につなげることができる。</p> <p>本事業の実施者として、市内団体の取りまとめ並びに適切な見守りサポートの実施ができる者は他にはないため、一者特命とする。</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2793) |
| 212 | 子育て世帯に対するフードパントリー事業業務委託（前期） | 一般社団法人みらいTALK | R4. 5. 23 | 2,500,000 | NPO法人等の市民団体から企画提案書を募った後、評価委員会にて、効果的な提案があった事業者3者を選定する方法を取り、当該事業者が本業務を適切に実施できるものであると判断したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792) |
| 213 | 子育て世帯に対するフードパントリー事業業務委託（前期） | 特定非営利活動法人サステナブルネット | R4. 5. 23 | 2,500,000 | NPO法人等の市民団体から企画提案書を募った後、評価委員会にて、効果的な提案があった事業者3者を選定する方法を取り、当該事業者が本業務を適切に実施できるものであると判断したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792) |
| 214 | 子育て世帯に対するフードパントリー事業業務委託（前期） | 特定非営利活動法人浜松NPOネットワークセンター | R4. 5. 23 | 2,500,000 | NPO法人等の市民団体から企画提案書を募った後、評価委員会にて、効果的な提案があった事業者3者を選定する方法を取り、当該事業者が本業務を適切に実施できるものであると判断したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|------------------------------------|--------------|----------|-------------|---|-----------------------|--|
| 215 | 浜松市母子父子寡婦福祉資金システム保守管理業務 | 株式会社佐賀電算センター | R4. 4. 1 | 1, 247, 000 | 母子父子寡婦福祉資金システムは株式会社佐賀電算センターのパッケージソフトを一部浜松市仕様に変更して使用しており、保守業務については同事業者以外では実施することができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 子ども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792) |
| 216 | (一括) 合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務(旧浜松地域) | 一般財団法浜松市清掃公社 | R4. 4. 1 | 1, 972, 550 | し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 子ども家庭部 幼児教育・保育課 (電話 : 053-453-2117) |
| 217 | (一括) 合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務(浜北区南部) | 株式会社ハマエイ | R4. 4. 1 | 6, 617, 039 | し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 子ども家庭部 幼児教育・保育課 (電話 : 053-453-2117) |
| 218 | (一括) 合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務(浜北区北部) | 株式会社ハマセイ東海 | R4. 4. 1 | 5, 114, 012 | し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 子ども家庭部 幼児教育・保育課 (電話 : 053-453-2117) |
| 219 | (一括) 合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務(細江地域) | 有限会社西遠デトリー | R4. 4. 1 | 1, 284, 140 | し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 子ども家庭部 幼児教育・保育課 (電話 : 053-453-2117) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--|---------------------|----------|--------------|--|-----------------------|--|
| 220 | (一括)合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (引佐・三ヶ日東部地域) | 東名興産株式会社 | R4. 4. 1 | 1, 450, 460 | し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話 : 053-453-2117) |
| 221 | 浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設:中央ながかみ保育園) | 社会福祉法人七恵会 | R4. 4. 1 | 11, 602, 000 | 本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話 : 053-453-2827) |
| 222 | 浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設:聖隸こども園めぐみ) | 社会福祉法人聖隸福祉事業団 | R4. 4. 1 | 10, 416, 000 | 本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話 : 053-457-2827) |
| 223 | 浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設:みどり保育園) | 社会福祉法人明康会 | R4. 4. 1 | 5, 504, 000 | 本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話 : 053-457-2827) |
| 224 | 浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設:みつばち保育園) | 株式会社A's Bee みつばち保育園 | R4. 4. 1 | 8, 916, 000 | 本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話 : 053-457-2827) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---------------------------------------|--------------------|----------|------------|--|-----------------------|--------------------------------------|
| 225 | 浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：聖隸こども園わかば) | 社会福祉法人聖隸福祉事業団 | R4. 4. 1 | 17,416,000 | 本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2827) |
| 226 | 浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：桜町クリニック) | 医療法人社団エスケーハーモニーサクラ | R4. 4. 1 | 6,804,000 | 本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2827) |
| 227 | 令和4年度浜松市教育・保育システム運用保守業務 | 日本電気株式会社 | R4. 4. 1 | 18,416,000 | 本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2827) |
| 228 | 浜松市幼保支援システム運用保守業務 | 株式会社日立ソリューションズ西日本 | R4. 4. 1 | 1,834,800 | システム運用の安全性、信頼性（システムとサーバの一体管理等）を維持するためには、システム開発業者以外では対応が不可能であるため、1者特命とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118) |
| 229 | 子育て支援事業業務委託 | 浜松市私立幼稚園協会 | R4. 4. 1 | 9,600,000 | 私立幼稚園が行う子育て支援事業に対し、各園が一定の水準で目的を達成するには、私立幼稚園をまとめる浜松市私立幼稚園協会を通じて行なうことが適している為、一者特命とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|------------------------------|----------------------|-----------|-----------|--|-----------------------|--|
| 230 | 令和4年度浜松市保育施設AI入所選考システム運用保守業務 | 日本電気株式会社 | R4. 4. 1 | 3,300,000 | 日本電気株式会社は浜松市保育施設AI入所選考システムの開発業者であり、運用保守は当該システムに熟知している者でなければ実施が不可能であるため、1者特命とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話 : 053-457-2829) |
| 231 | 家庭教育推進イベント業務 | 浜松市私立幼稚園協会 | R4. 4. 28 | 1,560,000 | 本業務の目的を達成するには、幼児教育についての知識を有していることや、子どもや保護者との信頼関係を築いていることが望ましい。 浜松市私立幼稚園協会は、建学の精神に基づき設置する私立幼稚園からなる団体であり、本市においては各園における幼児教育の提供と、教育者としての見識と長年の経験による家庭教育を推進し、保護者等から大きな信頼を得ている。 本市において、全市的に家庭教育を啓発・推進していくためには、同協会の経験と組織力を活かして実施していくことが最適であり、また他に実施可能な団体等はないことから1者特命の随意契約とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話 : 053-457-2118) |
| 232 | 令和4年度ヌートリア捕獲業務 | 特定非営利活動法人Roots Japan | R4. 4. 5 | 1,425,600 | 狩猟免許を有し、痕跡調査も実施可能な事業者は、鳥獣の捕獲に関する専門性を有し、安全かつ効果的に捕獲を実施できる者として環境省が認定する「認定鳥獸捕獲等事業者」しかいない。また、ヌートリアを効果的に捕獲するためには、浜松市の地理に精通し、現場での足あと、食痕などの痕跡調査を実施できる必要がある。 市内の認定鳥獸捕獲等事業者の中で唯一の登録事業者であるため、一者特命とした。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 環境部環境政策課 (電話 : 053-453-6149) |
| 233 | 令和4年度海洋プラスチックごみ問題啓発劇上演業務 | 公益社団法人教育演劇研究協会 | R4. 5. 25 | 3,999,600 | 公益社団法人教育演劇研究協会は、浜松市に拠点を置き、児童または青少年の健全な育成を目的とした公益的演劇活動を行う劇団であって、海洋プラスチックごみによる海洋汚染問題に関する演劇プログラムを用意していることから、本業務の目的を確実に達成できるのは、当協会のみであるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 環境部環境政策課 (電話 : 053-453-6149) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--------------------------------|------------------------|----------|------------|--|-----------------------|-----------------------------------|
| 234 | 令和4年度浜松市西部清掃工場運営事業運営モニタリング支援業務 | パシフィックコンサルタンツ株式会社静岡事務所 | R4. 4. 1 | 38,060,000 | 浜松市西部清掃工場の維持管理・運営業務のモニタリング及び運営期間を5年間延長するための次期事業契約締結の業務では、廃棄物処理や各種法令等の専門的な知識が必要不可欠であり、本市職員のみで実施することは困難である。 そのため、当該工場の運営及び維持管理業務に関して、適切かつ確実に実施していることを確認するとともに、次期事業契約における円滑なごみ処理の継続を目的とし、モニタリング等支援業務を委託する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 環境部 廃棄物処理課 (電話 : 053-453-6141) |
| 235 | 令和4年度浜松市ごみ・資源物計量システム運用支援業務 | 株式会社アセック | R4. 4. 1 | 9,372,000 | 本業務は、指名業者において開発された本市独自のシステムの運用・保守を行うものである。そのため、システムの運用並びに情報管理に支障が生じないよう業務を実施できる業者は今回の指名業者のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 環境部 廃棄物処理課 (電話 : 053-453-6141) |
| 236 | 令和4年度蛍光管資源化業務 (単価契約) | 野村興産株式会社 | R4. 4. 1 | 3,312,144 | ・水銀を含む蛍光管を適正にリサイクルできる業者は、公益社団法人全国都市清掃会議の「広域回収・処理事業」において、回収・処理業務を担う野村興産株式会社だけである。 ・「広域回収・処理事業」とは、公益社団法人全国都市清掃会議に加入する自治体が、共同して蛍光管の運搬、処理・処分を安全かつ効率的に行う処理方式のこと。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 環境部 廃棄物処理課 (電話 : 053-453-0011) |
| 237 | 令和4年度蛍光管運搬業務 (複数単価契約) | 日本通運株式会社浜松支店 | R4. 4. 1 | 1,572,507 | 水銀を含む蛍光管を適正にリサイクルできる業者が加入している公益社団法人全国都市清掃会議の「広域回収処理事業」を利用することから、運搬業者については、指定業者である日本通運株式会社を選定する必要がある。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 環境部 廃棄物処理課 (電話 : 053-453-0011) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|------------------------------|---------------------|----------|------------|--|-----------------------|---------------------------------|
| 238 | 令和4年度容器分別基準適合物再資源化業務（複数単価契約） | 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 | R4. 4. 1 | 7,410,780 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に定める指定法人（再商品化業務を行うことができる者）は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会だけである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-0011) |
| 239 | 発電用ボイラー等整備業務 | 株式会社タクマ 中部支店 | R4. 4. 1 | 49,280,000 | 焼却施設にとって最も重要なボイラー設備の設計・施工業者であり、社外秘の技術（性能保証を含む）が提供され、各炉停止時における限られた期間内で点検整備ができるのは同業者だけである。 他業者では、専門知識の欠如、製作に要する費用の高騰、点検整備期間の遅延が発生するため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 環境部 南清掃事業所 (電話：053-425-3680) |
| 240 | 監視制御システム点検業務 | 天方産業株式会社 | R4. 4. 1 | 14,707,000 | 当工場の監視制御システムは株式会社日立製作所製のものを導入している。交換部品を確実に調達することや、焼却炉の運転計画に基づき、限られた期間内に安全かつ速やかに点検作業及び部品交換を行うこと、作業後にシステムを性能保証できるのはメーカー特約店のみである。このうち、浜松市に業務委託登録のある業者は、天方産業株式会社のみであるため一者特命とするものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 環境部 南清掃事業所 (電話：053-425-3680) |
| 241 | 令和4年度浜松駅北口地下喫煙室維持管理業務委託 | 一般財団法人浜松まちづくり公社 | R4. 4. 1 | 1,265,000 | 浜松駅北口地下広場は、一般財団法人浜松まちづくり公社が地下施設内に事務所を有して24時間体制で管理しており、道路占用許可を得て設置した地下喫煙室も含めて周辺一帯を一元的に管理できる事業者は、一般財団法人浜松まちづくり公社をおいて他にないため、同社を特命事業者として選定する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部産業振興課 (電話：053-457-2285) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|----------------------------|-----------------------|----------|-------------|--|-----------------------|---------------------------------|
| 242 | 産業イノベーション支援事業業務 | 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 | R4. 4. 1 | 172,910,999 | <p>公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構は、浜松市内に事業所を有し、産学官金連携による地域の産業支援の中核として当地域の産業経済の発展を目的に設立された団体であり、「はままつ産業イノベーション構想」においても、本市との共同による構想実現のための中心機関と位置付けられている。</p> <p>これまでも当業務を受託し、幅広い情報発信、魅力的なセミナーの開催、事業化・製品化の推進などで一定の成果を残し、国、県、大学との連携によるプロジェクトの経験・実績も豊富である。</p> <p>また、当機構は、産業支援機関として、中小企業支援の専門知識や実務経験について長年の実績があり、組織体制においても、国の認定支援機関である金融機関からの派遣職員や、技術開発の知識に長けた製造業OB、知財の専門職員など専門性の高いスタッフを揃えており、企業の様々な課題や要求に対して、満足度の高い対応ができる。</p> <p>加えて、公益財団法人であるため、特定の利害関係者に縛られることなく、公的・中立な立場で産業支援を実行できる唯一の機関である。</p> <p>以上の理由から、当業務を総合的に高いレベルで実施できる機関として、当機構に特命委託するものである。</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部産業振興課 (電話 : 053-457-2044) |
| 243 | マッチングアドバイザー派遣等業務 | 浜松商工会議所 | R4. 4. 1 | 5,536,344 | 浜松商工会議所は、厚生労働省の無料職業紹介事業の資格を有し、浜松市内企業へのUIJターン就職を促進する「はままつUIJターン就職寄り添い相談」を実施している。約14,000社の会員企業を有し、大都市圏等の相談者の希望に応じて市内企業の詳細な情報を提供できるノウハウを持つ。多くの市内企業の情報に精通し、UIJターン就職希望者の個別相談に対し適切なマッチング支援が可能な事業所は、浜松商工会議所以外にないため選定した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部産業振興課 (電話 : 053-457-2115) |
| 244 | 浜松就職・転職ナビJOBはま！システム改修等業務委託 | 株式会社アドUIL | R4. 4. 1 | 4,687,760 | 「浜松就職ナビ JOBはま！」は、株式会社アドUILが独自に開発・保有するCMS「SIMA」において構築されており、システムやサイト内システム機能の追加構築ができるのは、株式会社アドUILに限られるため一者特命とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部産業振興課 (電話 : 053-457-2115) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|-----------------------------------|----------------------------|-----------|-----------|---|-----------------------|--------------------------------|
| 245 | 外国人の雇用・就労に関する相談業務 | 公益財団法人浜松国際交流協会 | R4. 4. 1 | 6,911,520 | 多文化共生センターを運営し、外国人市民の生活全般に精通している(公財)浜松国際交流協会以外に実施できる業者はないため、公益財団法人浜松国際交流協会を選定する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部産業振興課 (電話: 053-457-2115) |
| 246 | 浜松市地域若者サポートステーションはまつ事業業務 | 特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会 | R4. 4. 1 | 5,980,494 | 地域若者サポートステーション事業は、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき、国が職業生活における自立を支援するための必要な措置（基盤的事項）を講じるよう努めなければならない、地方公共団体は、国の措置と相まって、地域の実情に応じ、職業生活における自立を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない、と規定されている。国と地方公共団体との役割分担は、国の仕様に定められており、市の事業の実施については、国の受託団体へ委託する必要がある。指名業者は、浜松市において既に令和3・4年度の事業実施者として、国から選定されている唯一の団体であるため、特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会を一者特命とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部産業振興課 (電話: 053-457-2115) |
| 247 | 浜松市地域若者サポートステーションはまつ就職氷河期世代支援事業業務 | 特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会 | R4. 4. 1 | 1,668,624 | 本事業は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき、国と地方公共団体が相まって就職支援事業を行うことが規定されており、指名業者は国が令和3・4年度の実施事業者として選定している市内唯一の団体であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部産業振興課 (電話: 053-457-2115) |
| 248 | 浜松市就職氷河期世代支援プロジェクトモーション事業業務 | 株式会社東海道シグマ浜松支店 | R4. 5. 17 | 2,068,000 | 企画提案書の特定に係る評議委員により評価・検討し、特定された業者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部産業振興課 (電話: 053-457-2115) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---------------------------|--------------------|----------|-------------|--|-----------------------|---|
| 249 | 令和4年度 浜松家内労働福祉センター業務 | 公益財団法人浜松家内労働福祉センター | R4. 4. 1 | 4,329,000 | 公益財団法人浜松家内労働福祉センターは、内職提供事業者とのネットワークや内職斡旋の実績を持つ市内で唯一の団体であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部産業振興課 (電話 : 053-457-2115) |
| 250 | 浜松市障害者就労支援事業業務委託 | 医療法人社団至空会 | R4. 4. 1 | 10,273,000 | 指名業者は、障害者雇用に関する専門的知識や経験が豊富な職員を有し、円滑かつ効果的な事業を遂行できる体制を整えており、特に近年増加している精神障害や発達障害にも対応可能なスタッフを配置することができる団体である。また、仕様に求める障害者の状況に沿った就労・定着支援業務や、障害者雇用を促進する企業と障害者双方のニーズに合致した効果的な支援を行うことができる唯一の事業所である。このため医療法人社団至空会を指名する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部産業振興課 (電話 : 053-457-2115) |
| 251 | 浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務〔年度契約〕 | 日本トーター株式会社 | R4. 4. 1 | 572,196,000 | 本契約は、平成30年度から令和4年度までの「浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務に関する基本契約書（以下、「基本契約書」という。）」第38条に基づき、基本契約締結者と委託期間内の各年度の委託業務及び委託料その他必要事項を定めるために締結するものであるため。 基本契約書では、小型自動車競走事業における施行者の固有事務及び(一財)東日本小型自動車競走会等への委託業務を除く業務の内、車券発売払戻業務、広報宣伝業務及び施設の維持管理業務等の業務を民間事業者へ包括的に委託することを定めている。 この包括的民間委託により、市が経営リスクを負わず収益保証（売上×2.0%～1.4%）を得ることができ、また、その収益保証の一部を一般会計へ繰出することで、市財政へ貢献することができる。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部 産業振興課 公営競技室 (電話 : 053-471-0066) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-----------------------|---|
| 252 | 浜松市小型自動車競走実施業務 | 一般財団法人東日本小型自動車競走会 | R4. 4. 1 | 331,022,000 | 一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行うことの目的として設置された団体であり、小型自動車競走法（以下、法という。）第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されていることから、同法第5条第1号に基づき一者特命で随意契約するものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066) |
| 253 | 浜松市小型自動車競走選手管理宿泊等業務 | 一般財団法人東日本小型自動車競走会 | R4. 4. 1 | 54,571,000 | 一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行なうことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されている。 選手の管理宿泊等業務においても、公正安全な競走を実施するため、外部との情報交換及び接触を遮断する必要がある本業務は、選手管理業務を伴うことから、競走実施法人として指定されている一般財団法人東日本小型自動車競走会以外の事業者には実施することができないため、一者特命で随意契約するものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066) |
| 254 | 浜松市小型自動車競走選手費用補償業務（四項目） | 一般財団法人東日本小型自動車競走会 | R4. 4. 1 | 160,531,000 | 一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行うことの目的として設置された団体であり、小型自動車競走法（以下、法という。）第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されていることから、同法第5条第1号に基づき一者特命で随意契約するものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066) |
| 255 | 浜松市小型自動車競走事業電話投票等事務 | 一般財団法人才オートレース振興協会 | R4. 4. 1 | 53,217,000 | 一般財団法人才オートレース振興協会（以下、協会という。）は、各施行者及び業界団体の代表者が委員となり、競走車の改良・開発や安全対策研究、オートレース場の業務運営の合理化、オートレースのシステムの維持・管理などオートレースの健全な発展を図るために活動している業界団体である。同委員会での決定事項は全オートレース場に適用されるものであり、電話投票業務については、各施行者が同協会に委託することが決定されているため、一者特命で随意契約するものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|------------------------------|----------|----------|---------------|--|-----------------------|---|
| 256 | 浜松市小型自動車競走川口場外発売所勝車投票券発売等業務 | 川口市 | R4. 4. 1 | 179, 158, 000 | 施設所有者である川口市は、場外車券売場「川口オートレース場」の設置にあたり、小型自動車競走法第6条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。また、川口市が管理施行する専用場外発売所の設置については、同法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。 当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066) |
| 257 | 浜松市小型自動車競走伊勢崎場外発売所勝車投票券発売等業務 | 伊勢崎市 | R4. 4. 1 | 270, 727, 600 | 施設所有者である伊勢崎市は、場外車券売場「伊勢崎オートレース場」の設置にあたり、小型自動車競走法第6条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。また、伊勢崎市が管理施行する専用場外発売所の設置については、同法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。 当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066) |
| 258 | 浜松市小型自動車競走山陽場外発売所勝車投票券発売等業務 | 山陽小野田市 | R4. 4. 1 | 46, 315, 000 | 施設所有者である山陽小野田市は、場外車券売場「山陽オートレース場」の設置にあたり、小型自動車競走法第6条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。また、山陽小野田市が管理施行する専用場外発売所の設置については、同法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。 当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|------------------------------|--------------|----------|---------------|--|-----------------------|---|
| 259 | 浜松市小型自動車競走飯塚場外発売所勝車投票券発売等業務 | 飯塚市 | R4. 4. 1 | 122, 516, 000 | 施設所有者である飯塚市は、場外車券売場「飯塚オートレース場」の設置にあたり、小型自動車競走法第6条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。また、飯塚市が管理施行する専用場外発売所の設置については、同法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。 当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066) |
| 260 | 小型自動車競走勝車投票券発売等業務（オートレース名古屋） | 株式会社サテライト名古屋 | R4. 4. 1 | 19, 800, 000 | 場外車券売場「オートレース名古屋」の設置にあたり、施設所有者である株式会社サテライト名古屋は、小型自動車競走法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。 当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066) |
| 261 | 小型自動車競走勝車投票券発売等業務（オートレース南国） | 株式会社 サンコール | R4. 4. 1 | 11, 880, 000 | 場外車券売場「オートレース南国」の設置にあたり、施設所有者である株式会社サンコールは、小型自動車競走法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。 当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066) |
| 262 | 小型自動車競走勝車投票券発売等業務（オートレース一宮） | サテライト一宮株式会社 | R4. 4. 1 | 23, 760, 000 | 場外車券売場「オートレース一宮」の設置にあたり、施設所有者であるサテライト一宮株式会社は、小型自動車競走法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。 当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|------------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-----------------------|---|
| 263 | 小型自動車競走勝車投票券発売機器設置及び管理業務（オートレース南国） | 一般財団法人才オートレース振興協会 | R4. 4. 1 | 11,880,000 | <p>一般財団法人才オートレース振興協会（以下、協会といふ。）は、経済産業大臣の認可を受け、競走車の改良・開発や安全対策研究、オートレース場の業務運営の合理化、オートレースのシステムの維持・管理などオートレースの健全な発展を図るため活動している業界団体である。</p> <p>場外車券売場「オートレース南国」の設置にあたり、小型自動車競走法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けた施設所有者である株式会社サンコールと協会の間で、勝車投票券の発売等に係る機器の設置及び管理業務を同協会が行うことが、覚書で交わされている。よって、他事業者では実施することができないため、当事業者を一者特命で随意契約するものである。</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066) |
| 264 | 浜松市小型自動車競走勝車投票券発売等業務（ギャンブルベット） | 日本トーター株式会社 | R4. 4. 1 | 52,935,300 | 本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者以外への委託はできないため、当該業者と業務委託契約を締結するものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066) |
| 265 | 浜松市小型自動車競走勝車投票券発売等業務（オッズ・パーク） | オッズ・パーク株式会社 | R4. 4. 1 | 690,967,200 | 本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者以外への委託はできないため、当該業者と業務委託契約を締結するものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066) |
| 266 | 浜松市小型自動車競走勝車投票券発売等業務（チャリ・ロト） | 株式会社チャリ・ロト | R4. 4. 1 | 259,435,000 | 本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者以外への委託はできないため、当該業者と業務委託契約を締結するものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|----------------------------------|-----------------------|---------|-------------|---|-----------------------|--|
| 267 | 浜松市小型自動車競走勝車投票券発売等業務 (WinTicket) | 株式会社WinTicket | R4.4.1 | 179,375,900 | 本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者以外への委託はできないため、当該業者と業務委託契約を締結するものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部 産業振興課 公営競技室 (電話: 053-471-0066) |
| 268 | デジタルプロモーション業務 | 株式会社ジェイアール東日本企画 | R4.5.27 | 29,988,200 | 2020年度、2021年度に動画及びWebサイトを制作し、広告配信により広く周知を図るとともに、浜松に興味を抱くターゲット群のユーザー属性の蓄積を行った。2022年度は、過年度で得られたデータをもとに、ターゲットにとって適切な動画・サイトを作成及び運営するとともに、引き続きデータの取得と検証を続け、さらなる浜松ファン潜在層の掘り起こしと顕在化を実施する。 業務を効果的かつ確実に実施するよう広く提案を求める必要があるため、入札参加資格者名簿に登載のないものも含め、公募型で企画案を募集し、プロポーザル方式で受託業者を選定する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2293) |
| 269 | SNS発信業務 | 東京カメラ部株式会社 | R4.5.27 | 4,796,000 | アカウントの運用代行及びキャンペーン企画の立案にあたっては、コンセプト設計や効果的なプロモーション手法の検討などにおいて、昨年度までの事業で得られたデータを活用し、戦略的なプロモーションを行うための事業構築が必要となる。また、運用に関しても実績とノウハウをもつ業者でなくては実施が困難である。 そのため、本業務の受託者の選定にあたっては、入札金額だけで受託者を選定する一般競争入札ではなく、効果的かつ確実に実施できる企画提案を広く求め、業務の履行能力等を評価し、最も適したものを見定める公募型プロポーザル方式を採用した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2293) |
| 270 | 令和4年度市民協働による浜松市マスコットキャラクター管理運用業務 | 特定非営利活動法人出世の街浜松プロジェクト | R4.4.1 | 7,370,000 | 本業務は、本市マスコットキャラクターの適切な管理とキャラクターブランドの保持に加え、市民目線での地域愛の醸成と地域の魅力の市民への定着を目標としている。本業務の趣旨に即し、市全域で活動している事業者は「出世の街浜松プロジェクト」のみであるため、同事業者に委託する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2293) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--|-----------------------|-----------|-------------|---|-----------------------|---------------------------------------|
| 271 | 令和4年度浜松城観光誘客及びプロモーション業務 | 特定非営利活動法人出世の街浜松プロジェクト | R4. 4. 1 | 5,676,000 | 本業務は、浜松市マスコットキャラクターと武将隊が一体となって観光客をもてなすものである。徳川家康公や徳川四天王等の武将隊を有しているのがNPO法人出世の街浜松プロジェクトのみであり、本市マスコットキャラクターと組み合わせ、効果的なパフォーマンスの企画・実施が可能な団体は他にはないため、同事業者に委託する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2293) |
| 272 | 「ROYAL WINDSOR CUP 2022」プログラムブック広告掲載業務 | 金子コード株式会社 | R4. 6. 1 | 1,210,000 | 当大会のプログラムブックへの広告掲載は、代理店等を通じて受け付けているものではなく、英国の主催者から選定された事業者のみに許されている。こうしたことから、過去に掲載実績のある事業者は全国で数社程度しかないが、その中の1社が浜松市内に工場及び事業統括部を持ち、過去の大会において、春野町で生産した国産キャビア「HAL CAVIAR」を献上した経験を持つ金子コード株式会社である。金子コード株式会社は、プログラムブックへの広告掲載が許された市内で唯一の事業者であり、当大会の主催者及びスポンサーと緊密に連携し、広告掲載業務を遂行することができる事業者は、他に代わる者がいたため、一者特命とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2293) |
| 273 | ダンス教育&エンタテインメントによる地方創生に関する連携事業業務 | 株式会社ヘッドライン | R4. 4. 1 | 11,999,999 | 本業務は、LDH JAPANグループに所属するタレントを活用し、ダンス教育や浜松市の魅力発信を行っているものである。 近年のコロナ禍の影響により、オンラインにてダンス教育を実施しているが、現地開催ができず、当初予定していた効果を十分に発揮できていない。 特に小中学校等の児童・生徒や教員へのダンス教育は継続性が必要であることから、令和元年度から事業を実施している株式会社ヘッドラインとの随意契約（一者特命）とするもの。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2293) |
| 274 | 電子決済サービス等を活用したポイント還元事業 | 株式会社JTB 浜松支店 | R4. 6. 13 | 840,000,000 | 電子決済サービス等は各事業者が独自にシステムを開発、運用しており、サービスの特徴やユーザー・店舗の利用方法などが異なる。サービス選定にあたっては、事業者からの提案をもとにキャンペーン内容等を比較し、より効果的な事業とするため、プロポーザル方式にて実施する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2293) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--|-------------------|-----------|---------------|---|-----------------------|---------------------------------------|
| 275 | 電子決済サービス等を活用したポイント還元事業（第5弾） | 株式会社JTB 浜松支店 | R4. 6. 24 | 1,500,000,000 | 株式会社JTBは、本市が令和4年5月にプロポーザル方式にて公募した同様事業（電子決済サービス等を活用したポイント還元事業）においてヒアリング審査のうえ採択されており、また、全国の他自治体における同様事業の実施実績があり、業務ノウハウを有しているとともに、業務実施体制を迅速に確立できる。 本業務はキャンペーン対象の支払額における還元額が請求金額となるため、還元額の日次管理や、予算超過見込となった場合は速やかに早期終了する必要がある。さらに、本業務は、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けている市民の負担を軽減するために至急実施が必要であり、前述すべてに対応できる事業者は株式会社JTBのみであることから随意契約（一者特命）する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2293) |
| 276 | ファンドサポート事業運営支援業務 | 有限責任監査法人トーマツ | R4. 4. 1 | 39,952,000 | 本業務委託は令和元年度に公募型プロポーザルによる審査を実施し、有限責任監査法人トーマツが落札している。 昨年度採択したスタートアップの事業実施期間（2年間）の伴走支援を行うに当たり、受託者のネットワークやソリューションが不可欠であり、継続して実施する必要があるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部スタートアップ推進課 (電話：053-457-2825) |
| 277 | 令和4年度浜松ジュニアビレッジモデル事業実施業務 | グローカルデザインスクール株式会社 | R4. 4. 1 | 2,999,700 | 本業務は、グローカルデザインスクール株式会社が他市で実施している「ジュニアビレッジ事業」をベースに浜松市に適した事業を開発し、事業の有効性を確認するものであり、同社の持つ農業及び人材育成に関する専門的知識や人的資源を活用することが事業実施に不可欠なことから競争入札に適さないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部農業水産課 (電話：053-457-2333) |
| 278 | 令和4年度浜松市未来を拓く農林漁業育成事業に取組む事業者に対する総合支援業務 | 株式会社流通研究所 | R4. 5. 16 | 3,849,450 | 本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部農業水産課 (電話：053-457-2334) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|------------------------------------|---------------------|-----------|------------|--|-----------------------|--------------------------------------|
| 279 | 「ものづくり×ベンチャー」によるイノベーション創出促進事業 業務委託 | Creww株式会社 | R4. 4. 1 | 11,990,000 | 本業務委託は令和2年度に公募型プロポーザルによる審査を実施し、Creww株式会社が落札している。令和3年度は、市内参加企業6社に対し、全国のスタートアップ141社からのエントリーを達成し、8件の協業案が成立した。協業案の事業化に向け、採択した市内参加企業のモニタリングとフォローアップ支援について、これまでの流れを汲んだ継続的な取り組みが不可欠であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部スタートアップ推進課 (電話 : 053-457-2825) |
| 280 | Next Innovator 育成事業業務委託 | フォースタートアップス株式会社 | R4. 4. 1 | 31,906,083 | 本業務委託は令和3年度に公募型プロポーザルによる審査を実施し、フォースタートアップス株式会社落札している。本事業は、プログラムに参加する起業家同士のネットワークを醸成し、浜松市での起業・成長の流れを作り上げることが必須である。令和3年度参加者の継続したフォローアップなど、これまでの流れを汲んだ継続的な取り組みが不可欠であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部スタートアップ推進課 (電話 : 053-457-2825) |
| 281 | スタートアップ成長支援事業業務委託 | フォースタートアップス株式会社 | R4. 6. 1 | 10,471,366 | 本業務は専門的な知識や経験を必要とするなど、業務の内容や性質が価格競争で受託者を決定することが適当でないことから、公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該業者が本事業に最適な者であると判断したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部スタートアップ推進課 (電話 : 053-457-2825) |
| 282 | 次世代理数系人材育成事業業務委託 | 株式会社SBSプロモーション 浜松支社 | R4. 6. 20 | 4,291,870 | 本業務は専門的な知識や経験を必要とするなど、業務の内容や性質が価格競争で受託者を決定することが適当でないことから、公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該業者が本事業に最適な者であると判断したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部スタートアップ推進課 (電話 : 053-457-2825) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--------------------------------|-----------------|----------|------------|--|-----------------------|---|
| 283 | 浜松市農業バイオセンター運営業務 | 浜松市園芸協会 | R4. 4. 1 | 16,342,700 | 当該業務を実施するためには、組織培養技術に精通する人材が必要であり、特に生長点培養技術を行える人材が必須となる。生長点培養によるウイルスフリー化を行うには長年の経験と技術が必要である。当協会は農業バイオセンター設置以来、バイオセンター施設を利用して培養苗の生産を行い、市内の農業振興に寄与してきたことに加え、組織培養技術に精通した職員や生長点培養を行うことができる職員を有している。生長点培養と併せて培養苗の作出を行える業者は当該協会しかないことから、一者特命とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部農業振興課 (電話 : 053-585-1117) |
| 284 | ままつトライアルオフィス運営業務 | 株式会社デクシィ | R4. 4. 1 | 6,703,620 | 令和3年度に公募型プロポーザルによる審査を実施し、株式会社デクシィを選定した。利用登録企業のフォローと、オフィス運営やイベントを通じて形成されたスタートアップコミュニティの運営について事業継続が必要なため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部スタートアップ推進課 (電話 : 053-457-2825) |
| 285 | 首都圏企業拠点誘致事業業務委託 | 森ビル株式会社 | R4. 4. 1 | 10,999,989 | 本事業では、令和3年度に実施した同事業の内容を踏まえて、すでに構築された企業同士の関係性や本市との繋がりを継続させる必要がある。本事業者は、令和2年度に「ポストコロナ期における首都圏企業、ワーカー動向調査」、令和3年度に「首都圏企業拠点誘致事業」を受託し、これまでに首都圏企業に対するアンケート調査・分析及びそれに基づいた具体的戦略の構築・実施を行ってきた。 本事業は、令和2・3年度に委託した事業を継続的に実施するものであり、この時に事業者が獲得したネットワークやデータは円滑な事業遂行に欠かせないものである。また、本事業者のネットワークにより、本市進出を検討する市外企業ができており、継続した事業に取り組む必要があるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部スタートアップ推進課 (電話 : 053-457-2825) |
| 286 | 令和4年度ままつ首都圏ビジネス情報センターアドバイザ業務委託 | 株式会社ベンチャーラボ東海支社 | R4. 4. 1 | 6,996,220 | 本業務委託は、令和3年度に公募型プロポーザルによる審査を実施し、㈱ベンチャーラボ東海支社を選定した。 前年度からの誘致継続案件多数、誘致に繋げるには継続したフォローアップが必要であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部スタートアップ推進課 (ままつ首都圏ビジネス情報センター) (電話 : 03-3556-2788) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--|----------------|-----------|-------------|---|-----------------------|---------------------------------|
| 287 | 令和4年度 須部頭首工ほか 管理事業 国営浜名湖北部農業水利事業造成施設の操作運転業務 | 浜名湖北部用水土地改良区 | R4. 4. 1 | 129,301,700 | 浜松市須部頭首工管理条例において、「浜名湖北部地区基幹水利施設管理強化計画に定めるところに従い、最も効率的に管理するように努めるもの」と規定されており、浜名湖北部地区基幹水利施設管理強化計画書の第5管理再編計画に浜名湖北部用水土地改良区に操作運転業務を委託するように規定されているため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部農地整備課 (電話 : 053-457-2311) |
| 288 | 令和4年度農業基盤整備国庫補助事業経営体育成促進換地等調整業務（三ヶ日地区） | 静岡県土地改良事業団体連合会 | R4. 6. 17 | 1,892,000 | 本業務の実施にあたっては、土地改良法第52条第4項及び農林水産省通達に基づき、土地改良換地土の資格を有するものが在籍するなどの体制が整っている事業者が条件となっている。また、本業務は農地所有者や農業者、さらに関係機関との調整業務が頻繁であるため、県外事業者では業務実施に支障をきたすものである。 これら条件を満たす事業者は県内において、静岡県土地改良事業団体連合会以外存在しないため、随意契約（1者特命）とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部農地整備課 (電話 : 053-457-2314) |
| 289 | 令和4年度 浜松市農地情報システム保守管理業務 | 株式会社フジヤマ | R4. 4. 1 | 5,610,000 | 定期・年次・通常・臨時保守などの仕様書に示す保守管理の内容が、システムを開発した株式会社フジヤマにしか技術的に対応不可能なため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部農地利用課 (電話 : 053-457-2481) |
| 290 | 令和4年度 浜松市農地情報システム改修業務 | 株式会社フジヤマ | R4. 6. 17 | 8,855,000 | 浜松市農地情報システムに関するデータ解析、基本設計、改修など仕様書に示す作業の内容が、システムを開発した株式会社フジヤマにしか技術的に対応不可能なため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部農地利用課 (電話 : 053-457-2481) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|-------------------------------------|--------------------|-----------|-----------|---|-----------------------|----------------------------------|
| 291 | 浜松市農地調査支援アプリ構築業務 | 株式会社フジヤマ | R4. 6. 17 | 2,750,000 | 本件開発アプリの基幹システムとなる浜松市農地情報システムの運用や連携に不具合が生じない形で、同システムの保有データ特性や機能構成を正確に解析・検証しながら設計し構築できるのは、同システムを開発した株式会社フジヤマのみであるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部農地利用課 (電話 : 053-457-2481) |
| 292 | 天竜材の家百年住居の事業運営業務 | 一般社団法人浜松地域材利用促進協議会 | R4. 4. 1 | 3,313,200 | 本業務の目的を達成し、円滑な事業運営を行う上で、次の事項を有していることが必須となる。 ①書類審査及び木材検査をするうえで必要な、木材・建築に関する専門知識と経験 ②市内全域で加工される木材検査を円滑に行うための連携体制 指名業者は、市内の森林組合、木材組合（製材、加工、流通等）、建築業組合で構成される市内唯一の連合組織であり、関係者との連携体制が構築されているほか、木材・建築に関する専門知識も合わせ持っております。現在、市内で上記を満たす他の団体はないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部林業振興課 (電話 : 053-457-2159) |
| 293 | 令和4年度 浜松市中央卸売市場S F級冷蔵庫冷凍機点検業務 | 株式会社前川製作所 | R4. 4. 1 | 3,520,000 | 主に鮭を冷凍保存する S F 級冷蔵庫冷凍機は -60℃ の超低温冷蔵設備であり、その特殊性からメーカー独自の技術をもって製作されている。24時間運転のため故障時には、速やかな対応が必要であり、部品調達及び整備は設備製造会社である株式会社前川製作所でなければ実施できないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部中央卸売市場 (電話 : 053-427-7402) |
| 294 | 令和4年度浜松市中央卸売市場中央監視装置・自動検針システム保守点検業務 | 株式会社明電エンジニアリング静岡支店 | R4. 4. 1 | 9,680,000 | 機器及びプログラムの動作確認等を行う保守点検等業務は、専門的知識が必要となり、機器導入に関するシステムの開発・維持管理・プログラム保守等を行った株式会社明電エンジニアリングでなければ業務を遂行することができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部中央卸売市場 (電話 : 053-427-7402) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---------------------------------|-----------------|----------|------------|--|-----------------------|--------------------------------------|
| 295 | 令和4年度浜松市中央卸売市場販売原票等電子システム保守運用業務 | 株式会社浜名湖国際頭脳センター | R4. 4. 1 | 2,429,460 | システム運用及びシステム保守を含むこの業務は、システムの構成等が特殊仕様となっており、システムの構築を行った株式会社浜名湖国際頭脳センターでなければ業務を遂行することができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部中央卸売市場 (電話 : 053-427-7402) |
| 296 | 令和4年度浜松市食肉地方卸売市場 と畜場清掃・廃棄臓物処理業務 | 有限会社浜松ミート | R4. 4. 1 | 15,243,998 | (1) と畜場清掃業務について ア と畜解体作業場の清掃 と畜解体作業場は高度な衛生状況を保つため、作業者の責務として行われる毎日の施設・設備の洗浄後に、より徹底した清掃が必要である。また、と畜解体は、背割り機や皮剥ぎ機等特殊な機械設備を使用する業務であり、汚れや油脂が付着しやすい機械内部まで清掃する必要があるため、清掃作業者はと畜場の機械設備を熟知していなければならない。 イ 洗車場等の清掃 獣畜運搬車の洗車場やプラットホーム、スロープ、排水溝などは獣畜の糞尿による汚れが避けられない。これによる衛生上の問題に加え、特に近隣住民への臭気による苦情を避けるため、解体作業中あるいは作業後ただちに清掃しておく必要がある。 (2) 廃棄臓物処理業務について 廃棄臓物処理業務は、食肉検査により廃棄された豚・牛の内臓や、牛の頭部などの特定部位を廃棄物室に集めて整理し、また、牛の胃内容物（腹糞）を脱水機にかけた後、コンテナに収納する。これら1日約2トンの廃棄物をそれぞれの種類に分けて整理収納する業務を、と畜解体作業と連動し並行して行う必要がある。以上、と畜場清掃業務及び廃棄臓物処理業務いずれも、と畜場設備を熟知し、と畜場におけるHACCPによる衛生管理について知識と経験を有し、現状を踏まえた的確な作業が可能だと畜解体業者が、と畜解体作業と一連の業務により管理することが最も効率的である。当業者は当と畜場の解体業者であり、業務を執行可能な唯一の業者であるため、1者特命で業務委託するものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部 食肉地方卸売市場 (電話 : 053-461-7555) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---------------------------------|-------------------|----------|-----------|---|-----------------------|-------------------------------|
| 297 | 令和4年度浜松市食肉地方卸売市場 動物系固形不要物収集運搬業務 | 株式会社堀田萬蔵商店 | R4. 4. 1 | 4,466,000 | 当業務を行うには廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、動物系固形不要物の収集運搬業の事業許可を受けている必要があり、搬出した後、直ちに、別途市が契約した処分業者の処分場に搬送可能なことが条件となる。この条件を満たし、本業務を履行できるのは株式会社堀田萬蔵商店が唯一の事業者である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部 食肉地方卸売市場（電話：053-461-7555） |
| 298 | 令和4年度浜松市食肉地方卸売市場 動物系固形不要物処分業務 | 愛知化製事業協業組合 | R4. 4. 1 | 4,444,000 | 当業務を行うには廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、動物系固形不要物の処分業の事業許可を受けている必要がある。本業務を遂行するに当たり、衛生上、毎日と畜場から排出される大量の内臓廃棄物等を受入れ、直ちに処理することが可能であり、浜松市に登録されている処分業者であることが条件となる。これらの条件を満たし、本業務を履行できるのは愛知化製事業協業組合が唯一の事業者である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部 食肉地方卸売市場（電話：053-461-7555） |
| 299 | 令和4年度浜松市土地取引規制基礎調査等業務委託 | 公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会 | R4. 4. 1 | 3,032,700 | 「公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会」は、静岡県内のほぼすべての不動産鑑定士が会員登録する団体であることから、資格、人員等の下記要件を全て満たしており、広域的で客観的な調査が行え、履行実績や信頼性があり、東海地域や国との連絡体制を常に保つことができる唯一の団体であるため。 1 土地取引情報の収集・分析、土地の鑑定評価等ができること 2 国土利用計画法に基づくこの調査は、本市の政令市移行前から、静岡県が事業主体となり、県内全域を対象区域として実施してきたものであり、静岡県及び静岡市が同様の業務委託を継続していることから、作業効率等を考慮し、静岡県や静岡市との調整により統一的な調査ができること 3 静岡県、静岡市及び浜松市区域における調査方法等の統一的な取扱いや意見の調整により円滑な実施が図れること、及び調査地点が複数あることから相当数の不動産鑑定士の動員ができること 4 当該業務を遂行するにあたり、資格、知識、技術、人員の配置、及び情報収集の体制等が整っていること 5 東海地域や国との連絡体制を常に保つため、円滑な情報共有等が図れること | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 都市整備部土地政策課（電話：053-457-2365） |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--------------------------------|----------------|---------|------------|---|-----------------------|----------------------------------|
| 300 | 令和4年度 浜松市開発許可・景観等台帳システム構築業務 | 株式会社フジヤマ | R4.6.10 | 7,898,000 | 本業務は、共同利用サーバーの廃止に伴い、新たにLGWAN上にLGWAN-ASPとしてシステムを構築するものであり、受託者はLGWAN-ASPのサービス提供者である必要がある。また、市民サービスに直結するシステムであり、利便性向上のために、機能要件への対応等も含めた総合的な評価を行う必要があることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 都市整備部土地政策課 (電話：053-457-2373) |
| 301 | 令和4年度 西遠都市圏総合都市交通体系調査業務 | 一般財団法人 計量計画研究所 | R4.6.15 | 31,798,800 | 県と市が合同で実施した公募型プロポーザルで、提案のあった事業者についてコンサルタント選定委員会に諮り、技術提案書の審査及びヒアリングを行い、当業務に適していると認められた事業者を受託者として特定した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 都市整備部交通政策課 (電話：053-457-2441) |
| 302 | 令和4年度大平台北東区域地下構造物調査事業 道路維持管理業務 | 中村建設株式会社 | R4.5.12 | 2,915,000 | 本業務は、令和3年度（市）大平台83号線道路復旧工事により整備した立坑等の道路占用施設について、施設点検及び緊急時の対応等を行い、健全な道路を維持することを目的としている。 中村建設株式会社は、道路復旧工事の受注者であり、本業務の目的を適切に遂行できることから、特命により指名するものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 都市整備部市街地整備課 (電話：053-457-2716) |
| 303 | 令和4年度わが家の専門家診断事業業務委託 | 公益社団法人静岡県建築士会 | R4.4.18 | 23,542,869 | 本業務は適切な専門的判断能力が求められるため、「プロジェクト「TOUKAI-O」総合支援事業費補助金交付要綱」第2(6)及び別表第1により、静岡県知事が認定した「静岡県耐震診断補強相談士」が行なうこととなっている。また、申請者の申込に応じ、市内全域で同時に多数の耐震診断補強相談士を派遣する必要がある。本事業量を迅速に実施するには、多くの耐震診断補強相談士を総括し組織的に遂行できる団体に業務委託する必要があり、当会以外に多数の耐震補強相談士を抱える団体がないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 都市整備部 建築行政課 (電話：053-457-2473) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---------------------------------|--------------------|-----------|-------------|---|-----------------------|----------------------------------|
| 304 | 令和4年度 浜松市営住宅管理システム保守等業務 | 株式会社ジーシーシー | R4. 4. 1 | 1, 517, 120 | システムを開発、構築した株式会社ジーシーシーが、唯一保守及び改修作業可能な業者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 都市整備部 住宅課 (電話 : 053-457-2455) |
| 305 | 令和4年度NEXT50事業 館山寺総合公園市民参加イベント業務 | 公益財団法人 浜松市花みどり振興財団 | R4. 4. 1 | 5, 005, 000 | 本業務は、はままつフラワーパークの園内を主としたイベント・展示等の業務であり、実施に際し、当該施設の指定管理者との連携・調整が必要であるほか、工作物や園内植物を利用した芸術作品の展示など園の植栽に影響を与える工作物等の設置を開園しながら行うことから、園内を熟知して管理のノウハウを持ち、不測の事態に迅速な対応が可能で、施設運営に支障をきたすことなく業務の遂行を可能とする唯一の団体である指定管理者の公益財団法人浜松市花みどり振興財団を契約の相手方として選定するもの。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 都市整備部緑政課 (電話 : 053-457-2565) |
| 306 | 令和4年度浜松市緑の基本計画推進人材育成支援業務 | N P O 未来化プロジェクト | R4. 5. 31 | 2, 541, 000 | 公募型プロポーザル方式により事業者を選定したため | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 都市整備部緑政課 (電話 : 053-457-2586) |
| 307 | 令和4年度スケートボードパーク基礎調査業務 | ミズノスポーツサービス株式会社 | R4. 6. 30 | 6, 281, 000 | 本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 都市整備部公園課 (電話 : 053-457-2353) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|----------------------------|----------------|----------|-----------|--|-----------------------|-------------------------------------|
| 308 | 公園内トイレし尿収集業務 (旧浜松市内) | 一般財団法人浜松市清掃公社 | R4. 4. 1 | 2,025,177 | 当該地区においてし尿収集許可を受けている唯一の業者そのため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 都市整備部公園管理事務所 (電話：053-473-1829) |
| 309 | 公園内トイレし尿収集業務 (西・浜北・天竜区) | 株式会社ハマエイ | R4. 4. 1 | 1,369,071 | 当該地区においてし尿収集許可を受けている唯一の業者そのため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 都市整備部公園管理事務所 (電話：053-473-1829) |
| 310 | 浜松市動物愛護推進事業業務 | 一般社団法人 浜松市獣医師会 | R4. 4. 1 | 2,035,000 | 指名業者は、動物愛護について見識が高く、多岐に渡り動物愛護関係団体との交流があり、全国の動物愛護行政等の状況を把握し、浜松市動物愛護行政の一層の推進を図ることができる市内唯一の団体である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 動物園・動物愛護教育センター (電話：053-487-1616) |
| 311 | 負傷動物等保護収容措置業務 | 一般社団法人 浜松市獣医師会 | R4. 4. 1 | 1,552,724 | 一般社団法人浜松市獣医師会は、浜松市内の開業獣医師により組織されており、浜松市内の負傷動物保護収容事業に協力できる病院を把握し取りまとめている。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 動物園・動物愛護教育センター (電話：053-487-1616) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--|---------------------------------------|----------|------------|--|-------------------------------|----------------------------------|
| 312 | 令和3年度 公共事業に伴う 権利等の登記事務業務 | 一般社団法人静岡県公共 嘱託登記司法書士協会 | R4. 4. 1 | 34,593,800 | 一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会は、 公共の権利登記業務を受託し、その手続きを適正かつ 円滑に実施して、市民の権利の保護に寄与することを 目的に設立された団体である。多くの司法書士が所属 し、組織的な業務執行が可能であるとともに責任の所 在が明確である。権利に関する登記業務は、物件が市 内に点在し、不定期に発生する。また、物件によって 事前の調査方法や法務局との協議内容が異なり、時間 を要する場合もあるため、予定価格の算定が困難であ る。以上により、同協会1者特命の年間契約（複数単 価契約）とするものである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号 | 土木部 道路企画課 (電話 : 053-457-2375) |
| 313 | 令和4年度浜松市公共用財産 (道路・河川等) 境界確定業 務委託契約 | 公益社団法人静岡県公共 嘱託登記土地家屋調査士 協会西部事務所 | R4. 4. 1 | 93,621,836 | 公共用財産（道路・河川等）と民有地との境界に関する 申請は、年間2千件を超える件数があり、個人事業者ではその対応が困難である。公益社団法人静岡県公共 嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法 第63条の規定に基づき、公共嘱託登記業務を適正かつ 迅速に実施することを目的に優秀な能力を有する人 材を確保し設立された機関である。その豊富な人材と 優秀な能力により、年間2千件を超える申請に対し、 事務処理も円滑かつ正確に行なうことができるこ とから、公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査 士協会を一者特命とする。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号 | 土木部道路保全課 (電話 : 053-457-2313) |
| 314 | 令和4年度 浜松市道路施設 データベースシステム保守業 務 | 国際航業株式会社 | R4. 4. 1 | 3,245,000 | 本業務は、国際航業株式会社が独自に設計・構築し た「浜松市道路施設データベースシステム」のパッ ケージ（知的財産）及びカスタム関連部分を含む全体 の保守業務である。 開発者以外が保守を行った場合、セキュリティの確 保ができない、障害対応ができない、必要な機能が作 成できない等の問題が発生する可能性が非常に高いこ とから一者特命とする。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号 | 土木部道路保全課 (電話 : 053-457-2619) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|-----------------------------------|-----------|--------|------------|---|-----------------------|-------------------------------|
| 315 | 令和4年度 浜松市道路施設情報システム保守業務 | 株式会社 フジヤマ | R4.4.1 | 1,518,000 | <p>①浜松市道路施設情報システム（以下「本システム」という。）は、株式会社フジヤマが開発したシステムであり、開発当時の契約において、翻案権（著作権法第27条）については株式会社フジヤマに留保されている。本業務においてシステムの修正が必要となるトラブルについては、修正に当たりフジヤマに留保されている翻案権が必要となるため。</p> <p>②本システムは、株式会社フジヤマによって独自に構築されていることから、システムの安定的な稼働及びシステム異常時における迅速な対応を行うには、同システムの構造を熟知している同社の技術が必要であるため。</p> <p>③株式会社フジヤマは、本システムの開発からこれまでの間、一貫して本業務を実施してきているが、仮に同社以外が本業務を実施し、システム異常が発生した場合、その原因がシステム固有の問題か、本業務を行ったことによるものなのかの原因の特定は困難であり、責任の所在が不明確となるため。</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 土木部道路保全課 (電話：053-457-2619) |
| 316 | 令和4年度土木防災情報システム運営事業土木防災情報システム保守業務 | 理研精工株式会社 | R4.4.1 | 10,527,000 | 本業務の保守対象となる土木防災情報システムは、基幹部分（各種サーバ内プログラム）において著作権を理研精工株式会社が保有しているため、保守点検や障害対応は他者では行うことができない。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 土木部河川課 (電話：053-457-2452) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|-------------------------------------|-------------------|----------|-----------|---|-----------------------|--|
| 317 | 令和4年度土木防災情報システム運営事業土木防災対応支援気象情報処理業務 | 株式会社ウェザーニューズ | R4. 4. 1 | 4,686,000 | <p>地球温暖化に伴う気候変動により豪雨災害の激甚化が懸念されているが、本市内でも近年、豪雨による河川の急速な増水が繰り返し発生している。</p> <p>特に中小河川においては、短時間の豪雨により急激に水位が上昇し水害のリスクが高まるほか、流域内では内水氾濫・道路冠水が発生する。これらの災害が発生したとき、土木部職員は市民の生命財産を守るために、通行規制等の現場対応や関係機関への連絡、市民への情報提供等を迅速にできるよう、予め適切な配備体制に就いていなければならない。</p> <p>そのためには、「降雨実績と予測雨量を組み合わせ、専門的な知識を有する気象予報士が大雨による災害リスクをリアルタイムで予測・判断し、本市の定める基準及び気象予報士の知見により数値化した情報」として、配備の対象となる職員へメール等により送信することが必要となる。</p> <p>上記の気象情報の分析・提供体制を有しているのは、株式会社ウェザーニューズのみであり、他者では行うことができない。</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 土木部河川課 (電話 : 053-457-2452) |
| 318 | 令和4年度電気自動車用急速充電器保守業務 | 株式会社ミントウェーブ | R4. 4. 1 | 2,615,800 | 6台の急速充電器はいずれも株式会社東光高岳製であり、機器設置時に当該事業者が保守業務を行うことを製造業者より指定されているため、当該事業者以外は受託できない。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | カーボンニュートラル推進事業本部 (電話 : 053-457-2502) |
| 319 | 令和4年度浜松市地球温暖化防止活動推進センター業務委託 | 一般社団法人低炭素住宅推進普及協会 | R4. 4. 1 | 3,300,000 | 本業務は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき地球温暖化防止活動推進センターとして浜松市が指定した者しか実施できない業務である。そのため、令和2年～4年度にセンターとして指定を受けている者を1者特命業者とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | カーボンニュートラル推進事業本部 (電話 : 053-457-2502) |
| 320 | 浜松市口座振替データ伝送業務 | 株式会社静岡銀行 | R4. 4. 1 | 2,854,500 | <p>本業務は、本市指定金融機関である株式会社静岡銀行の子会社である静銀ITソリューション株式会社※が開発した伝送のためのシステムを使用しており、その運用は静銀ITソリューション株式会社が行っている。当該システムの販売及び契約は株式会社静岡銀行のみが取り扱っているため、株式会社静岡銀行との随意契約とする。</p> <p>※銀行法施行規則第17条の3に定められた子会社</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 会計管理者 会計課 (電話 : 053-457-2181) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|----------------------------|---------------------------------|----------|-------------|---|-----------------------|------------------------------------|
| 321 | (一括) 浜松市教育委員会事務局等清掃・害虫駆除業務 | AL SOKファシリティーズ株式会社 | R4. 4. 1 | 1, 674, 682 | 指名業者はイーステージ浜松オフィス棟建物内に事務所を有し、同オフィス棟管理組合から共用部分の日常清掃・定期清掃業務を受託している。また、イーステージ浜松オフィス棟使用細則において、専有部分についても、施設設備の管理の都合上、イーステージ浜松オフィス棟管理組合が指定する業者（共用部分の清掃業者）と契約することが想定されており、該当する業者は指名業者以外にはないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部 教育総務課 (電話 : 053-457-2401) |
| 322 | (一括) 浜松市教育委員会事務局等警備業務 | AL SOKファシリティーズ株式会社 | R4. 4. 1 | 1, 029, 600 | 指名業者はイーステージ浜松オフィス棟建物内に事務所を有し、同オフィス棟管理組合から警備業務を受託している。建物全館において警備システムを連携させた管理を実施しており、教育委員会の専有部分についても、同様の管理を行うことが可能な業者は指名業者以外にはないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部 教育総務課 (電話 : 053-457-2401) |
| 323 | 浜松市教育委員会産業医業務 | 社会福祉法人 聖隸福祉事業団 聖隸健康診断センター | R4. 4. 1 | 1, 650, 000 | 前年度まで教育委員会の産業医を指名業者の医師に委嘱しており、職員の健康状態を経年的に把握し、事業場の業務内容を理解していることから、効率的かつ適切な業務遂行が可能な業者は、指名業者以外にはないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部 教育総務課 (電話 : 053-457-2401) |
| 324 | 浜松市水窪放課後子供教室推進事業業務 | 特定非営利活動法人まちづくりネットワークWILL | R4. 4. 1 | 3, 788, 000 | 当該団体は、地域活動の充実化等を目的に掲げて活動しており、水窪地域の実情を十分に把握している。活動目的の一つに「子どもの健全育成を図る活動」を掲げており、学校との連携も密である（平成25年度から本事業を受託）。本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に水窪地域を活動拠点として活動する団体がないことから、契約方法を随意契約（1者特命）とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部 教育総務課 (電話 : 053-457-2401) |
| 325 | 浜松市あたご放課後子供教室推進事業業務 | あたご放課後子ども教室 | R4. 4. 1 | 1, 431, 304 | 当該団体は、上阿多古幼稚園及び上阿多古小学校の園児・児童の放課後等の時間について上阿多古地域全体で保護育成することを活動目的としており、上阿多古地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である（平成26年度から本事業を受託）。本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に上阿多古地域を活動拠点として活動する団体がないことから、契約方法を随意契約（1者特命）とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部 教育総務課 (電話 : 053-457-2401) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---------------------------|---------------|----------|-----------|---|-----------------------|------------------------------|
| 326 | 浜松市はるの放課後子供教室（犬居地区）推進事業業務 | SunSunクラブ | R4. 4. 1 | 2,565,428 | 当該団体は、春野地域において放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくり、子どもたちの健やかな成長への支援や豊かな人間性を育むための健全育成を目的として活動しており、春野地域の実情を十分に把握し、学校との連携も密である（平成27年度から本事業を受託）。本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に春野地域を活動拠点として活動する団体がないことから、契約方法を随意契約（1者特命）とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部 教育総務課（電話：053-457-2401） |
| 327 | 浜松市はるの放課後子供教室（気田地区）推進事業業務 | SunSunクラブ | R4. 4. 1 | 2,550,480 | 当該団体は、春野地域において放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくり、子どもたちの健やかな成長への支援や豊かな人間性を育むための健全育成を目的として活動しており、春野地域の実情を十分に把握し、学校との連携も密である（平成27年度から本事業を受託）。本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に春野地域を活動拠点として活動する団体がないことから、契約方法を随意契約（1者特命）とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部 教育総務課（電話：053-457-2401） |
| 328 | 浜松市しもあたご放課後子供教室推進事業業務 | 下阿多古地区社会福祉協議会 | R4. 4. 1 | 2,363,778 | 当該団体は、下阿多古小学校の児童の放課後等の時間について地域全体で保護育成することを活動目的としており、下阿多古地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である（平成28年度から本事業を受託）。本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に下阿多古地域を活動拠点として活動する団体がないことから、契約方法を随意契約（1者特命）とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部 教育総務課（電話：053-457-2401） |
| 329 | 浜松市浦川放課後子供教室推進事業業務 | 浦川子供教室 | R4. 4. 1 | 2,059,488 | 当該団体は、浦川小学校の児童を対象とし、適切な遊びと生活を通して放課後等における児童の健全な育成を目的として活動している。浦川地域の実情を十分に把握し、学校との連携も密である（平成31年度から本事業を受託）。本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に浦川地域を活動拠点として活動する団体がないことから、契約方法を随意契約（1者特命）とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部 教育総務課（電話：053-457-2401） |
| 330 | 浜松市伊平放課後子供教室推進事業業務 | いーら・みなくる | R4. 4. 1 | 3,019,796 | 当該団体は、井伊谷小学校の児童の放課後等の時間について地域全体で保護育成することを活動目的としており、伊平地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である（令和2年度から本事業を受託）。本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に伊平地域を活動拠点として活動する団体がないことから、契約方法を随意契約（1者特命）とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部 教育総務課（電話：053-457-2401） |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---------------------------------------|------------------|----------|------------|--|-----------------------|----------------------------------|
| 331 | 浜松市奥山放課後子供教室推進事業業務 | 奥山の子を育てる会 | R4. 4. 1 | 3,340,000 | 当該団体は、健全な奥山の子どもを育て、住みよい郷土奥山をつくることを活動目的としており、奥山地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である（令和2年度から本事業を受託）。本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に奥山地域を活動拠点として活動する団体がないことから、契約方法を随意契約（1者特命）とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部 教育総務課 (電話：053-457-2401) |
| 332 | 浜松市佐久間放課後子供教室推進事業業務 | 佐久間っ子クラブ | R4. 4. 1 | 1,575,945 | 当該団体は、佐久間小児童を対象に、放課後や長期休業中、子供たちが安心して過ごせる居場所を提供し、異年齢の子供たちを遊びや学びなどで交流させる活動を通して健全な育成を図ることを目的とする事業を令和3年度から試行実施し、学校との連携も密である。本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に佐久間地域を活動拠点として活動する団体がないことから、契約方法を随意契約（1者特命）とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部 教育総務課 (電話：053-457-2401) |
| 333 | 浜松市引佐北部放課後子供教室推進事業業務 | 特定非営利活動法人ひづるしい鎮玉 | R4. 4. 1 | 2,932,880 | 当該団体は、鎮玉地域住民及び周辺住民に対し、地域の活性化、交流人口や定住人口の増加及び環境の保全・再生に寄与することを目的とした事業を実施しており、当該地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である。本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に鎮玉地域（引佐北部小中学校区）を活動拠点として活動する団体がないことから、契約方法を随意契約（1者特命）とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部 教育総務課 (電話：053-457-2401) |
| 334 | (一括)令和4年度 浜松市天竜区天竜地域通学バス校(園)外学習運行管理業務 | 遠鉄アシスト株式会社 | R4. 4. 6 | 1,318,900 | 天竜区天竜地域通学バス運行管理業務の受託者である遠鉄アシスト株式会社は、当委託業務に使用する車両の運行管理を行っており、各日の上下校便の運行時刻を把握していることから、校外学習を含め総合的に運行管理が可能である。コストを抑え、より効率的でできるのは遠鉄アシスト株式会社のみであるため1者特命とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部 教育総務課 (電話：053-457-2406) |
| 335 | 浜松市教育ネットワークグループウェア及び校務支援統合サーバ運用保守業務 | スズキ教育ソフト株式会社 | R4. 4. 1 | 13,024,000 | 現在稼働している浜松市教育ネットワークグループウェアおよび校務支援システムは、保守内容も含めてプロポーザルで選定し、スズキ教育ソフトが設計・構築等を行った。 既存システムの運用保守は構築を行った同社でなければ行えないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部教育施設課 (電話：053-457-2403) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|----------------------------|---------------------------|-----------|------------|---|-----------------------|------------------------------------|
| 336 | 浜松市小中学校図書管理システム運用保守業務 | 株式会社内田洋行 営業統括グループ | R4. 4. 1 | 15,195,840 | 運用保守対象の学校図書管理システムは、保守内容も含めてプロポーザルで選定し、株式会社内田洋行が設計・構築等を行った。 同システムの運用保守は構築を行った同社でなければ行えないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部教育施設課 (電話 : 053-457-2403) |
| 337 | (一括) 小荷物専用昇降機点検業務 (相生小学校他) | 日本オーチス・エレベータ株式会社 | R4. 4. 1 | 2,886,400 | 当該昇降機は同社が製造設置した装置であり、製造設置業者以外の業者では緊急時に即時対応（修繕・部品調達等）ができず学校教育・衛生環境に支障をきたす恐れがあるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部教育施設課 (電話 : 053-457-2403) |
| 338 | 小中学校特別教室空調整備PFI導入可能性等調査業務 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社名古屋 | R4. 5. 31 | 9,460,000 | 公募型プロポーザル方式により、「浜松市立小中学校特別教室空調整備PFI導入可能性等調査業務プロポーザル評価委員会」のヒアリング審査を実施し、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社名古屋が特定されたため、本事業者に選定した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部教育施設課 (電話 : 053-457-2403) |
| 339 | 令和4年度 教職員等ストレスチェック業務 | 株式会社フジE A Pセンター | R4. 5. 1 | 6,310,700 | ・ストレスチェックの実施に対する検査方法や高ストレス者の選定方法、集計、分析、評価等、専門的な知識を有しているため。 ・これまでの集計や分析を生かし、受検者だけでなく学校毎の経年変化を把握できるため。 ・標準的なストレスチェックの項目に教職員独自の質問項目を追加することができる等、柔軟な対応ができるため。 ・産業医の面接場所等について、面接希望者にとって相談しやすく、またプライバシーが守られるような面接環境が整えられているため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部教職員課 (電話 : 053-457-2408) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---------------------------------|--------------------------|-----------|-------------|---|-----------------------|---|
| 340 | 浜松市教員採用等案内作成及び教員の魅力を伝えるイベント開催業務 | 株式会社 エイエイピー 浜松支店 | R4. 6. 14 | 4, 107, 500 | 公募型プロポーザルによる調達により、最も優れた企画提案を行った当該業者を選定。見積もり合わせを行い、委託業者として決定したもの。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部教職員課 (電話 : 053-457-2408) |
| 341 | こころの健康観察事業業務委託 | 公益社団法人子どもの発達科学研究所 | R4. 4. 1 | 3, 372, 600 | 令和2年度に新型コロナウイルス感染拡大防止による長期間の臨時休業が与えた子供のメンタルヘルスへの影響について公益社団法人子どもの発達科学研究所浜松オフィスに委託して調査を行い、令和3年度も引き続き行った。調査後の対応で児童生徒のメンタルヘルスがどのように変化したかを把握し適切に支援するためには今後も継続して同様の調査を実施する必要がある。また、当該業者は、大阪大学、浜松医科大学、金沢大学、千葉大学、福井大学の連合大学院との連携関係にあり、豊富な研究データをもとに学校現場の実情に応じた対応を行ってきた実績がある。現場を熟知したスタッフも多く、同等の効果を得ることができる事業者は他にないため、当該業者を一者特命により選定する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部指導課（教育総合支援センター） (電話 : 053-457-2428) |
| 342 | 浜松市立小中学校訪問看護業務委託 | 社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団 | R4. 4. 1 | 6, 498, 580 | 委託先については、医療的ケアを受ける生徒及びその保護者と信頼関係を築き、学習や生活面での自立を促すよう学校と密に連携して支援を行うことが必要。 上記を満たす委託先は、当該生徒の体調管理を行っている訪問看護ステーションしかなく、その性質又は目的が競争入札に適さないことから随意契約（一者特命）とする。 学校における医療的ケアを熟知し対象生徒が通う診療所の訪問看護ステーションを選定した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部指導課（教育総合支援センター） (電話 : 053-457-2428) |
| 343 | 【単価契約】令和4年度英語力向上事業業務 | 株式会社ベネッセコーポレーション 小中学校事業部 | R4. 5. 20 | 2, 835, 981 | 本市が児童生徒の英語運用能力の向上を目指すために実施する外部試験として、①4技能全てを測定できること、②新学習指導要領に準拠した出題内容であること、③合否判定ではなく、各技能をスコアで評価すること、④「話す」力の測定を短時間で効率的に実施できることを求めている。英語の外部試験は複数あるが、本市の登録業者の中で、この条件で的確に業務を履行できるのは当該業者以外にないため、随意契約（一者特命）とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部指導課 (電話 : 053-457-2411) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--------------------------------------|-----------------------|----------|------------|---|-----------------------|---------------------------------------|
| 344 | 浜松市学校給食費・学校徴収金徴収管理システム運用保守業務 | 日本ソフトウェアマネジメント株式会社 | R4. 4. 1 | 44,297,000 | 調達済の「浜松市学校給食費・学校徴収金徴収管理システム」にかかる障害時の復旧、システムのバージョンアップ、ソフトウェアのライセンス更新等の業務であり、著作権を有するシステム導入業者以外では対応できないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部健康安全課 (電話 : 053-457-2422) |
| 345 | 浜松市立高等学校昇降機設備（エレベーター）保守点検業務 | 日本オーチス・エレベータ株式会社 静岡支店 | R4. 4. 1 | 1,095,600 | 日本オーチス・エレベーター株式会社静岡支店は既存設備の施工業者であり、設備にはメーカー固有の部品が使用されている。当該業者でなければ設置されている設備に対しての安全かつ確実な点検及び緊急時の修繕対応等が行えず、その使用に著しい支障が生じることから1者特命により選定した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部浜松市立高等学校 (電話 : 053-453-1105) |
| 346 | 令和4年度 浜松市立高等学校 校内ネットワーク及び関係機器等保守点検業務 | 西日本電信電話株式会社 浜松支店 | R4. 4. 1 | 3,395,700 | 西日本電信電話株式会社浜松支店は本校ネットワーク関係機器等や新学習指導要領対応の成績管理システム安定稼働のためのサーバ等構築業務を行っており、校内ネットワークに精通していることから効果的、効率的な保守が可能と判断し1者特命により選定した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部浜松市立高等学校 (電話 : 053-453-1105) |
| 347 | 令和4年度 浜松市立高等学校 資産管理システム及び情報機器等保守点検業務 | 遠鉄システムサービス株式会社 | R4. 4. 1 | 6,402,000 | 遠鉄システムサービス株式会社は資産管理システムの導入設定等を行っており、校内ネットワークに精通していることから効果的、効率的な保守が可能と判断し1者特命により選定した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部浜松市立高等学校 (電話 : 053-453-1105) |
| 348 | 浜松市名簿・投票管理システム運用保守業務 | 株式会社ムサシ 浜松営業所 | R4. 4. 1 | 4,158,000 | 浜松市名簿・投票管理システム構築及び運用保守業務（契約期間：H27. 12. 21～R4. 3. 31）により構築したシステムを継続使用することから、運用保守は同システムを開発した株式会社ムサシ浜松営業所以外にはできないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 選挙管理委員会事務局 (電話 : 053-457-2521) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---|-----------------------|-----------|-----------|---|-------------------------|---------------------------------------|
| 349 | 選挙管理委員会事務局・総務部文書行政課共同利用サービスシステム再構築・運用保守業務 | 東京コンピュータサービス株式会社 静岡支店 | R4. 6. 30 | 5,775,000 | 短期間での再構築業務において、本業務の開発方針であるOracle Database Express Editionでの開発実績が豊富であることに加え、現行システムの運用保守業務の受託者として、本システムの仕様や他の関連システムとの連携等に必要不可欠な知識を有しております、安全かつ円滑な業務の履行や新たな環境下における当該システムの運用保守に対する適切な助言が確実に期待できるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 選挙管理委員会事務局 (電話 : 053-457-2521) |
| 350 | 浜松市水道料金等調定システム保守業務 | 日本電気株式会社 浜松支店 | R4. 4. 1 | 9,509,500 | 浜松市水道料金等調定システムを開発し、著作権を有する事業者でなければ対応ができないため。 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 上下水道部お客さまサービス課 (電話 : 053-474-7812) |
| 351 | 令和4年度 浜松市浄化槽管理台帳システム保守業務 | 株式会社フジヤマ | R4. 4. 1 | 1,397,000 | 浜松市浄化槽管理台帳システムを開発し、著作権を有する事業者でなければ対応ができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 上下水道部お客さまサービス課 (電話 : 053-474-7812) |
| 352 | 浜松市水道料金等調定システム機能改修業務 (コア系対応) | 日本電気株式会社 浜松支店 | R4. 4. 1 | 3,932,500 | 浜松市水道料金等調定システムを開発し、著作権を有する事業者でなければ対応ができないため。 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 上下水道部お客さまサービス課 (電話 : 053-474-7812) |
| 353 | 浜松市水道料金等調定システム機能改修業務 (楽天銀行導入対応) | 日本電気株式会社 浜松支店 | R4. 4. 1 | 1,859,000 | 浜松市水道料金等調定システムを開発し、著作権を有する事業者でなければ対応ができないため。 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 上下水道部お客さまサービス課 (電話 : 053-474-7812) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---------------------------------|---------------------------|-----------|-----------|--|-------------------------|-----------------------------------|
| 354 | 令和4年度 休日及び夜間修繕待機業務（住吉） | 浜松市上下水道協同組合 | R4. 4. 1 | 8,098,750 | 休日、夜間に係る修繕業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、指定工事業者で構成されている浜松上下水道協同組合以外は対応できないため。 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 上下水道部水道工事課 (電話：053-474-7911) |
| 355 | 令和4年度 浜松市下水道情報総合管理システム保守業務 | 株式会社フジヤマ | R4. 4. 1 | 4,015,000 | 浜松市下水道情報総合管理システム及び窓口用タッチパネルシステムの保守・改修・データ入力後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者である株式会社フジヤマ以外ではできないため。 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 上下水道部 下水道工事課 (電話：053-474-7514) |
| 356 | 令和4年度 原委第7号 大原浄水場外計装機器保守点検業務 | 株式会社日立製作所 浜松支店 | R4. 4. 1 | 6,050,000 | 本施設の計装機器は、市民生活や日常運転に影響なく安定稼働させるため、高い安全性、信頼性が要求される。また、当該機器は、株式会社日立製作所が構築・設計したもので、制作にあたっては業者独自の方法にてシステムなどが構築されており、保守点検作業時には、制作時の同一手法が必要となることから株式会社日立製作所浜松支店と随意契約（一者特命）とした。 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307) |
| 357 | 令和4年度 原委第9号常光浄水場外電気設備計装機器保守点検業務 | 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 静岡支社 | R4. 4. 1 | 6,490,000 | 本施設の電気設備・計装機器は、市民生活や日常運転に影響なく安定稼働させるため、高い安全性、信頼性が要求される。また、当該設備は、三菱電機株式会社が、構築・設計したもので、制作にあたっては業者独自の方法にてシステムなどが構築されており、保守点検作業時には、制作時の同一手法が必要となることから、本設備の製作会社より保守点検業務を移管されている、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社静岡支社と随意契約（一者特命）とした。 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307) |
| 358 | 令和4年度 大原浄水場薬品注入設備保守点検業務 | JFEアクアサービス機器株式会社 | R4. 5. 11 | 5,170,000 | 当該設備機器はJFEアクアサービス機器株式会社が製作、設置したものであり、部品の調達及び運転の安全性、信頼性を維持するために、施工業者であるJFEアクアサービス機器株式会社と随意契約とした。 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--|--------------------------|---------|------------|---|-------------------------|----------------------------------|
| 359 | 令和4年度 浜松市水道水質検査業務（A地区） | 一般財団法人静岡県生活科学検査センター 西部支所 | R4.5.13 | 1,578,830 | 浜松市上下水道部で保管しているヘリウムガスの在庫は限られており、代替ガスを利用した検査体制の構築までヘリウムガスの使用ができる限り抑制しつつ、検査を維持する必要がある。現在の市職員の直営による検査を継続した場合、ヘリウムガスの在庫枯渇により必要な水質検査の実施ができなくなる恐れがある。検査が実施できない場合、水質の安全性が確保されず、ひいては市民生活に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、至急外部委託による水質検査を実施する必要性が生じた。直近では、令和4年5月17日に水質検査を実施しなければならないが、競争入札に付する時間的猶予がないことから緊急の必要により、一般財団法人静岡県生活科学検査センターへの一者特命とした。 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号 | 上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307) |
| 360 | 令和4年度 浜松市水道水質検査業務（B地区） | 株式会社静環検査センター 浜松支店 | R4.5.13 | 1,601,600 | 浜松市上下水道部で保管しているヘリウムガスの在庫は限られており、代替ガスを利用した検査体制の構築までヘリウムガスの使用ができる限り抑制しつつ、検査を維持する必要がある。現在の市職員の直営による検査を継続した場合、ヘリウムガスの在庫枯渇により必要な水質検査の実施ができなくなる恐れがある。検査が実施できない場合、水質の安全性が確保されず、ひいては市民生活に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、至急外部委託による水質検査を実施する必要性が生じた。直近では、令和4年5月17日に水質検査を実施しなければならないが、競争入札に付する時間的猶予がないことから緊急の必要により、株式会社静環検査センター浜松支店への一者特命とした。 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号 | 上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307) |
| 361 | 令和4年度 委託第17号 中部浄化センター焼却灰運搬業務 | 東海運株式会社 東京陸運事業部 | R4.4.1 | 3,719,100 | 浜松市又は静岡県及び指定の処分場所在地の産業廃棄物収集運搬業許可証（産業廃棄物の種類：ぱいじん）を有し、中部浄化センターの焼却灰の搬出設備に対応可能であり、かつ、焼却灰の再資源化処分を行う予定の産業廃棄物処分場の搬入設備に適合する粉粒体運搬車両を所有する唯一の入札参加資格登録業者であるため一者特命とする。 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 上下水道部下水道施設課 (電話：053-441-3631) |
| 362 | 令和4年度における浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業モニタリング業務にかかる技術的援助に関する年度協定 | 地方共同法人日本下水道事業団 | R4.4.1 | 23,232,000 | 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業（西遠コンセッション）の第三者モニタリング（履行監視）機関として、経営、改築及び維持管理の各事業について市によるモニタリングと同じ視点が必要であり、客観的かつ専門的な知見を有し、対応ができる唯一の者であるため日本下水道事業団との一者特命とする。 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 上下水道部下水道施設課 (電話：053-441-3631) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--|-----------------------|-----------|------------|---|-------------------------|-------------------------------------|
| 363 | 令和4年度 委託第9号 中部浄化センター計装設備及び運転管理システム保守点検業務 | 株式会社日立製作所 | R4. 4. 1 | 19,800,000 | 中部浄化センター計装設備及び運転管理システムは、株式会社日立製作所が設計・施工したもので、メーカー独自のシステムが構築されており、保守点検業務にはシステムを構築したメーカーの知識・技術を必要とするため、株式会社日立製作所 浜松支店との一者特命とする。 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 上下水道部下水道施設課 (電話 : 053-441-3631) |
| 364 | 令和4年度 委託第11号 中部浄化センター下水処理計装設備保守点検業務 | メタウォーター株式会社 | R4. 4. 1 | 3,465,000 | 中部浄化センターは、メタウォーター株式会社が設計・施工したもので、メーカー独自のシステムが構築されており、保守点検業務にはシステムを構築したメーカーの知識・技術を必要とするため、メタウォーター株式会社 静岡営業所との一者特命とする。 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 上下水道部下水道施設課 (電話 : 053-441-3631) |
| 365 | 令和4年度 休日及び夜間修繕待機業務（北区） | 細江町水道工事協同組合 | R4. 4. 1 | 8,420,940 | 修繕の迅速な対応と市民サービス向上のため、年間を通して広域的なサービスを行うには、一企業では困難であり、内容を熟知し、指定工事業者で構成されている細江町水道工事協同組合以外では対応できないため。 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 上下水道部北部上下水道課 (電話 : 053-525-6081) |
| 366 | 令和4年度 休日及び夜間修繕待機業務（浜北区） | 浜北上下水道協同組合 | R4. 4. 1 | 6,294,090 | 修繕の迅速な対応と市民サービス向上のため、年間を通して広域的なサービスを行うには、一企業では困難であり、内容を熟知し、指定工事業者で構成されている浜北上下水道協同組合以外では対応できないため。 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 上下水道部北部上下水道課 (電話 : 053-525-6081) |
| 367 | 令和4年度 水道施設遠方監視設備点検業務 | シンク・エンジニアリング株式会社 開発本部 | R4. 6. 15 | 3,795,000 | 遠方監視装置はシンク・エンジニアリング株式会社で開発された独自のソフトや設備を使用しており、他業者ではソフトの解析は不可能である。このため、性能維持に係る点検は監視装置の開発者シンク・エンジニアリング株式会社開発本部だけであるため。 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 上下水道部北部上下水道課 (電話 : 053-525-6081) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--------------------------------------|---------------|-----------|------------|---|-------------------------|-------------------------------|
| 368 | 令和4年度 休日及び夜間修繕待機業務（天竜区） | 天竜北遠上下水道協同組合 | R4. 4. 1 | 7,366,260 | 休日、夜間に係る修繕業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、指定工事業者で構成されている天竜北遠上下水道協同組合以外では対応できないため。 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 上下水道部天竜上下水道課（電話：053-922-0035） |
| 369 | 令和4年度 天竜区内水道施設管理業務 | 天竜北遠上下水道協同組合 | R4. 4. 1 | 54,230,000 | 施設管理には、各施設の仕組みを把握し事故等の発生時も迅速な対応が求められるため、長年施設管理に携わり施設や地理等内容を熟知し、指定工事業者で構成されている天竜北遠上下水道協同組合以外では対応できないため。 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 上下水道部天竜上下水道課（電話：053-922-0035） |
| 370 | 令和4年度 都田地区農業集落排水処理施設 汚泥収集運搬業務 | 一般財団法人浜松市清掃公社 | R4. 4. 1 | 3,088,800 | 農業集落排水処理施設から発生する汚泥の収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。都田地区農業集落排水処理施設がある処理区を収集地域とする許可業者は、一般財団法人浜松市清掃公社1社のため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 上下水道部天竜上下水道課（電話：053-922-0038） |
| 371 | 令和4年度 両島・落合石神・上市場農業集落排水処理施設 汚泥収集運搬業務 | 株式会社ハマエイ | R4. 4. 1 | 7,392,000 | 農業集落排水処理施設から発生する汚泥の収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。両島、落合石神及び上市場農業集落排水処理施設がある処理区を収集地域とする許可業者は、株式会社ハマエイ1社のため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 上下水道部天竜上下水道課（電話：053-922-0038） |
| 372 | 令和4年度 遠方監視装置及び計装設備（一般計器）点検業務その1 | 誠興電機株式会社 | R4. 6. 10 | 2,365,000 | 保守・改修・データ入力後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者（代理店等、開発・製造業者が指定するものを含む。）以外ではできないため。 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 上下水道部天竜上下水道課（電話：053-922-0035） |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---------------------------------|-----------------------|-----------|-------------|--|-------------------------|---|
| 373 | 令和4年度 遠方監視装置及び計装設備（一般計器）点検業務その2 | シンク・エンジニアリング株式会社 開発本部 | R4. 6. 10 | 7,469,000 | 保守・改修・データ入力後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者（代理店等、開発・製造業者が指定するものを含む。）以外ではできないため。 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 上下水道部天竜上下水道課（電話：053-922-0035） |
| 374 | 令和4年度 天竜区内急速ろ過機点検業務 | 日本エンヂニヤ株式会社 | R4. 6. 21 | 2,310,000 | 今年度点検するろ過機は、日本エンヂニヤ株式会社が開発した製品であり、その構造及び取り扱いは他社ではない。また、他の業者が点検整備した場合、ろ過装置として正常に機能しない恐れがあるばかりか適正な水質が確保できず市民生活に支障を来たす恐れがある。 以上から、当該急速ろ過機の開発元でその構造及び取り扱いを熟知している日本エンヂニヤ株式会社との1者特命とする。 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 上下水道部天竜上下水道課 佐久間上下水道室（電話：053-966-0007） |
| 375 | 令和4年度 浜松市犀ヶ崖資料館維持管理運営業務 | 浜松観光ボランティアガイドの会 | R4. 4. 1 | 6,000,000 | 当業務は、単に資料館の維持管理を行うだけでなく、三方ヶ原の合戦や遠州大念仏などの郷土の歴史や文化について来場者に説明・案内することが最も重要な業務であり、契約者は浜松市の文化や歴史を熟知している団体であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 中区 まちづくり推進課（電話：053-457-2779） |
| 376 | 令和4年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務 | 医療法人社団あづま会 他3法人 | R4. 4. 1 | 207,850,000 | 本事業は地域における包括的かつ継続的なケアマネジメントの体制を構築するために地域包括支援センターを設置し、総合的な相談及び支援、権利擁護のための援助、包括的かつ継続的なケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等を実施することを目的とする。このような対応が可能な事業者は他にないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 中区 長寿保険課（電話：053-457-2062） |
| 377 | 令和4年度 浜松市高齢者住宅等生活援助員派遣事業業務 | 社会福祉法人慈悲庵 | R4. 4. 1 | 1,071,200 | 選定した業者は、シルバーハウ징・プロジェクトで建設された板屋町高齢者向け優良賃貸住宅を運営しており、同じ建物内において高齢者相談センター、通所介護事業を実施しているため、本業務における24時間対応や、緊急時の迅速な対応が可能である。このような対応が可能な事業者は他にないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 中区 長寿保険課（電話：053-457-2062） |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|-----------------------------------|--------------------|----------|------------|--|-----------------------|----------------------------------|
| 378 | 令和4年度 浜松市生活支援ハウス運営事業業務 | 社会福祉法人聖隸福祉事業団 | R4. 4. 1 | 7,812,999 | 本事業は高齢者に対して、介護支援機能や住居機能、交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。このような対応が可能な事業者は他にないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 中区 長寿保険課 (電話 : 053-457-2062) |
| 379 | 令和4年度 浜松市高齢者あんしん一時宿泊事業（短期宿泊事業）業務 | 社会福祉法人浜松仏教養護院 他6法人 | R4. 4. 1 | 6,109,840 | 本事業は緊急に保護を必要とする高齢者の保護または環境的理由や経済的理由などにより在宅生活が困難な高齢者の施設入所が必要となったとき、入所または在宅生活に戻るまでの一定期間、一時的な滞在場所を確保・提供することにより、日常生活に対する支援を行うもの。このような対応が可能な事業者は他にないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 中区 長寿保険課 (電話 : 053-457-2062) |
| 380 | (一括) 令和4年度浜松市本庁舎ほか11施設昇降機設備保守点検業務 | 東芝エレベータ株式会社静岡支店 | R4. 4. 1 | 12,724,800 | 東区役所ほか11施設では、東芝エレベータ株式会社製の遠隔監視点検機能を備えた昇降機が設置され、24時間監視による予防保全業務を行っている。昇降機は、各メーカーによりそれぞれ構造・規格・仕様等が異なるため、他社製との互換性がなく、保守業務には、メーカー製機材の確保・保守技術及び故障時の緊急対応等が必要となり、製造・設置業者以外では行えないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 東区区振興課課 (電話053-424-0115) |
| 381 | 令和4年度東区行政連絡業務 | 東区自治会連合会 | R4. 4. 1 | 49,324,650 | 地域に密着した住民組織である「東区自治会連合会」は、地域の実情に精通し、これまででも業務を円滑に処理してきた実績があり、人員確保、迅速性、正確性、信頼性の面からもほかに代わるものはない。 また、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持、形成にも寄与するため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 東区 区民生活課 (電話 : 053-424-0164) |
| 382 | 令和4年度浜松市生活支援ハウス運営事業業務 | 社会福祉法人八生会 | R4. 4. 1 | 6,820,999 | 適切な事業運営が確保出来る専用の居室施設を保有し、かつ高齢者の健康管理、生活指導ができる社会福祉法人は生活支援ハウスあんしんの里を有する社会福祉法人八生会の他にないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 東区 長寿保険課 (電話 : 053-424-0186) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---|----------------|----------|-------------|--|-----------------------|------------------------------------|
| 383 | 令和4年度浜松市地域包括支援センター運営事業 | 医療法人社団岡崎会 他2法人 | R4. 4. 1 | 109,125,000 | 地域包括支援センター運営業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は浜松市地域包括支援センター運営協議会で委託の承認を受けた法人であり、他の法人は受託することができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 東区 長寿保険課 (電話 : 053-424-0186) |
| 384 | 令和4年度西区行政連絡業務 | 西区自治会連合会 | R4. 4. 1 | 36,532,820 | 地域に密着した住民組織である「西区自治会連合会」は、地域の実情に精通し、これまで業務を円滑に処理してきた実績があり、迅速性、正確性、経済性の面からも他に代わるものはない。 また、住民組織へ委託することにより配布や回覧の過程での隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持・形成にも寄与するため「西区自治会連合会」を指名する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 西区区振興課 (電話 : 053-597-1112) |
| 385 | 令和4年度浜松市舞阪表浜駐車場管理システム機器保守点検及び使用料徴収業務 | ユニヴァーサル商事株式会社 | R4. 4. 1 | 2,442,000 | ユニヴァーサル商事株式会社は、浜松市舞阪駐車場管理システム機器賃貸借契約先であるため、機器の内部を保守点検できるのは、ユニヴァーサル商事株式会社だけであるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 西区まちづくり推進課 (電話 : 053-597-1117) |
| 386 | 令和4年度浜松市弁天島海浜公園駐車場管理システム機器保守点検及び使用料徴収業務 | ユニヴァーサル商事株式会社 | R4. 4. 1 | 3,280,200 | ユニヴァーサル商事株式会社は、浜松市舞阪駐車場管理システム機器賃貸借契約先であるため、機器の内部を保守点検できるのは、ユニヴァーサル商事株式会社だけであるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 西区まちづくり推進課 (電話 : 053-597-1117) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--------------------------|-----------|----------|------------|---|-----------------------|----------------------------------|
| 387 | 令和4年度浜松市弁天島海浜公園管理運営業務 | 舞阪町観光協会 | R4. 4. 1 | 17,611,526 | ①舞阪町観光協会は、弁天島を訪れる観光客に対して、観光情報の提供に努め、公園や地域の観光情報をインターネット（SNS）等で発信している。 ②常に顧客満足を達成するため、マーケティングを探求している。 ③旧舞阪町時代から弁天島海浜公園の管理業務を受託し、平成18年度から平成26年度までは、指定管理者として、施設の適切な管理を熟知している。 ④主要業務の自転車ターミナル運営業務において、利用者（観光客）に地域の観光地はじめ、浜名湖周辺の観光情報を提供できる団体であるため。 ⑤海水浴運営において、地元観光協会として公園周辺の干満による潮の流れの変化や特有の地形状況に精通し、緊急時にも地元漁業関係者等と常に密接な連携で緊急時の迅速かつ的確な対応が可能な体制をとることができる団体であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 西区まちづくり推進課 (電話：053-597-1117) |
| 388 | 令和4年度浜松市館山寺ターミナル施設管理運営業務 | 館山寺温泉観光協会 | R4. 4. 1 | 1,518,000 | 館山寺ターミナル施設の利用者は、観光客が主であり、観光案内が必要である。そのため、同施設内に観光案内所を無休で運営している館山寺温泉観光協会に委託することが妥当である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 西区まちづくり推進課 (電話：053-597-1117) |
| 389 | 令和4年度館山寺西海岸清掃業務 | 館山寺温泉観光協会 | R4. 6. 1 | 42,350,000 | 海岸には、日常的に漂着物が流れ着き、特に大雨や荒天の風水害後は漂着物が大量に流れ着く状況がある。 ①地元に拠点を置き、常に海岸の状況を把握し、観光資源の保全に努めている館山寺温泉観光協会へ委託することによって、迅速かつ円滑に対応することができる。 ②地域の意見や要望を集約する窓口としての役割が期待でき、地域と連携した自然環境の保全に係る普及活動を推進できる。 以上のことから、地域の意見集約を図り、館山寺西海岸の美観を保てるのは館山寺温泉観光協会だけであるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 西区まちづくり推進課 (電話：053-597-1117) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--|------------------|----------|------------|---|-----------------------|------------------------------------|
| 390 | 令和4年度浜松市弁天島駅前観光案内所管理運営業務 | 舞阪町観光協会 | R4. 4. 1 | 2,498,452 | 弁天島駅周辺の観光施設や宿泊施設の空き状況などを常に把握し、最新の情報を観光客に提供できるのは、舞阪町観光協会だけであるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 西区まちづくり推進課 (電話 : 053-597-1117) |
| 391 | 浜松市予防接種等業務 | 一般社団法人浜名医師会 | R4. 4. 1 | 40,235,391 | 本業務は、医師資格を必要とする業務であることから、地域の安定的な接種環境を確保するため、雄踏地区及び舞阪地区の医療機関を統括する一般社団法人浜名医師会の一者特命とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 西区 健康づくり課 (電話 : 053-597-1120) |
| 392 | 令和4年度 雄踏町・舞阪町休日在宅診療業務 | 一般社団法人浜名医師会 | R4. 4. 1 | 6,582,400 | 本業務は、医師資格を必要とする業務であり、市民が日曜日及び祝日において、診療が必要な場合に医療機関に受診できるように、雄踏地区及び舞阪地区の医療機関を統括する一般社団法人浜名医師会の一者特命とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 西区 健康づくり課 (電話 : 053-597-1120) |
| 393 | (一括) 令和4年度浜松市南陽協働センターほか50施設昇降機設備保守点検業務 | 株式会社日立ビルシステム中部支社 | R4. 4. 1 | 34,515,360 | 当業務は遠隔監視システムを使用し24時間監視及び自動点検による予防保全が可能であるが、これは昇降機設置業者の独自技術であり、設置業者以外では適切な保守管理ができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 南区区民生活課 (電話 : 053-425-1382) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---------------------------------|------------------------|--------|------------|--|-----------------------|---------------------------------|
| 394 | 令和4年度南区行政連絡業務 | 南区自治会連合会 | R4.4.1 | 35,614,510 | 南区自治会連合会は、地域に密着した単位自治会で構成された団体で「市民の安心・安全に暮らせるまちづくりの推進」のために、浜松市と様々な分野において協力関係にある。その中で綿密な連絡・調整・連携の下に確かな信頼関係が構築されていること。委託業務の広報等の配布や連絡については、既に確実な連絡体制が整備されていること。その実施により配布等の過程で隣人同士の触れ合いや相互理解が図られ、更なる地域コミュニティの醸成につながる効果が期待できること。また、調査関係については、民間団体の調査に比べ自治会実施の場合は信頼性と安心感があり回答率も高い結果が得られていること。自治会は地域の実情に精通し、住民の立場に立った臨機応変な対応が可能であることなど、これらの条件を合わせ持った団体が他に存在しないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 南区区民生活課 (電話 : 053-425-1382) |
| 395 | 令和4年度浜松海岸のアカウミガメ及びその産卵地保護業務 | 特定非営利活動法人サンクチュアリエヌピーオー | R4.4.1 | 3,563,000 | 野生生物の保護は気温や海岸の状況などにあわせて臨機応変な対応が求められる。自然保護団体としてアカウミガメの生態等に精通し、アカウミガメの自然保護活動を行う傍ら、会独自で自然観察会や体験教室等子ども向けの活動を行い、これらのノウハウを活かした体験型プログラムの実施が期待でき、昭和62年以来、継続して市の事業委託を行い、その着実な実績をあげてきた。なお、浜松地域において同様の事業を実施することができる団体等は他に存在しない。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 南区 区民生活課 (電話 : 053-425-1382) |
| 396 | 令和4年度浜松市高齢者住宅等生活援助員派遣業務 | 社会福祉法人三和会 | R4.4.1 | 3,952,000 | 入札参加資格者名簿に登載があり、令和3年度に南区の老人福祉施設等でデイサービス運営事業等を実施する事業者に対し、本業務の受託について意向調査を行った結果、業務を行う体制をとることが可能で、かつ受託希望がある事業者は指名した業者のみであった。また、同一の事業者が受託することにより、入居者との信頼関係を築くことができ、関係性を活かした継続的な支援ができるという利点がある。役務を提供できる事業者は他になく、継続的な事業の実施が入居者の安全かつ快適な在宅生活の支援につながる。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 南区 長寿保険課 (電話 : 053-425-1542) |
| 397 | 令和4年度浜松市高齢者あんしん一時宿泊事業（短期宿泊事業）業務 | 社会福祉法人三和会外5者 | R4.4.1 | 1,417,000 | この業務は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設を保有し、かつ高齢者の処遇に精通した社会福祉法人等でなければ、この業務を行うことができない。本市は当該事業の実施にあたり、それぞれの区に所在する、資格を有する事業者と契約することにより市内全体をカバーすることになっている。このため南区に所在する事業者を指定する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 南区 長寿保険課 (電話 : 053-425-1542) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---------------------------------|---------------|----------|------------|---|-----------------------|-----------------------------------|
| 398 | 令和4年度浜松市地域包括支援センター運営事業業務 | 医療法人社団和恵会外2者 | R4. 4. 1 | 98,725,000 | 地域包括支援センター運営業務は、適正、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。南区の3か所の法人は、令和4年3月1日開催の浜松市地域包括支援センター運営協議会で委託の承認を受けた唯一の法人であり、他の法人は受託することができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 南区 長寿保険課 (電話 : 053-425-1542) |
| 399 | 令和4年度 浜松市奥浜名湖ツーリズムセンター運営業務 | 奥浜名湖観光協会 | R4. 4. 1 | 2,422,000 | 奥浜名湖観光協会は、北区内の観光施設等の会員で構成され、地域内で緊密な連携のもと、観光振興事業を展開している。奥浜名湖地域の観光情報収集し、観光案内や情報発信ができ、気賀駅に事務所があることで来訪者及び問合せに対して的確に案内をすることができる者が他にないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 北区まちづくり推進課 (電話 : 053-523-1114) |
| 400 | (一括) 令和4年度 浜松市北区引佐地域トイレ浄化槽清掃業務 | 東名興産株式会社 | R4. 4. 1 | 2,005,520 | 浄化槽法第35条第1項の規定により許可を受けている業者であること。浜松市一般廃棄物処理実施計画において、北区のうち引佐地区的浄化槽清掃業者として指定されている唯一の業者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 北区まちづくり推進課 (電話 : 053-523-1114) |
| 401 | 令和4年度 浜松市三方原協働センター管理運営及び講座等開催業務 | 浜松北地域まちづくり協議会 | R4. 4. 1 | 6,901,000 | 本業務は、地域活動の拠点である三方原協働センターの更なる利用促進を目指し、それにより地域コミュニティを活性化させることを目的としており、運営を委ねる地域組織としては、三方原地域で活動実績があり、かつ地域の住民により運営されているコミュニティ組織であることが求められるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 北区まちづくり推進課 (電話 : 053-523-2903) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---|-------------------|----------|------------|---|-----------------------|------------------------------|
| 402 | 令和4年度 浜松市北区（細江・引佐・三ヶ日地域）放課後児童健全育成事業運営業務 | 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 | R4. 4. 1 | 62,900,000 | 放課後児童健全育成事業を行う事業者は、浜松市放課後児童会健全育成事業実施要綱第2条に基づき浜松市長が適当であると認めたものかつ同要綱第3条に基づく事業開始届をあらかじめ届け出る必要があるが、浜松市北区の細江・引佐・三ヶ日地域を実施場所として届出しているのは社会福祉法人浜松市社会福祉協議会のみである。また、ホームページ上では随意契約を行っているとの公表や民間放課後児童会等の情報を募るなどしているが、新たな事業者から対象地域内で放課後児童会を運営したいという申出はない。そのため、子どもの健全育成を適切に実施するノウハウと人材を持ち、地域の実情を理解して保護者や小学校と連携して育成できる事業者は、令和4年度においても社会福祉法人浜松市社会福祉協議会以外に適切な業者がないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 北区社会福祉課 (電話：053-523-2893) |
| 403 | 令和4年度浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務 | 社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会 | R4. 4. 1 | 17,493,000 | 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱に基づき、元気はつらつ教室事業者台帳に記載された事業所に委託している。北区においては、事業者台帳に登録されている唯一の団体であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 北区長寿保険課 (電話：053-523-1144) |
| 404 | 平成4年度浜松市地域包括支援センター運営事業業務（細江） | 社会福祉法人 聖隸事業団 | R4. 4. 1 | 52,915,000 | 地域包括支援センター運営業務は、市の運営方針に基づいた適切な運営の遂行、かつ公正・中立性の確保が必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は、浜松市地域包括支援センター運営協議会で細江、引佐、三ヶ日地域担当として承認された唯一の法人であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 北区長寿保険課 (電話：053-523-1144) |
| 405 | 平成4年度浜松市地域包括支援センター運営事業業務（三方原） | 社会福祉法人 公友会 | R4. 4. 1 | 41,575,000 | 地域包括支援センター運営業務は、市の運営方針に基づいた適切な運営の遂行、かつ公正・中立性の確保が必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は、浜松市地域包括支援センター運営協議会で都田、新都田、三方原地域担当として承認された唯一の法人であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 北区長寿保険課 (電話：053-523-1144) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---------------------------------|---------------|----------|------------|---|-----------------------|-----------------------------------|
| 406 | 令和4年度 浜松市北区救急診療業務 | 一般社団法人 引佐郡医師会 | R4. 4. 1 | 11,690,250 | 当該業務は医師資格の必要な業務であることから、地域の安定的な医療環境を確保するため、引佐3町（細江町・引佐町・三ヶ日町）の医療機関を統括している一般社団法人引佐郡医師会の一者特命とする。なお、夜間救急を担当する聖隸三方原病院は、平成30年に引佐郡医師会に加入済である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 北区健康づくり課 (電話：053-523-3121) |
| 407 | 令和4年度 3歳児健康診査業務 | 一般社団法人 引佐郡医師会 | R4. 4. 1 | 4,392,564 | 専門技術が必要であり、旧引佐地域の医療機関を統括できる機関であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 北区健康づくり課 (電話：053-523-3121) |
| 408 | 令和4年度 浜松市予防接種等業務 | 一般社団法人 引佐郡医師会 | R4. 4. 1 | 50,223,339 | 当該業務は医師資格の必要な業務であることから、地域の安定的な接種環境を確保するため旧引佐3町の予防接種可能な医療機関を統括することができる一般社団法人引佐郡医師会の一者特命とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 北区健康づくり課 (電話：053-523-3121) |
| 409 | 令和4年度 浜松市三ヶ日協働センター管理運営及び講座等開催事業 | 三ヶ日まちづくり協議会 | R4. 4. 1 | 6,642,000 | 本業務は、三ヶ日協働センターの管理運営及び講座等の開催業務を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化を促進し、施設の更なる利用の増加とそれに伴う地域住民の交流の拡大を図ることを目的としている。 この目的を達成するための地域組織としては、三ヶ日地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されている団体であることが求められる。 当該団体はこの条件を備えた団体で、本業務の委託先として最適の団体であり、かつ地域内に業務を遂行できる団体が他にないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 北区・三ヶ日協働センター (電話：053-524-1512) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---|-------------------|----------|------------|---|-----------------------|-------------------------------------|
| 410 | 令和4年度浜北区行政連絡業務 | 浜松市浜北区自治会連合会 | R4. 4. 1 | 31,226,110 | <p>地域に密着した住民組織である「浜松市浜北区自治会連合会」は、自治会加入率が高く、地域の実情にも精通し、これまでも業務を円滑に処理してきている実績がある。回覧する手間や、地域に関する調査等も含めて総合的に依頼できるのは、住民組織のみであり、正確性、経済性の面からも他に替わるものはない。</p> <p>さらに、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域のコミュニティの形成や維持にも寄与することができる。</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 浜北区役所 区振興課 (電話 : 053-585-1143) |
| 411 | 令和4年度 浜北区役所管理業務 | 株式会社なゆた浜北 | R4. 4. 1 | 2,931,588 | <p>なゆた浜北は複合施設であり、区役所の専有部分のみを切り離して業務を委託することは施設の管理上難しい。電気設備や空調設備等、制御する機械は区役所専用施設外にあり、日常の運転及び障害時の対応においても中央監視室をはじめとした株式会社なゆた浜北との連携が不可欠である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社なゆた浜北は、「なゆた浜北管理規約」第30条で区分所有法に規定する管理者となっている。 ・「なゆた浜北管理規約」第20条で「専用部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、管理者がこれを行うことができる。」と規定されている。 ・「なゆた・浜北」の施設管理は、設備担当者は8時から22時まで、警備担当者は18時から翌10時まで併せて24時間体制で地下1階の中央監視室で共用部分、専用部分等を集中管理している。 <p>これらのことから、株式会社なゆた浜北以外に受託できる業者がない。</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 浜北区役所 区振興課 (電話 : 053-585-1146) |
| 412 | 令和4年度 浜松市庵玉協働センター及び浜松市中瀬協働センター昇降機設備保守点検業務 | フジテック株式会社 静岡支店 | R4. 4. 1 | 1,491,600 | 各施設に設置された昇降機には、遠隔監視装置及び外部連絡装置が設置されている。これらの装置は、緊急時における昇降機の安全確保のための遠隔監視や、自動点検を行う設置業者独自のシステムで、設置業者以外では適切な保守点検が実施できないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 浜北区まちづくり推進課 (電話 : 053-586-6201) |
| 413 | 令和4年度 浜北区市民文化祭開催業務 | 浜松市浜北文化協会 | R4. 4. 1 | 1,536,000 | 本業務は、市民文化の振興を図る事を目的とした公益性の高い事業である。また、業務を円滑に実施するためには、芸術・文化に精通し、浜北区内の文化団体を総括する事ができる団体でなければならない。これらの要件を満たしている団体は、浜松市浜北文化協会以外になく、業務の性質と目的が競争入札に適さないものであるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 浜北区まちづくり推進課 (電話 : 053-586-6201) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---------------------------|-------------------|----------|-------------------------------------|--|-----------------------|----------------------------------|
| 414 | 令和4年度浜松市浜北区放課後児童健全育成事業運営業 | 特定非営利活動法人学童保育はまきた | R4. 4. 1 | 143,500,000 | 特定非営利活動法人学童保育はまきたは、放課後児童クラブを運営するために旧浜北市内の放課後児童クラブの育成会の保護者が立ち上げた特定非営利活動法人である。当該事業の趣旨を理解し、旧浜北市からの継続性の中で、健全な運営ができる事業所は、特定非営利活動法人学童保育はまきた以外に受託できる事業所がないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 浜北区 社会福祉課 (電話 : 053-585-1121) |
| 415 | 令和4年度きじの里放課後児童クラブ運営業務 | 社会福祉法人峰栄会 | R4. 4. 1 | 9,220,000 | きじの里放課後児童クラブは、内野小学校の児童数増加による既存の放課後児童クラブの利用者増に対応するため、校区内で社会福祉施設を運営している社会福祉法人峰栄会が整備したクラブ室であり、運営上、他の事業者では履行することができないため | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 浜北区 社会福祉課 (電話 : 053-585-1121) |
| 416 | 浜松市地域包括支援センター運営事業業務（北浜） | 社会福祉法人聖隸福祉事業団 | R4. 4. 1 | 固定費 36,200,000 単価分 175,000 | 地域包括支援センター運営事業は、適切、公平かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は浜松市包括支援センター運営協議会で北浜地区における委託の承認を受けた唯一の法人である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 浜北区 長寿保険課 (電話 : 053-585-1123) |
| 417 | 浜松市地域包括支援センター運営事業業務（しんぱら） | 社会福祉法人天竜厚生会 | R4. 4. 1 | 固定費 31,000,000 単価分 175,000 | 地域包括支援センター運営事業は、適切、公平かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は浜松市包括支援センター運営協議会で浜名・庵玉地区における委託の承認を受けた唯一の法人である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 浜北区 長寿保険課 (電話 : 053-585-1123) |
| 418 | 浜松市地域包括支援センター運営事業業務（於呂） | 医療法人社団白梅会 | R4. 4. 1 | 固定費 25,800,000 単価分 175,000 | 地域包括支援センター運営事業は、適切、公平かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は浜松市包括支援センター運営協議会で中瀬・赤佐地区における委託の承認を受けた唯一の法人である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 浜北区 長寿保険課 (電話 : 053-585-1123) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---|------------------------------|----------|-------------|---|-----------------------|----------------------------------|
| 419 | 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務（中瀬） | 社会福祉法人大善福社会 | R4. 4. 1 | 13,629,000 | 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登載された事業所に委託するため。（浜北区北部において台帳に登載されている事業所は1事業所のみ） | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 浜北区 長寿保険課 (電話 : 053-585-1123) |
| 420 | 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務（平口） | 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 | R4. 4. 1 | 15,183,000 | 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登載された事業所に委託するため。（浜北区南部において台帳に登載されている事業所は1事業所のみ） | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 浜北区 長寿保険課 (電話 : 053-585-1123) |
| 421 | 令和4年度 浜松市夜間・休日救急医療業務 | 一般社団法人 浜松市浜北医師会 | R4. 4. 1 | 11,155,878 | 当該委託業務は医療行為の提供であり、医師免許を持った医師のみが受託可能である。また定められた診療報酬により実施するため、業務の性質上、競争入札には適さない。さらに、救急医療は速やかに近隣の医療機関に受診できる体制が必要であり、浜北区内で救急医療可能な医療機関を統括している唯一の団体であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 浜北区健康づくり課 (電話 : 053-585-I171) |
| 422 | 令和4年度 浜松市予防接種等業務 | 一般社団法人 浜松市浜北医師会 | R4. 4. 1 | 205,874,349 | 予防接種業務は医療行為であり、医師免許を持った医師のみが受託可能である。また定められた接種費用により実施するため、業務の性質上、競争入札には適さない。予防接種実施可能な区内の医療機関を統括している唯一の団体であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 浜北区健康づくり課 (電話 : 053-585-I171) |
| 423 | (一括) 令和4年度 浜松市浜北保健センターほか17施設昇降機設備保守点検業務 | 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 中部支社 静岡支店 | R4. 4. 1 | 24,148,080 | 昇降機設置業者による遠隔操作システムを使用することで、24時間監視と自動点検による予防保全を行っている。これは設備設置業者が開発した独自技術によるものであるため、効果的な点検を実施できるようにするため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 浜北区健康づくり課 (電話 : 053-585-I171) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|----------------------------|----------------------|----------|------------|--|-----------------------|-------------------------------------|
| 424 | 浜松市森林のまち童話大賞記念公演等開催業務 | 「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会 | R4. 4. 1 | 4,442,295 | 事業実施には舞台設営、管理・進行等に専門的なノウハウや知識、技術等を要するため委託するもの。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区区振興課 (電話 : 922-0013) |
| 425 | 北遠地域民放中波ラジオ送受信施設空中線系設備点検業務 | 株式会社テクノバ | R4. 4. 1 | 5,500,000 | 点検に特殊な技術を要するため | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区区振興課 (電話 : 922-0013) |
| 426 | 北遠地域民放中波ラジオ送受信施設定期点検業務 | 株式会社テクノバ | R4. 4. 1 | 2,739,000 | 点検に特殊な技術を要するため | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区区振興課 (電話 : 922-0013) |
| 427 | 天竜区行政連絡業務 | 天竜区自治会連合会 | R4. 4. 1 | 27,004,160 | 広報はままつ、議会だより等文書の配布・回覧や簡易な調査等を行うもの。行政からの連絡事項を迅速かつ正確に市民へお知らせすることが可能であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区区振興課 (電話 : 053-922-0013) |
| 428 | 浜松市天竜ツーリズムセンター運営業務委託 | 天竜区観光協会 | R4. 4. 1 | 5,923,000 | 天竜区観光協会は、区内の観光施設を含む、5 地区の観光協会支部会員で構成され、区内の緊密な連携のもと、観光地、物産を広く紹介し、観光客の誘致拡大を図ると共に観光事業を通じて、区内の観光振興・地域振興に寄与している団体である。また、浜松・浜名湖ツーリズムビューローや区外の観光協会との連携・情報共有を行っている。天竜区の観光情報を収集し、観光案内や情報発信ができ、かつ来訪者及び問い合わせに対して、的確に案内をすることができる代替団体が他にないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区まちづくり推進課 (電話 : 053-922-0033) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---------------------|------------------------|----------|-----------|---|-----------------------|------------------------------------|
| 429 | 浜松市春野文化センター管理運営業務 | 特定非営利活動法人春野のえがお | R4. 4. 1 | 4,500,000 | <p>浜松市春野文化センターの管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化、施設の利用促進を目的としている。</p> <p>この目的を達成するための団体としては、春野地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されていることが求められる。</p> <p>この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区まちづくり推進課 (電話 : 053-922-0086) |
| 430 | 浜松市水窪文化会館管理運営業務 | 地域活性化団体よかつづらみさくぼ | R4. 4. 1 | 4,550,000 | <p>浜松市水窪文化会館の管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化、施設の利用促進を目的としている。</p> <p>この目的を達成するための団体としては、水窪地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されていることが求められる。</p> <p>この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区まちづくり推進課 (電話 : 053-922-0086) |
| 431 | 浜松市龍山森林文化会館管理運営業務 | 特定非営利活動法人ほつと龍山 | R4. 4. 1 | 5,005,000 | <p>浜松市龍山森林文化会館の管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化、施設の利用促進を目的としている。</p> <p>この目的を達成するための団体としては、龍山地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されていることが求められる。</p> <p>この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区まちづくり推進課 (電話 : 053-922-0086) |
| 432 | 浜松市佐久間歴史と民話の郷会館管理業務 | 特定非営利活動法人がんばらまいか佐久間 | R4. 4. 1 | 4,136,000 | <p>浜松市佐久間歴史と民話の郷会館の管理を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化、施設の利用促進を目的としている。</p> <p>この目的を達成するための団体としては、佐久間地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されていることが求められる。</p> <p>この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区まちづくり推進課 (電話 : 053-922-0086) |
| 433 | 天竜ものづくり継承施設管理業務 | 特定非営利活動法人本田宗一郎夢未来想造俱楽部 | R4. 4. 1 | 5,931,999 | 当該施設は、故本田宗一郎氏のものづくり精神を次代を担う世代に継承していくことを目的に、登録有形文化財となっている旧二俣町役場を活用する形で整備された経緯があり、設置目的に沿う活動を主体に行っている住民組織は（特非）本田宗一郎夢未来想造俱楽部しかないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区まちづくり推進課 (電話 : 053-922-0086) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|--------------------------------|-----------------|----------|------------|--|-----------------------|------------------------------------|
| 434 | 浜松市横山バス待合所外 27 施設浄化槽保守点検及び清掃業務 | 株式会社ハマエイ | R4. 4. 1 | 4,517,150 | 株式会社ハマエイは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「屎尿及び浄化槽汚泥（一般廃棄物）」の清掃を天竜区内で行うことのできる唯一の許可業者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区まちづくり推進課 (電話 : 053-922-0027) |
| 435 | 浜松市天竜ボート場コース設営等業務 | 有限会社天龍遊船 | R4. 4. 1 | 4,086,060 | 天竜ボート場のコース設営及び撤去業務は、気象条件やダム放流などによる緊急時の対応が必要不可欠である。特に近年においては、突発的な豪雨の増加など気象状況が変化しており、それに伴うダムの放流水数も増加している。急激な増水に伴うコースの撤去作業は、大変厳しい気象条件の中で行うこととなり、危険が伴う中で迅速かつ正確な対応が求められる。また、大会時の救助業務においては、ダム湖の地形や水流等を熟知していることや熟練した技術、経験も必要となってくる。指名業者は、天竜ボート場におけるコース設営、撤去及び救助業務に長期にわたって携わり、上記の条件に対応する技術等を有するため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区まちづくり推進課 (電話 : 053-922-0072) |
| 436 | 令和4年度 浜松市天竜区放課後児童健全育成事業運営業務 | 社会福祉法人 天竜厚生会 | R4. 4. 1 | 27,234,000 | やまびこ第一・第二児童クラブ及び今年度から新規に委託するみゆうのおか児童クラブは、自前の施設を利用しておらず、他業者よりも安価に委託できる可能性が高い。また、ふたまた第一・第二も含めた5つの児童クラブをまとめて委託すれば、事業が集約でき経費をより安価に抑えることが可能である。以上のようなコスト軽減の点、また地域の事情に詳しく、実績及び地域住民からの高い信頼度を考慮したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区社会福祉課 (電話 : 053-922-0023) |
| 437 | 浜松市地域活動支援センターⅢ型事業業務 | 特定非営利活動法人わかつぎ工房 | R4. 4. 1 | 9,794,000 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための事業であり、実施要綱に基づき浜松市地域活動支援センターⅢ型事業実施施設・事業者台帳に登載された事業所を運営する法人に委託することとしており、実施区域である佐久間町において台帳に登載されている事業所が1者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区社会福祉課 (電話 : 053-922-0024) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---------------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-----------------------|---------------------------------|
| 438 | 浜松市地域活動支援センターⅢ型事業業務 | 特定非営利活動法人あけぼの | R4. 4. 1 | 7,680,000 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための事業であり、実施要綱に基づき浜松市地域活動支援センターⅢ型事業実施施設・事業者台帳に登載された事業所を運営する法人に委託することとしており、実施区域である春野町において台帳に登載されている事業所が1者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区社会福祉課 (電話: 053-922-0024) |
| 439 | 浜松市生活支援ハウス運営事業 | 社会福祉法人 さくま | R4. 4. 1 | 8,780,000 | 介護保険法に規定する老人デイサービスセンター等を運営する社会福祉法人であり、適切な事業運営が確保できると認められた法人である。また、浜松市生活支援ハウス運営事業実施要綱に規定する施設を保有しているのは、区内では社会福祉法人さくましかないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区 長寿保険課 (電話: 053-922-0130) |
| 440 | 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業（天竜（熊除く）、春野（春南除く）、水窪） | 社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会 | R4. 4. 1 | 21,952,000 | 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱（平成29年4月1日施行）に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登載された事業所に業務を委託するため。 〈対象エリア〉 上阿多古・下阿多古・二俣・光明・竜川・水窪・春野（春南地区を除く）の7エリア | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区 長寿保険課 (電話: 053-922-0130) |
| 441 | 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業（熊、龍山） | 社会福祉法人 天竜厚生会 | R4. 4. 1 | 1,715,000 | 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱（平成29年4月1日施行）に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登載された事業所に業務を委託するため1者特命とする。 〈対象エリア〉 熊・龍山地域の2エリア | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区 長寿保険課 (電話: 053-922-0130) |
| 442 | 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業（春野（春南）） | 社会福祉法人 白龍会 | R4. 4. 1 | 3,087,000 | 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱（平成29年4月1日施行）に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登載された事業所に業務を委託するため1者特命とする。 〈エリア〉 春野（春南地区） | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区 長寿保険課 (電話: 053-922-0130) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|------------------------------|--------------|----------|------------|--|-----------------------|--------------------------------|
| 443 | 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業（佐久間（浦川除く）） | 社会福祉法人 さくま | R4. 4. 1 | 3,430,000 | 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱（平成29年4月1日施行）に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登載された事業所に業務を委託するため。 〈エリア〉 佐久間（浦川除く） | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区 長寿保険課 (電話：053-922-0130) |
| 444 | 浜松市地域包括支援センター運営事業（天竜、春野） | 医療法人 弘遠会 | R4. 4. 1 | 37,315,000 | 地域包括支援センター運営業務は、市の運営方針に基づいた適切な運営の遂行、かつ公正・中立性の確保が必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し承認された法人でなければ受託することが出来ず、医療法人弘遠会は令和4年3月1日に開催された浜松市地域包括支援センター運営協議会で天竜、春野地域担当として承認された唯一の法人であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区 長寿保険課 (電話：053-922-0130) |
| 445 | 浜松市地域包括支援センター運営事業（佐久間、水窪、龍山） | 社会福祉法人 天竜厚生会 | R4. 4. 1 | 33,055,000 | 地域包括支援センター運営業務は、市の運営方針に基づいた適切な運営の遂行、かつ公正・中立性の確保が必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し承認された法人でなければ受託することが出来ず、社会福祉法人天竜厚生会は令和4年3月1日に開催された浜松市地域包括支援センター運営協議会で佐久間・水窪・龍山地域担当として承認された唯一の法人であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区 長寿保険課 (電話：053-922-0130) |
| 446 | 浜松市春野歯科診療所歯科技工業務（クラウン等） | 歯科技工 俊光 | R4. 4. 1 | 1,683,528 | 歯科技工物は失った歯の部分を人工的補綴し、以前の咬み合せを再現するものであり、デリケートな精密さが要求されることから、医師や患者の要望に対応できる技術を持った専門業者であることが必要不可欠である。歯科技工俊光については、本業務を実施できる浜松市入札参加資格を有している唯一の登録業者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区健康づくり課 (電話：053-925-3142) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|-----------------------|---------------|----------|--------------|---|-----------------------|----------------------------------|
| 447 | 浜松市春野歯科診療所歯科技工業務（義歯等） | てい一す工房 | R4. 4. 1 | 1, 231, 230 | 歯科技工物は失った歯の部分を人工的に補綴し、以前の咬み合わせを再現するものであり、デリケートな精密さが要求される。てい一す工房は技工物のやりとりを来院方式で行う。浜松市入札参加資格に登録している唯一の業者であり、歯科医師と技工士の直接的な打合せが可能であるため医師の疎通を図ることで歯科医師からの要望が伝わりやすい。また、これまでの実績による患者データを所持していることから、精密さを要求される細かい部分に対しても、患者と歯科医師の要望に沿った技工物を速やかに製作することができるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区健康づくり課 (電話 : 053-925-3142) |
| 448 | 浜松市予防接種等業務 | 一般社団法人磐周医師会 | R4. 4. 1 | 47, 353, 000 | 本業務は、医師免許が必要であり、各医療機関（医師）の協力が必要不可欠であるため、指名競争入札に適さない。指名業者は、区内の医師を会員とし、統括する唯一の団体であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区健康づくり課 (電話 : 053-925-3142) |
| 449 | 浜松市天竜休日救急診療所診療及び管理業務 | 一般社団法人磐周医師会 | R4. 4. 1 | 9, 586, 152 | 本業務は、医師免許が必要であり、各医療機関（医師）の協力が不可欠なため、競争入札に適していない。指名業者は、天竜区及び磐田市豊岡地区の医師を会員とし、統括する唯一の団体であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区健康づくり課 (電話 : 053-925-3142) |
| 450 | 浜松市天竜休日救急診療所調剤業務 | 一般社団法人浜松市薬剤師会 | R4. 4. 1 | 2, 268, 376 | 本業務は、薬剤師免許が必要であり、薬剤師の協力が不可欠なため、競争入札に適していない。指名業者は、市内の薬剤師を会員とし、統括する唯一の団体である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 天竜区健康づくり課 (電話 : 053-925-3142) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|------------------------------------|----------------------|----------|------------|---|-----------------------|-----------------------------------|
| 451 | 令和4年度浜松市消防庁舎自家用電気工作物保安管理業務 | 一般財団法人中部電気保安協会浜松営業所 | R4. 4. 1 | 3,519,890 | 消防業務の支障をきたさないよう、市内の各地に支店を共有し、24時間体制で迅速かつ的確に対応できるものは、一般財団法人中部電気保安協会のみであるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 消防局消防総務課 (電話 : 053-475-7524) |
| 452 | 浜松市勤務時間管理システム保守業務 | 富士通JAPAN株式会社 浜松支店 | R3. 6. 1 | 2,894,848 | 勤務時間管理システムは、富士通JAPAN株式会社のパッケージシステムを利用し、浜松市独自のカスタマイズを行っているものであり、技術的及びパッケージの著作権の点から開発事業者以外がシステムの運用保守を行うことができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 総務部 人事課 (電話 : 053-457-2085) |
| 453 | 令和4年度伝統文化支援事業 | 雄踏歌舞伎保存会「万人講」 | R4. 4. 1 | 150,000 | 雄踏歌舞伎保存会「万人講」は、雄踏歌舞伎「万人講」に関する知識・技術・経験を有し、地域の伝統文化の保存継承・普及に努めている唯一の団体であり、当該業務を行えるのは当団体のみであるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 西区まちづくり推進課 (電話 : 053-597-1117) |
| 454 | 令和4年度 地方税共通納稅システム税目拡大等に係る税システム改修業務 | 日本電気株式会社 | R4. 4. 1 | 83,270,000 | 現行の浜松市税基幹システムは日本電気株式会社のパッケージであり、プログラム等に係る著作権等は同社が保有し、同社以外改修業務を行えないため、同社へ随意契約（一者特命）とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 財務部税務総務課 (電話 : 053-457-2141) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---|---------------|-----------|-----------|---|-----------------------|---------------------------------|
| 455 | 浜松市税務システム改修業務委託（軽J N K S対応） | 日本電気株式会社 | R4. 4. 1 | 5,720,000 | 現行の浜松市税基幹システムは日本電気株式会社のパッケージであり、プログラム等に係る著作権等は同社が保有し、同社以外改修業務を行えないため、同社へ随意契約（一者特命）とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 財務部税務総務課 (電話：053-457-2261) |
| 456 | 住民情報システム改修業務（収納検索・照会機能の実装） | 日本電気株式会社 | R4. 4. 1 | 3,135,000 | 現行住民情報システム内で市税収納情報を一元化、集中管理することにより情報の正確性・整合性の確保が可能となる。また、現行住民情報システムを改修することにより、別途サーバー構築保守契約を行うこともなく、最も効率的かつ最小の経費で調達することができる。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 財務部税務総務課 (電話：053-457-2261) |
| 457 | 浜松市保健総合管理システム機能改修業務（新型コロナウイルスワクチン4回目接種対応） | 日本コンピューター株式会社 | R4. 4. 28 | 2,343,000 | 開発業者以外では現行システムの解析に時間と費用がかかり、保守・改修後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発業者以外ではできない。また、ソフトウェアの著作権の点からも開発業者以外では対応ができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119) |
| 458 | 浜松市保健総合管理システム機能改修（新型コロナウイルス予防接種副本対応）業務 | 日本コンピューター株式会社 | R4. 4. 28 | 1,782,000 | 開発業者以外では現行システムの解析に時間と費用がかかり、保守・改修後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発業者以外ではできない。また、ソフトウェアの著作権の点からも開発業者以外では対応ができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|-----------------------------|------------|--------|------------|---|-----------------------|------------------------------|
| 459 | 令和4年度浜松市地域包括支援センター運営事業(大平台) | 社会福祉法人 三幸会 | R4.4.1 | 31,175,000 | 本事業は、浜松市地域包括支援センター運営業務実施要綱の規定により、地域包括支援センター運営協議会の承認を得た法人に委託することとされている。 地域包括支援センター大平台の担当圏域である「入野、篠原地区」については、社会福祉法人三幸会が地域包括支援センター運営協議会で審査され承認を受けた法人であり、この事業を適切、公正かつ中立な運営を確保できる法人として認められるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 西区長寿保険課 (電話053-597-1164) |
| 460 | 令和4年度浜松市地域包括支援センター運営事業(和地) | 社会福祉法人 慶成会 | R4.4.1 | 36,375,000 | 本事業は、浜松市地域包括支援センター運営業務実施要綱の規定により、地域包括支援センター運営協議会の承認を得た法人に委託することとされている。 地域包括支援センター和地の担当圏域である「庄内、和地、伊佐見地区」については、社会福祉法人慶成会が地域包括支援センター運営協議会で審査され承認を受けた法人であり、この事業を適切、公正かつ中立な運営を確保できる法人として認められるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 西区長寿保険課 (電話053-597-1164) |
| 461 | 令和4年度浜松市地域包括支援センター運営事業(雄踏) | 医療法人社団 一穂会 | R4.4.1 | 36,375,000 | 本事業は、浜松市地域包括支援センター運営業務実施要綱の規定により、地域包括支援センター運営協議会の承認を得た法人に委託することとされている。 地域包括支援センター雄踏の担当圏域である「舞阪、雄踏、神久呂地区」については、医療法人社団一穂会が地域包括支援センター運営協議会で審査され承認を受けた法人であり、この事業を適切、公正かつ中立な運営を確保できる法人として認められるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 西区長寿保険課 (電話053-597-1164) |
| 462 | 令和4年度浜松市生活支援ハウス運営事業 | 社会福祉法人 三幸会 | R4.4.1 | 6,581,300 | 生活支援ハウス「山崎」を保有している法人へ委託するものであり、他の事業者へ委託することは不可能である。なお、当該施設機能の有効的な活用について熟知し、より質の高い高齢者事業を行うことができる法人であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 西区長寿保険課 (電話053-597-1164) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|---------------------------------|----------------------|---------|-----------|--|-----------------------|---|
| 463 | 令和4年度モビリティサービス推進コンソーシアム運営支援業務 | 株式会社 博報堂 | R4.5.16 | 3,993,000 | 本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話 : 053-457-2454) |
| 464 | 令和4年度官民連携プラットフォーム運営支援業務 | 株式会社日本総合研究所 | R4.5.16 | 5,000,000 | 本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話 : 053-457-2454) |
| 465 | 令和4年度デジタル技術活用支援事業 委託業務 | NPO法人まちづくりネットワークWILL | R4.6.1 | 1,000,000 | 本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話 : 053-457-2454) |
| 466 | 令和4年度浜松市データ連携基盤活用モデル事例創出事業 委託業務 | 一般社団法人コード・フォー・ジャパン | R4.5.20 | 6,897,000 | 本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話 : 053-457-2454) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|-----|----------------------------------|------------------|---------|-----------|--|-----------------------|---|
| 467 | 令和4年度浜松市デジタル・マーケティング相談支援及び人材育成業務 | 株式会社キネッソジャパン | R4.5.17 | 4,783,000 | 本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話 : 053-457-2454) |
| 468 | 令和4年度浜松市DX人材育成研修業務 | 一般社団法人シビックテック・ラボ | R4.5.17 | 4,180,000 | 本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話 : 053-457-2454) |